

**令和5年度
第2回 東松山市都市計画審議会
議案**

諮問事項

議案第1号 東松山都市計画地区計画の変更について（東松山市決定）

目 次

(諮問事項)

議案第 1 号 東松山都市計画地区計画の変更について（東松山市決定）・・・1

議案第1号 東松山都市計画地区計画の変更について (東松山市決定)

1 変更の内容

[東松山市：高坂駅東口第一地区]

地区計画の目標、区域の整備・開発及び保全の方針及び地区整備計画を次のとおり変更します。

	新	旧
地区計画の目標	<p><u>東松山市南部に位置する東武東上線高坂駅を中心とした市街地は、本市の副次的な都市拠点として総合計画や都市計画マスタープラン等に位置付けられている。</u> <u>本地区は、東武東上線高坂駅に隣接し、良好な市街地形成を図るため、高坂駅東口第一土地区画整理事業で基盤整備がなされている地区である。</u></p> <p><u>土地区画整理事業による整備の効果を維持・保全するとともに、商業業務地及び住宅地の健全な土地利用を誘導して、活力に満ちたゆとりと潤いのある市街地環境の形成を図ることを目標とする。</u></p>	<p><u>東松山市南部に位置する東武東上線高坂駅を中心とした市街地は、本市の副次的な都市拠点として総合振興計画や都市計画マスタープラン等に位置付けられており、適正な都市機能の配置など基盤整備済みの駅西口と一体となる良好な市街地形成を図るため、現在、駅東側の地域について2地区の土地区画整理事業が行われている。</u></p> <p><u>このうち、先行して将来の土地利用が始まる鉄道に接する第一地区について地区計画を策定し、土地区画整理事業の効果を維持・保全するとともに、商業業務地及び住宅地の健全な土地利用を誘導して、活力に満ちたゆとりと潤いのある市街地環境の形成を図ることを目標とする。</u></p>

		新	旧
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	_____用途地域や幹線道路の配置計画などの地区特性を踏まえ、誘導すべき将来の土地利用を想定して、地区を次の4つに細区分する。	予定している用途地域や幹線道路の配置計画などの地区特性を踏まえ、誘導すべき将来の土地利用を想定して、地区を次の4つに細区分する。
	地区施設の整備方針	地区施設については、土地区画整理事業によって整備がなされているため、施設の機能が損なわれないよう、維持・保全を図る。	地区施設については、土地区画整理事業によって整備される施設の機能が損なわれないよう、維持・保全を図る。

高坂駅東口第一地区地区計画新旧対照表

地区 整備計画	地区 施設 の 配置 及び 規模	道 路	新				旧			
			名 称	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考	名 称	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
			区画街路16-1号線	16	137.57		区画街路16-1号線	16	137.56	
			区画街路12-1号線	12	147.47		区画街路12-1号線	12	148.04	
			区画街路12-2号線	12	213.39		区画街路12-2号線	12	213.32	
			区画街路12-3号線	12	258.78		区画街路12-3号線	12	258.77	
			区画街路12-4号線	12	42.42		区画街路12-4号線	12	42.42	
			区画街路12-5号線	12	127.69		区画街路12-5号線	12	127.60	
			区画街路8-1号線	8	149.64		区画街路8-1号線	8	149.64	
			区画街路7-1号線	7	154.16		区画街路7-1号線	7	154.21	
			区画街路7-2号線	7	312.46		区画街路7-2号線	7	312.45	
			区画街路7-3号線	7	308.22		区画街路7-3号線	7	308.22	
			区画街路7-4号線	7	105.25		区画街路7-4号線	7	105.19	
			区画街路6-1号線	6	202.86		区画街路6-1号線	6	202.83	
			区画街路6-2号線	6	27.62		区画街路6-2号線	6	27.61	
			区画街路6-3号線	6	248.57		区画街路6-3号線	6	248.77	
			区画街路6-4号線	6	187.83		区画街路6-4号線	6	187.82	
			区画街路6-5号線	6	128.27		区画街路6-5号線	6	128.26	
			区画街路6-6号線	6	93.39		区画街路6-6号線	6	146.63	
			区画街路6-7号線	6	30.33		区画街路6-7号線	6	30.25	
			区画街路6-8号線	6	170.21		区画街路6-8号線	6	170.30	
			区画街路6-9号線	6	311.06		区画街路6-9号線	6	310.29	
			区画街路6-10号線	6	87.26		区画街路6-10号線	6	87.25	
			区画街路6-11号線	6	85.36		区画街路6-11号線	6	85.37	
			区画街路6-12号線	6	125.26		区画街路6-12号線	6	125.27	
			区画街路6-13号線	6	121.24		区画街路6-13号線	6	121.24	
			区画街路6-14号線	6	84.92		区画街路6-14号線	6	84.76	
			区画街路6-15号線	6	104.55		区画街路6-15号線	6	104.53	
			区画街路6-16号線	6	79.57		区画街路6-16号線	6	79.55	
			区画街路6-17号線	6	44.60		区画街路6-17号線	6	44.59	
			区画街路6-18号線	6	79.72		区画街路6-18号線	6	79.72	
			区画街路6-19号線	6	200.07		区画街路6-19号線	6	200.06	
			区画街路6-20号線	6	30.00		区画街路6-20号線	6	30.00	
			区画街路6-21号線	6	139.24		区画街路6-21号線	6	139.23	
			区画街路6-22号線	6	70.71		区画街路6-22号線	6	70.72	
			区画街路6-23号線	6	214.59		区画街路6-23号線	6	214.59	
			区画街路6-24号線	6	100.36		区画街路6-24号線	6	100.33	
			区画街路6-25号線	6	96.78		区画街路6-25号線	6	96.76	
			区画街路6-26号線	6	93.64		区画街路6-26号線	6	93.63	
			区画街路6-27号線	6	87.54		区画街路6-27号線	6	87.55	
			区画街路6-28号線	6	131.24		区画街路6-28号線	6	131.25	
			区画街路6-29号線	6	226.22		区画街路6-29号線	6	226.22	
			区画街路6-30号線	6	153.10		区画街路6-30号線	6	153.12	
			区画街路6-31号線	6	184.76		区画街路6-31号線	6	184.73	
			区画街路6-32号線	6	106.04		区画街路6-32号線	6	106.02	
			区画街路6-33号線	6	89.00		区画街路6-33号線	6	88.98	
			区画街路6-34号線	6	128.63		区画街路6-34号線	6	128.61	
			区画街路6-35号線	6	296.92		区画街路6-35号線	6	296.91	
			区画街路6-36号線	6	67.36		区画街路6-36号線	6	67.37	
			区画街路6-37号線	6	70.46		区画街路6-37号線	6	70.46	
			区画街路6-38号線	6	90.59		区画街路6-38号線	6	90.57	
			区画街路6-39号線	6	319.46		区画街路6-39号線	6	319.57	

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道	新				旧			
			名称	幅員(m)	延長(m)	備考	名称	幅員(m)	延長(m)	備考
			区画街路6-40号線	6	303.17		区画街路6-40号線	6	303.17	
			区画街路6-41号線	6	92.55		区画街路6-41号線	6	92.56	
			区画街路6-42号線	6	86.84		区画街路6-42号線	6	86.83	
			区画街路6-43号線	6	80.72		区画街路6-43号線	6	80.72	
			区画街路6-44号線	6	72.11		区画街路6-44号線	6	70.68	
			区画街路6-45号線	6	238.14		区画街路6-45号線	6	238.09	
			区画街路6-46号線	6	194.15		区画街路6-46号線	6	194.13	
			区画街路6-47号線	6	162.59		区画街路6-47号線	6	162.57	
			区画街路6-48号線	6	120.47		区画街路6-48号線	6	120.44	
			区画街路6-49号線	6	228.17		区画街路6-49号線	6	228.18	
			区画街路6-50号線	6	185.50		区画街路6-50号線	6	185.49	
			区画街路6-51号線	6	301.94		区画街路6-51号線	6	301.94	
			区画街路6-52号線	6	211.21		区画街路6-52号線	6	211.21	
			区画街路6-53号線	6	135.84		区画街路6-53号線	6	135.84	
			区画街路6-54号線	6	75.72		区画街路6-54号線	6	75.71	
			区画街路6-55号線	6	371.36		区画街路6-55号線	6	371.33	
			区画街路6-56号線	6	77.36		区画街路6-56号線	6	77.37	
			区画街路6-57号線	6	183.38		区画街路6-57号線	6	183.36	
			区画街路6-58号線	6	90.93		区画街路6-58号線	6	90.93	
			区画街路6-59号線	6	122.06		区画街路6-59号線	6	122.06	
			区画街路6-60号線	6	61.13		区画街路6-60号線	6	61.12	
			区画街路6-61号線	6	206.43		区画街路6-61号線	6	206.42	
			区画街路6-62号線	6	431.42		区画街路6-62号線	6	431.44	
			区画街路6-63号線	6	95.37		区画街路6-63号線	6	95.36	
			区画街路6-64号線	6	80.27		区画街路6-64号線	6	80.27	
			区画街路6-65号線	6	213.97		区画街路6-65号線	6	213.97	
			区画街路6-66号線	6	115.01		区画街路6-66号線	6	115.01	
			区画街路6-67号線	6	48.97		区画街路6-67号線	6	48.95	
			区画街路6-68号線	6	339.76		区画街路6-68号線	6	339.76	
			区画街路6-69号線	6	212.45		区画街路6-69号線	6	212.40	
			区画街路6-70号線	6	52.78		区画街路6-70号線	6	52.79	
			区画街路6-71号線	6	219.09		区画街路6-71号線	6	218.99	
			区画街路6-72号線	6	152.43		区画街路6-72号線	6	152.44	
			区画街路6-73号線	6	142.27		区画街路6-73号線	6	142.23	
			区画街路6-74号線	6	128.44		区画街路6-74号線	6	128.40	
			区画街路6-75号線	6	125.31		区画街路6-75号線	6	125.30	
			区画街路6-76号線	6	172.86		区画街路6-76号線	6	172.86	
			区画街路6-77号線	6	114.17		区画街路6-77号線	6	114.16	
			区画街路6-78号線	6	166.51		区画街路6-78号線	6	166.52	
			区画街路5-1号線	5	86.83		区画街路5-1号線	5	86.81	
			区画街路5-2号線	5	75.09		区画街路5-2号線	5	75.09	
			区画街路5-3号線	5	149.47	旧4-4号線	—	—	—	
			区画街路4-1号線	4	122.46		区画街路4-1号線	4	122.45	
			区画街路4-2号線	4	84.42		区画街路4-2号線	4	84.44	
			区画街路4-3号線	4	68.81		区画街路4-3号線	4	68.80	
			—	—	—		区画街路4-4号線	4	154.86	
			区画街路4-5号線	4	70.07		区画街路4-5号線	4	69.99	
			区画街路4-6号線	4	88.87		区画街路4-6号線	4	88.87	
			区画街路4-7号線	4	46.85		区画街路4-7号線	4	46.81	
			区画街路4-8号線	4	71.09		区画街路4-8号線	4	71.10	
			区画街路4-9号線	4	122.72		区画街路4-9号線	4	122.69	

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道	新				旧				
			名称	幅員(m)	延長(m)	備考	名称	幅員(m)	延長(m)	備考	
		路	区画街路4-10号線	4	108.49		区画街路4-10号線	4	108.50		
			区画街路4-11号線	4	40.08		区画街路4-11号線	4	40.07		
			区画街路4-12号線	4	80.62		区画街路4-12号線	4	80.63		
			区画街路4-13号線	4	106.57		区画街路4-13号線	4	106.53		
			区画街路4-14号線	4	46.15		区画街路4-14号線	4	46.12		
			区画街路4-15号線	4	87.77		区画街路4-15号線	4	87.82		
			区画街路4-16号線	4	94.01		区画街路4-16号線	4	94.18		
			区画街路4-17号線	4	72.85		区画街路4-17号線	4	72.83		
			区画街路4-18号線	4	49.54		区画街路4-18号線	4	49.53		
			区画街路4-19号線	4	50.56		区画街路4-19号線	4	50.55		
			区画街路4-20号線	4	54.31		区画街路4-20号線	4	54.30		
			区画街路4-21号線	4	48.32		区画街路4-21号線	4	48.32		
			区画街路4-22号線	4	84.98		区画街路4-22号線	4	84.99		
			区画街路4-23号線	4	109.75		区画街路4-23号線	4	109.76		
			区画街路4-24号線	4	54.36		区画街路4-24号線	4	54.36		
			区画街路4-25号線	4	43.37		区画街路4-25号線	4	43.37		
			区画街路4-26号線	4	106.15		区画街路4-26号線	4	106.15		
			区画街路4-27号線	4	95.44		区画街路4-27号線	4	95.45		
			区画街路4-28号線	4	92.81		区画街路4-28号線	4	92.82		
			区画街路4-29号線	4	38.19		区画街路4-29号線	4	38.18		
			区画街路4-30号線	4	75.30		区画街路4-30号線	4	75.30		
			区画街路4-31号線	4	70.88		区画街路4-31号線	4	70.85		
			区画街路4-32号線	4	100.48		区画街路4-32号線	4	100.37		
			区画街路4-33号線	4	69.98		—	—	—		
			区画街路4-34号線	4	47.46		—	—	—		
			歩行者専用道路	歩 6-1号線	6	56.21		歩 6-1号線	6	56.20	
				歩 6-2号線	6	24.01		歩 6-2号線	6	24.00	
				歩 4-1号線	4	17.05		歩 4-1号線	4	17.01	
				歩 4-2号線	4	38.16		歩 4-2号線	4	38.10	
				歩 4-3号線	4	23.22		歩 4-3号線	4	23.29	
				歩 4-4号線	4	37.86		歩 4-4号線	4	37.86	
				歩 4-5号線	4	41.36		歩 4-5号線	4	41.35	
				歩 4-6号線	4	43.96		—	—	—	
			公園・緑地	名称	面積(m ²)		備考	名称	面積(m ²)		備考
		第1号公園		1,421.37		街区公園	第1号公園	1,500.00		街区公園	
		第2号公園		1,229.59		街区公園	第2号公園	1,230.00		近隣公園	
		第3号公園		10,080.29		近隣公園	第3号公園	10,000.00		街区公園	
		第4号公園		1,400.20		街区公園	第4号公園	1,400.00		街区公園	
		第5号公園		3,000.39		街区公園	第5号公園	3,000.00		街区公園	
		第6号公園		1,799.17		街区公園	第6号公園	1,800.00		街区公園	
		第7号公園		3,388.48		街区公園	第7号公園	3,400.00		街区公園	
		第1号緑地		8,692.09		調整池	第1号緑地	8,700.07		調整池	
		第2号緑地		7,881.60			第2号緑地	7,875.20			
		第3号緑地		1,044.28			—	—			
		第4号緑地	1,444.07			—	—				
		第5号緑地	1,235.31			—	—				
		河川・水路	名称	幅員(m)	延長(m)	備考	名称	幅員(m)	延長(m)	備考	
			準用河川毛塚川	4~8	274.05	整備済	準用河川毛塚川	4~8	274.05	整備済	
			第1号水路	4	359.04		第1号水路	4	359.45		

2 変更の理由

土地区画整理事業による整備の効果を維持・保全するため、地区計画の目標、区域の整備・開発及び保全の方針及び地区整備計画の一部を変更するものです。

3 経緯の概要

原案の縦覧	令和 5年 7月 6日から 平成 5年 7月 19日まで	
県知事協議	令和 5年 8月 7日	
県知事回答	令和 5年 8月 17日	
案の縦覧	令和 5年 9月 7日から 令和 5年 9月 21日まで	意見書提出なし
市都市計画審議会	令和 5年 11月 20日	
変更告示	令和 5年 12月上旬（予定）	

4 計画書

東松山都市計画地区計画の変更（東松山市決定）

東松山都市計画高坂駅東口第一地区地区計画を次のように変更する。

名 称	高坂駅東口第一地区 地区計画	
位 置	東松山市大字高坂字壺番町、字式番町、字参番町、字四番町、字稻荷林、字上後原、字下後原、字座頭、字上谷田、字下谷田、字八反田及び字剣前の各一部 東松山市大字毛塚字栗崎、字西久保、字後台及び字下寺前の各一部 東松山市大字正代字折本の一部 東松山市大字宮鼻字栗崎及び字大西の各一部 東松山市大字大黒部の一部	
面 積	約70.8ha	
地区計画の目標	東松山市南部に位置する東武東上線高坂駅を中心とした市街地は、本市の副次的な都市拠点として総合計画や都市計画マスタープラン等に位置付けられている。本地区は、東武東上線高坂駅に隣接し、良好な市街地形成を図るため、高坂駅東口第一土地区画整理事業で基盤整備がなされている地区である。土地区画整理事業による整備の効果を維持・保全するとともに、商業業務地及び住宅地の健全な土地利用を誘導して、活力に満ちたゆとりと潤いのある市街地環境の形成を図ることを目標とする。	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	用途地域や幹線道路の配置計画などの地区特性を踏まえ、誘導すべき将来の土地利用を想定して、地区を次の4つに細区分する。 [A地区] 駅前地区を、西口と一体化した地域の中心商業地として位置付け、活気や賑わいをもたらす、やや規模の大きな商業・業務系施設の立地を誘導する。 [B地区] 都市計画道路等の幹線道路沿い（ただし、高坂中央通線の一部を除く）については周辺住宅地の環境の保護に配慮しつつ、駅前地区の商業機能を補完するとともに、恵まれた交通条件を活かした沿道サービス型施設の立地を誘導する。 [C地区] 都市計画道路高坂駅東通線及び大黒部通線と鉄道に挟まれた区域（ただし、都市計画道路の沿道は除く）は、鉄道との近接性や住宅の立地状況等を考慮し、比較的小規模な非住居系施設の立地を許容する。 [D地区] 上記以外の区域については、緑豊かな中層住宅を主体とした土地利用を展開しつつ、地域に必要となる小規模な店舗等の便利施設の立地を許容する。
	地区施設の整備の方針	地区施設については、土地区画整理事業によって整備がなされているため、施設の機能が損なわれないよう、維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標等の実現のため、建築物等について次のような規制、誘導を行う。 1 各地区の土地利用の方針に見合う街並みを形成するため、建築物等の用途を制限する。 2 敷地の細分化による建築物の過密化等の環境悪化を防ぐため、建築物の敷地面積に制限を与える。 3 建物周りの空間を確保することにより良好な居住環境を形成するため、壁面の位置の制限を行う。 4 良好な居住環境を確保し整然とした市街地景観の形成を図るため、建築物等の高さを制限する。 5 美しい街並みを形成するため、屋外広告物の色彩等に制限を与える。 また、必要以上の盛土を防止するため、盛土高を制限する。 6 緑豊かで快適な街並みを形成するため、かき又はさくの構造を制限する。

地区施設の配置及び規模		別添（地区施設の配置及び規模）のとおり			
地区の区分	区分の名称	A地区 (近隣商業地域)	B地区 (第一種住居地域)	C地区 (第一種住居地域)	D地区 (第一種中高層住居専用地域)
	区分の面積	約4.8ha	約19.8ha	約14.2ha	約32.0ha
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。			
		1 倉庫業を営む倉庫 2 畜舎（15㎡を超えるもの） 3 工場（建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く）	1 ホテル又は旅館 2 ボーリング場等の運動施設 3 自動車教習所 4 畜舎（15㎡を超えるもの）	5 ガソリンスタンド 6 店舗又は事務所の用途に供する部分が1,500㎡を超えるもの	—
	建築物の敷地面積の最低限度	132㎡ ただし、土地区画整理事業での換地面積が132㎡に満たない敷地については換地面積とする。			
	壁面の位置の制限	—	建築物の壁若しくはこれに代わる柱（自動車車庫の柱を除く）の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。		
	建築物等の高さの最高限度	—	15m		
	建築物等の形態又は意匠の制限	建物及び屋外広告物は美観風致を良好に保つため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。 敷地地盤面の盛土の高さはその敷地が接する道路の中心線の最も高い地点から30cm以内とする。			
		—	屋外広告物は埼玉県屋外広告物条例第7条第2項に該当するものに限る。		
かき又はさくの構造の制限	道路境界及び隣地境界に設けるかき又はさくは、次の各号の一つに掲げるものとする。 (1) 生垣（樹木は、道路境界より50cm以上後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。） (2) 敷地地盤面からの高さが1.5m以下の竹垣、板さく。ただし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に植栽帯を設け、植栽を施すものとする。 (3) 敷地地盤面からの高さが1.5m以下の透視可能なフェンスで基礎の高さは60cm以下のもの。ただし、道路境界に設けるものにあつては、植栽帯を設け植栽を施すものとする。 (4) 敷地地盤面からの高さが1.5m以下のブロック塀等。ただし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に幅1m以上の植栽帯を設け、植栽を施すものとする。				
	ただし、駅前広場に面する部分には、かき又はさくは設置しないものとする。	—			
備考					

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由 土地区画整理事業による整備の効果を維持・保全するため、地区計画の目標、区域の整備・開発及び保全の方針及び地区整備計画の一部を変更するものです。

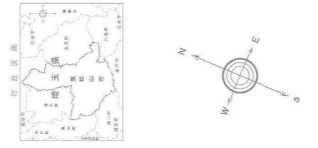
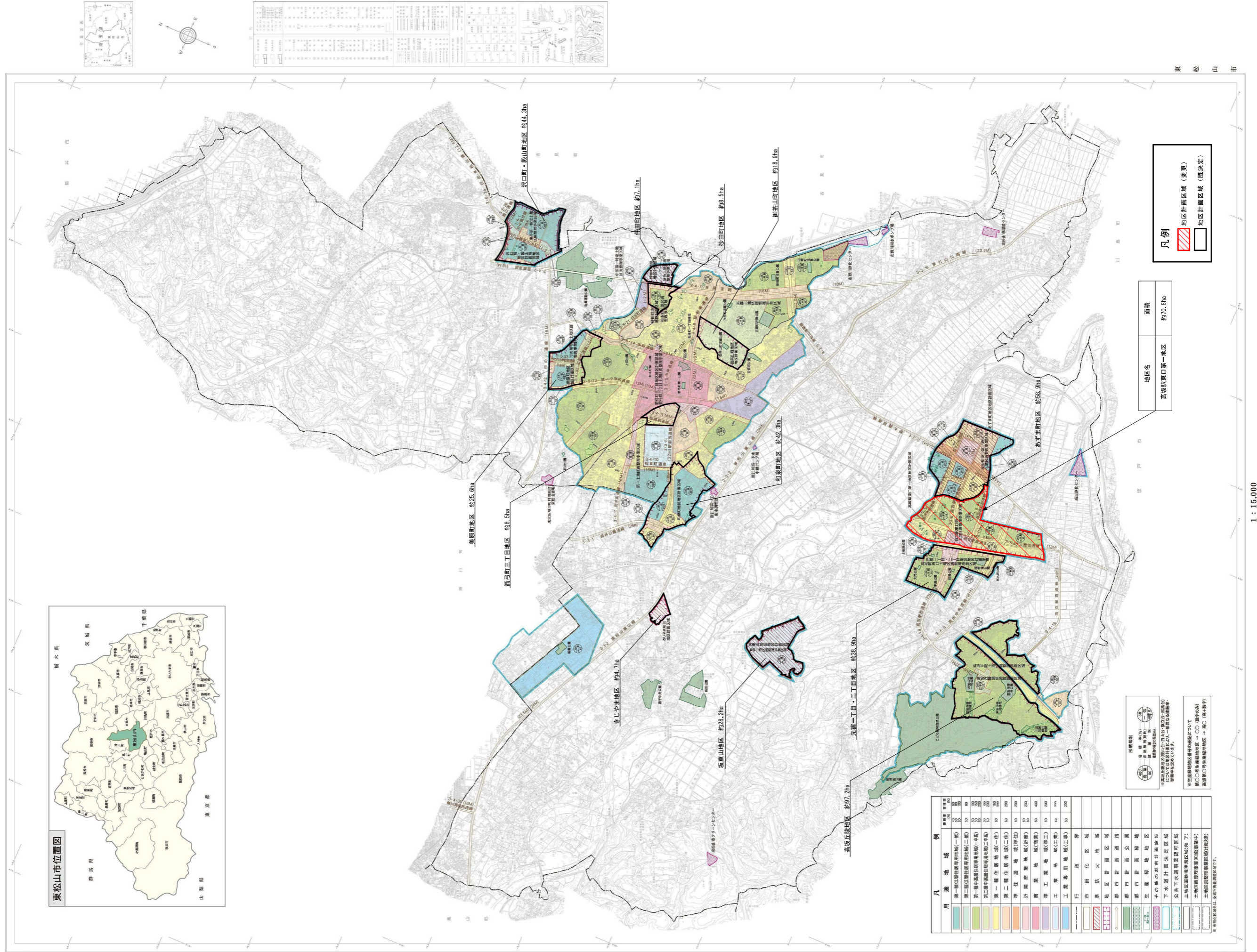
高坂駅東口第一地区地区整備計画
地区施設の配置及び規模

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	地区施設の分類	名称	幅員 (m)	延長 (m)	備考
		道路	区画街路16-1号線	16	137.57	
			区画街路12-1号線	12	147.47	
			区画街路12-2号線	12	213.39	
			区画街路12-3号線	12	258.78	
			区画街路12-4号線	12	42.42	
			区画街路12-5号線	12	127.69	
			区画街路8-1号線	8	149.64	
			区画街路7-1号線	7	154.16	
			区画街路7-2号線	7	312.46	
			区画街路7-3号線	7	308.22	
			区画街路7-4号線	7	105.25	
			区画街路6-1号線	6	202.86	
			区画街路6-2号線	6	27.62	
			区画街路6-3号線	6	248.57	
			区画街路6-4号線	6	187.83	
			区画街路6-5号線	6	128.27	
			区画街路6-6号線	6	93.39	
			区画街路6-7号線	6	30.33	
			区画街路6-8号線	6	170.21	
			区画街路6-9号線	6	311.06	
			区画街路6-10号線	6	87.26	
			区画街路6-11号線	6	85.36	
			区画街路6-12号線	6	125.26	
			区画街路6-13号線	6	121.24	
			区画街路6-14号線	6	84.92	
			区画街路6-15号線	6	104.55	
			区画街路6-16号線	6	79.57	
			区画街路6-17号線	6	44.60	
			区画街路6-18号線	6	79.72	
			区画街路6-19号線	6	200.07	
			区画街路6-20号線	6	30.00	
			区画街路6-21号線	6	139.24	
			区画街路6-22号線	6	70.71	
			区画街路6-23号線	6	214.59	
			区画街路6-24号線	6	100.36	
			区画街路6-25号線	6	96.78	
		区画街路6-26号線	6	93.64		
		区画街路6-27号線	6	87.54		
		区画街路6-28号線	6	131.24		
		区画街路6-29号線	6	226.22		
		区画街路6-30号線	6	153.10		
		区画街路6-31号線	6	184.76		
		区画街路6-32号線	6	106.04		
		区画街路6-33号線	6	89.00		
		区画街路6-34号線	6	128.63		
		区画街路6-35号線	6	296.92		
		区画街路6-36号線	6	67.36		

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	地区施設の分類	名称	幅員(m)	延長(m)	備考
		道路				
			区画街路6-37号線	6	70.46	
			区画街路6-38号線	6	90.59	
			区画街路6-39号線	6	319.46	
			区画街路6-40号線	6	303.17	
			区画街路6-41号線	6	92.55	
			区画街路6-42号線	6	86.84	
			区画街路6-43号線	6	80.72	
			区画街路6-44号線	6	72.11	
			区画街路6-45号線	6	238.14	
			区画街路6-46号線	6	194.15	
			区画街路6-47号線	6	162.59	
			区画街路6-48号線	6	120.47	
			区画街路6-49号線	6	228.17	
			区画街路6-50号線	6	185.50	
			区画街路6-51号線	6	301.94	
			区画街路6-52号線	6	211.21	
			区画街路6-53号線	6	135.84	
			区画街路6-54号線	6	75.72	
			区画街路6-55号線	6	371.36	
			区画街路6-56号線	6	77.36	
			区画街路6-57号線	6	183.38	
			区画街路6-58号線	6	90.93	
			区画街路6-59号線	6	122.06	
			区画街路6-60号線	6	61.13	
			区画街路6-61号線	6	206.43	
			区画街路6-62号線	6	431.42	
			区画街路6-63号線	6	95.37	
			区画街路6-64号線	6	80.27	
			区画街路6-65号線	6	213.97	
			区画街路6-66号線	6	115.01	
			区画街路6-67号線	6	48.97	
			区画街路6-68号線	6	339.76	
			区画街路6-69号線	6	212.45	
			区画街路6-70号線	6	52.78	
			区画街路6-71号線	6	219.09	
			区画街路6-72号線	6	152.43	
			区画街路6-73号線	6	142.27	
			区画街路6-74号線	6	128.44	
			区画街路6-75号線	6	125.31	
			区画街路6-76号線	6	172.86	
			区画街路6-77号線	6	114.17	
			区画街路6-78号線	6	166.51	
			区画街路5-1号線	5	86.83	
			区画街路5-2号線	5	75.09	
			区画街路5-3号線	5	149.47	
			区画街路4-1号線	4	122.46	
			区画街路4-2号線	4	84.42	
			区画街路4-3号線	4	68.81	
			区画街路4-5号線	4	70.07	

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	地区施設の分類	名 称	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
		道 路	区画街路4-6号線	4	88.87	
			区画街路4-7号線	4	46.85	
			区画街路4-8号線	4	71.09	
			区画街路4-9号線	4	122.72	
			区画街路4-10号線	4	108.49	
			区画街路4-11号線	4	40.08	
			区画街路4-12号線	4	80.62	
			区画街路4-13号線	4	106.57	
			区画街路4-14号線	4	46.15	
			区画街路4-15号線	4	87.77	
			区画街路4-16号線	4	94.01	
			区画街路4-17号線	4	72.85	
			区画街路4-18号線	4	49.54	
			区画街路4-19号線	4	50.56	
			区画街路4-20号線	4	54.31	
			区画街路4-21号線	4	48.32	
			区画街路4-22号線	4	84.98	
			区画街路4-23号線	4	109.75	
			区画街路4-24号線	4	54.36	
			区画街路4-25号線	4	43.37	
			区画街路4-26号線	4	106.15	
			区画街路4-27号線	4	95.44	
			区画街路4-28号線	4	92.81	
			区画街路4-29号線	4	38.19	
			区画街路4-30号線	4	75.30	
			区画街路4-31号線	4	70.88	
			区画街路4-32号線	4	100.48	
		区画街路4-33号線	4	69.98		
		区画街路4-34号線	4	47.46		
		歩行者専用道路	歩 6-1号線	6	56.21	
			歩 6-2号線	6	24.01	
			歩 4-1号線	4	17.05	
			歩 4-2号線	4	38.16	
歩 4-3号線	4		23.22			
歩 4-4号線	4		37.86			
歩 4-5号線	4		41.36			
歩 4-6号線	4		43.96			
地区施設の分類	名 称	面積(m ²)		備 考		
公園・緑地	第 1 号 公 園	1,421.37		街区公園		
	第 2 号 公 園	1,229.59		街区公園		
	第 3 号 公 園	10,080.29		近隣公園		
	第 4 号 公 園	1,400.20		街区公園		
	第 5 号 公 園	3,000.39		街区公園		
	第 6 号 公 園	1,799.17		街区公園		
	第 7 号 公 園	3,388.48		街区公園		
	第 1 号 緑 地	8,692.09		調整池		
	第 2 号 緑 地	7,881.60				
	第 3 号 緑 地	1,044.28				
	第 4 号 緑 地	1,444.07				
	第 5 号 緑 地	1,235.31				
	地区施設の分類	名 称	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考	
河川・水路	準用河川毛塚川	4~8	274.05	整備済		
	第 1 号水路	4	359.04			

総括図
東松山市都市計画図



種別	色	面積 (ha)
第一種住居地域	緑	1,200
第二種住居地域	黄	800
第三種住居地域	赤	500
第一種工業地域	青	300
第二種工業地域	紫	200
工業専用地域	黒	100
行政区域	白	100
市街化区域	斜線	100
準防火地域	斜線	100
地区計画区域	斜線	100
都市計画公園	緑	100
都市計画緑地	緑	100
生産緑地	緑	100
その他の都市計画区域	斜線	100
下水道計画決定区域	斜線	100
公共下水道整備可能区域	斜線	100
土地区画整理事業区域(既決)	斜線	100
土地区画整理事業区域(計画決定)	斜線	100

用途地域	種別	面積 (ha)
第一種住居地域	第一種	1,200
第二種住居地域	第二種	800
第三種住居地域	第三種	500
第一種工業地域	第一種	300
第二種工業地域	第二種	200
工業専用地域	工業専用	100
行政区域	行政	100
市街化区域	市街化	100
準防火地域	準防火	100
地区計画区域	地区計画	100
都市計画公園	都市計画公園	100
都市計画緑地	都市計画緑地	100
生産緑地	生産緑地	100
その他の都市計画区域	その他	100
下水道計画決定区域	下水道	100
公共下水道整備可能区域	公共	100
土地区画整理事業区域(既決)	土地区画	100
土地区画整理事業区域(計画決定)	土地区画	100

凡例

地区計画区域 (変更)	斜線
地区計画区域 (既決定)	白

地区名	面積
高松町第一地区	約70.8ha

用途規制
 第一種住居地域 第二種住居地域 第三種住居地域 第一種工業地域 第二種工業地域 工業専用地域 行政区域 市街化区域 準防火地域 地区計画区域 都市計画公園 都市計画緑地 生産緑地 その他の都市計画区域 下水道計画決定区域 公共下水道整備可能区域 土地区画整理事業区域(既決) 土地区画整理事業区域(計画決定)

※生野地区中心部について
 ● 第一種住居地域 → ○ (既決のみ)
 ● 第二種住居地域 → ○ (既決のみ)
 ● 第三種住居地域 → ○ (既決のみ)
 ● 第一種工業地域 → ○ (既決のみ)
 ● 第二種工業地域 → ○ (既決のみ)
 ● 工業専用地域 → ○ (既決のみ)

1 : 15,000

※A0の図面をA3に縮小しています。

6 地区計画方針の付図



※A1の図面をA3に縮小しています。

7 地区整備計画図（地区施設の配置及び規模）



※A1の図面をA3に縮小しています。



東松山都市計画地区計画の変更 高坂駅東口第一地区
計画図（地区整備計画図）（建築物等に関する事項等）

縮尺：1/2,500 枚数：1/1

凡 例	
	地区計画区域・地区整備計画区域
	地区区分
	建築物等の用途
	建築物の敷地面積の最低限度
	壁面の位置の制限
	建築物の高さの最高限度
	建築物の形態又は意匠の制限
	かき又はさくの構造の制限

※A1の図面をA3に縮小しています。

令和5年度 第2回 東松山市都市計画審議会

報告事項

- 1 東松山市立地適正化計画の評価について

東松山市立地適正化計画の評価

令和5年10月

目次

1. 東松山市立地適正化計画の評価・見直し	1
2. 評価指標等の達成状況	3
3. 届出制度の状況	12
4. 誘導施設の状況	13
5. 誘導施策の状況	14
6. 東松山市立地適正化計画の改定	24

1. 東松山市立地適正化計画の評価・見直し

平成31年4月に策定・公表された本計画について、評価の目安となる5年が経過することから進捗状況の評価を行います。

東松山市立地適正化計画 抜粋

(1) 計画の評価・見直しの方針

本計画は、中長期的な時間の中で進めていく必要があることから、計画期間は約20年としています。その間、本市の人口動向や施策の進捗状況、国全体の経済情勢、法制度の改正、国・県の施策の見直しなど、様々な変化が想定されます。

そのため、本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルの考え方に基づき、適切な評価・見直しによる継続的な改善を図ることとします。

具体的には、計画策定（Plan）後、届出制度をはじめとする各種誘導施策を進め（Do）、概ね5年ごとを目安に計画の進捗状況や目標の達成状況を検証・評価（Check）し、評価結果を踏まえた計画の見直し（Action）に取り組みます。

図91 PDCAサイクルのイメージ



(2) 進行管理の進め方

- 市は、毎年度、本計画に関する各種届出の件数、誘導施策の実施状況などを整理し、進捗状況を把握します。
- 市は、概ね5年ごとに、誘導施策の実施状況、評価指標（目標値）の達成状況などを評価し、都市計画審議会へ報告するとともに、ホームページなどを通じて市民に公表します。
- 計画の見直しが必要となった場合は、都市計画審議会や関係分野の有識者などの意見を聴いた上で、改定・公表します。

2. 評価指標等の達成状況

(1) 評価指標及び目標値

計画の方針	課題解決のための施策	達成状況を評価するための指標及び目標値 (平成 47 年 (2035 年))
「にぎわい」と「住みやすさ」で選ばれる 歩いて暮らせるまちづくり	(1) 活気あるまちの核・まちの副次核の形成	指標 1 都市機能誘導区域内における低未利用地の割合 【目標値】 14.7%未満
	(2) 住宅地のにぎわいの創出	指標 2 居住誘導区域内の人口密度 【目標値】 58 人 / ha (居住誘導区域全体) かつ、各エリアの居住誘導区域の人口密度が、いずれも 40 人 / ha 以上
	(2) 多様な世代が歩いて暮らせるまちづくり	指標 3 居住誘導区域内における公共交通利用圏域の割合 【目標値】 100%

指標 1 都市機能誘導区域における低未利用地の割合

○都市機能誘導区域内の低未利用地の有効活用が進み、都市機能や居住の集積が図られることで、活気あるまちの核・まちの副次核の形成につながると考えられることから、「都市機能誘導区域内における低未利用地の割合」を指標に設定します。

○東松山駅周辺の低未利用地のさらなる活用や、土地区画整理事業中のため現状では低未利用地が多い高坂駅周辺の新たな土地活用の促進を目指し、都市機能誘導区域全体に対する低未利用地の割合が「松山エリアの現状（14.7%）未満」となることを将来の目標に設定します。

策定時 (平成 27 年)	現状 (令和 2 年)	目標値 (令和 17 年 (2035 年))
17.1%	11.9%	14.7%未満

※都市計画基礎調査を基に算出

※算出方法：都市計画基礎調査の「土地利用現況図」を基に、都市機能誘導区域内の低未利用地（田、畑、山林、その他の空地。ただし、生産緑地は除く。）の面積を算出し、都市機能誘導区域の面積に対する割合を計算

<参考> 都市機能誘導区域内における低未利用地の割合

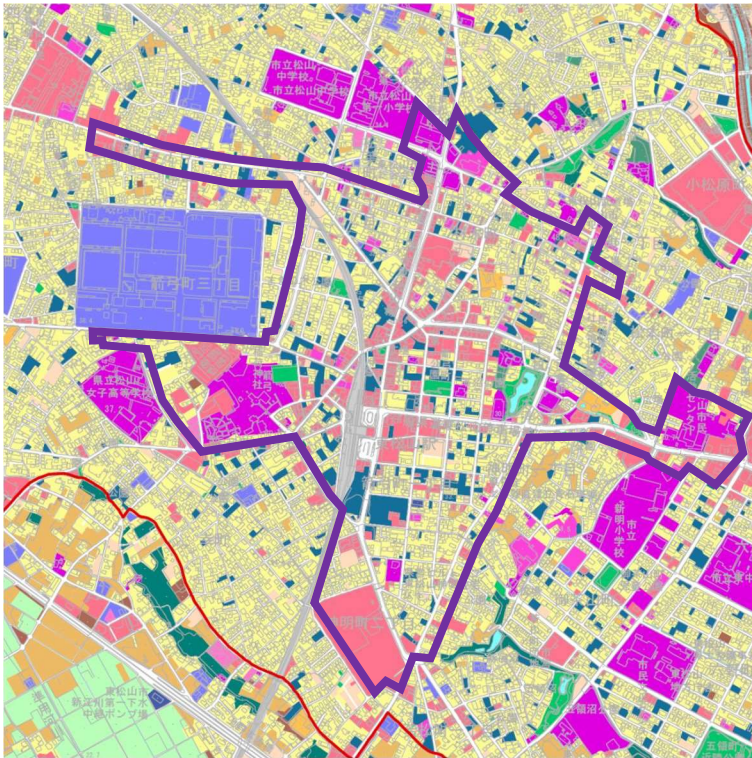
	東松山駅周辺	高坂駅周辺	都市機能誘導区域全体
都市機能誘導区域面 (ha)	109.2	35.1	144.3
H27 低未利用地面積 (ha)	16.0	8.7	24.7
H27 低未利用地面積の割合	14.7%	24.8%	17.1%
R2 低未利用地面積 (ha)	11.6	5.5	17.1
R2 低未利用地面積の割合	10.6%	15.7%	11.9%

現状値については、東松山駅周辺、高坂駅周辺ともに低未利用地の割合が減少し、目標値を上回る結果となっています。

東松山駅周辺では、大規模工場跡地に商業施設が立地したことにより低未利用地が減少し、高坂駅周辺では、東口の土地区画整理事業の進捗により、住宅用地が増加したことから低未利用地が減少しています。

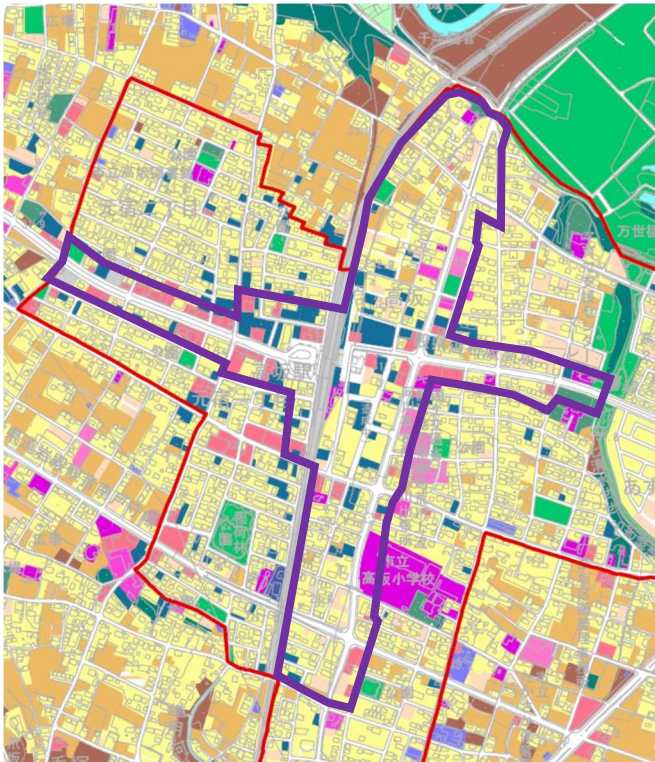
土地利用現況（基準日：令和3年3月末）

東松山駅周辺



凡 例	
田	
畑	
山 林	
水 面	
その他の自然地	
住宅用地	
商業用地	
工業用地	
農林漁業施設用地	
公益施設用地	幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く
	幼稚園、保育所
	病院、診療所
	老人ホーム
	処理場、浄水場、ポンプ場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設、電波塔
	火葬場
道路用地	
交通施設用地	
公共空地	公園・緑地、広場、運動場
	墓園
その他公的施設用地	
その他の空地①（ゴルフ場）	
その他の空地②（太陽光発電のシステムを直接基盤している土地）	
その他の空地③（駐車場）	
その他の空地④	
行政界	
都市計画区域界	

高坂駅周辺



凡 例	
田	
畑	
山 林	
水 面	
その他の自然地	
住宅用地	
商業用地	
工業用地	
農林漁業施設用地	
公益施設用地	幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く
	幼稚園、保育所
	病院、診療所
	老人ホーム
	処理場、浄水場、ポンプ場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設、電波塔
	火葬場
道路用地	
交通施設用地	
公共空地	公園・緑地、広場、運動場
	墓園
その他公的施設用地	
その他の空地①（ゴルフ場）	
その他の空地②（太陽光発電のシステムを直接基盤している土地）	
その他の空地③（駐車場）	
その他の空地④	
行政界	
都市計画区域界	

都市計画基礎調査を基に作成

指標 2 居住誘導区域内の人口密度

○本計画の推進により、居住誘導区域内へ人口集積が図られていることを検証するため、「居住誘導区域内の人口密度」を指標に設定します。

○これまでの人口動向のまま今後も推移した場合、居住誘導区域全体の人口密度は減少することが見込まれています。そのため、現状の人口密度（58 人/ha）を将来にわたり維持することを目標に設定します。また、エリア別に見ると、高坂エリア以外では人口密度は減少する見込みであり、特に高坂丘陵エリアでは既成市街地の人口密度の基準値（40 人/ha）を下回る予想となっています。いずれのエリアにおいても将来にわたり市街地を維持していくため、各エリアの居住誘導区域の人口密度が 40 人/ha 以上であることを併せて目標とします。

策定時 (平成 27 年)	現状 (令和 2 年)	目標値 (令和 17 年 (2035 年))
58 人/ha (居住誘導区域全体)	59 人/ha (居住誘導区域全体) 62 人/ha (松山) 53 人/ha (高坂) 43 人/ha (高坂丘陵) 68 人/ha (沢口町・殿山町)	58 人/ha (居住誘導区域全体) かつ 各エリアの居住誘導区域の人口密度が、いずれも 40 人/ha 以上

※国勢調査などを基に独自に算出

※居住誘導区域面積及び国勢調査などに基づく居住誘導区域内の人口から算出

<参考> 各エリアの居住誘導区域の人口密度

	策定時現状 (平成 27 年)	これまでの人口動向のまま 推移した場合の推計 (令和 17 年 (2035 年))
松山エリア	62 人/ha	53 人/ha
高坂エリア	46 人/ha	76 人/ha
高坂丘陵エリア	47 人/ha	27 人/ha
沢口町・殿山町エリア	71 人/ha	60 人/ha
全体	58 人/ha	55 人/ha

現状値については、居住誘導区域全体、各エリアともに目標値を上回っています。エリア別では、高坂エリアの人口増加の影響が大きく、居住誘導区域全体の人口密度の維持に貢献しています。

指標 3 居住誘導区域内における公共交通利用圏域の割合

○持続性・効率性・利便性を兼ね備えた公共交通ネットワークが構築され、居住誘導区域内においては自家用車に過度に頼らなくても歩いて暮らせる環境の形成が進んでいることを検証するため、「居住誘導区域内における公共交通利用圏域の割合」を指標に設定します。

○居住誘導区域内においては、徒歩や公共交通により誰もが安心して生活できる環境の形成を目指し、区域全域が公共交通利用圏となることを将来の目標に設定します。

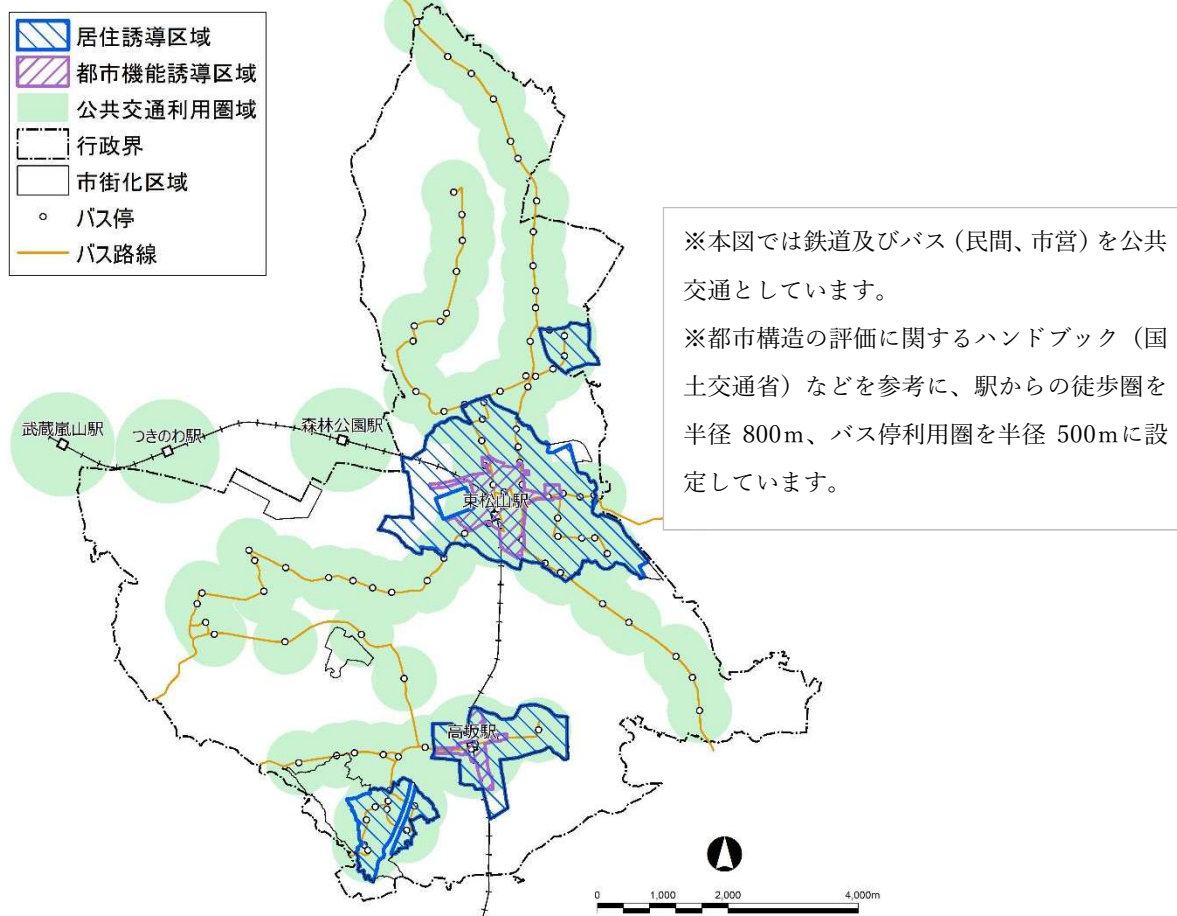
策定時 (平成 30 年)	現状 (令和 4 年)	目標値 (令和 17 年 (2035 年))
88%	88%	100%

※東松山市資料を基に算出

※算出方法：鉄道及びバス（民間、市営）を対象に、駅からの徒歩圏を半径 800m、バス停利用圏を半径 500mに設定して利用圏域面積を算出し、居住誘導区域面積に対する割合を算出

現状値については、鉄道及びバス（民間、市営）に変化がないため、公共交通利用圏域についても策定時から変わらない値となっています。

図 公共交通利用圏域（策定時）



(2) 目標達成により期待される効果

効果1 居住誘導区域内の地価の維持

○本市の地価は、工業地を除き、平成20年以降は下落傾向が続いていましたが、近年は概ね横ばいとなっています。今後、都市機能誘導区域内の土地の有効活用による活気ある拠点の形成や居住誘導区域内の定住人口の維持により、居住誘導区域内（都市機能誘導区域を含む）における土地利用ニーズが促進され、地価の維持又は上昇が期待できると考えられます。

一方、地価は社会情勢の変化などにも影響を受けるため、現状と比べて将来必ずしも維持・上昇するわけではありません。仮に、国全体の経済状況が悪化した場合、全国的な地価の下落を受けて、本市の地価も下落する可能性は十分に考えられます。

よって、将来的に期待される効果としては、居住誘導区域内における土地の流通促進により、市全体の平均地価と比べて居住誘導区域内の平均地価の方が高い増減率で推移することが考えられます。

策定時（平成30年）	現状（令和5年）	令和17年（2035年）
[居住誘導区域内の平均] 約7.7万円/㎡ [市全体の平均] 約6.8万円/㎡	居住誘導区域内の平均：78,227円/㎡ 増加率1.3% 市全体の平均：69,017円/㎡ 増加率1.0% 居住誘導区域増加率 > 市全体増加率	居住誘導区域内の増減率 > 市全体の増減率

※策定時は平成30年地価公示（国土交通省）を基に算出

※算出方法：評価年次の地価公示（国土交通省）を用いて、「評価年次の居住誘導区域内平均地価÷平成30年の居住誘導区域内平均地価」、「評価年次の市内全地点平均地価（ただし工業地は除く）÷平成30年の市内全地点平均地価（ただし工業地は除く）」を算出し、大小関係を検証

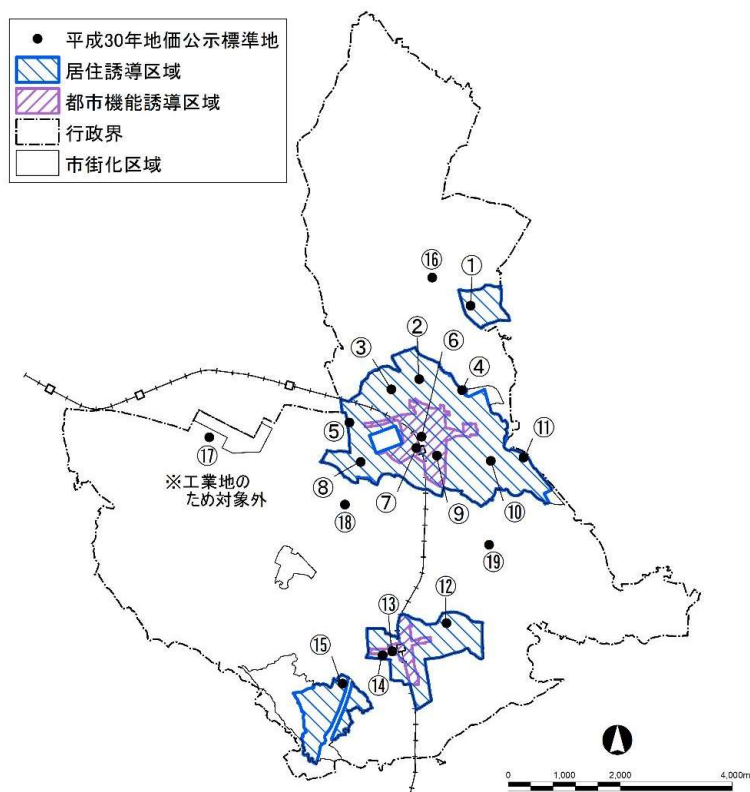
現状値については、居住誘導区域内の増加率が1.3%に対し、市全体の増加率は1.0%であり、居住誘導区域内の増加率が上回っています。

居住誘導区域では、15地点のうち、11地点で策定時より地価が上昇していますが、居住誘導区域外は、3地点の全てで地価が下落しています。

平均地価の算出

番号	公示地価 (円/㎡) (平成30年)	公示地価 (円/㎡) (令和5年)	増加率	都市機能 誘導区域	居住誘導 区域
①	47,000	47,000	0.0%		○
②	55,800	56,300	0.9%		○
③	62,600	63,000	0.6%		○
④	62,000	61,900	-0.2%		○
⑤	60,300	60,300	0.0%		○
⑥	164,000	164,000	0.0%	○	○
⑦	118,000	118,000	0.0%	○	○
⑧	65,400	65,200	-0.3%		○
⑨	105,000	113,000	7.6%	○	○
⑩	54,800	55,600	1.5%		○
⑪	45,100	45,100	0.0%		○
⑫	75,000	82,200	9.6%		○
⑬	106,000	105,000	-0.9%	○	○
⑭	79,000	79,800	1.0%		○
⑮	58,800	57,000	-3.1%		○
⑯	19,400	18,600	-4.1%		
⑰	26,500	25,900	-2.3%		
⑱	24,800	24,400	-1.6%		

居住誘導 区域内	77,253	78,227	1.3%
市全体	68,306	69,017	1.0%



効果2 公共交通に対する市の財政負担の増加抑制

○居住誘導区域内の定住人口が維持されることで、路線バスの利用者の減少抑制につながると考えられます。また、居住誘導区域内における公共交通利用圏域が拡大することで、鉄道やバスが利用しやすい環境の形成につながります。それらにより、路線バスの自立的運行の維持や、自家用車・デマンドタクシーからバスへの利用転換が進み、公共交通の効率化が図られることで、公共交通に対する市の財政負担の軽減が見込まれます。

よって、将来的には、公共交通に対する市の財政負担額が現状と比べて増加しないことが期待されます。

策定時 (平成 29 年度)	現状 (令和 4 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)
<p>約 1 億 300 万円／年</p> <p>【内訳】 民間路線バス なし 市内循環バス 約 2,800 万円／年 デマンドタクシー 約 7,500 万円／年</p>	<p>約 8,000 万円／年</p> <p>市内循環バス 約 2,800 万円／年 デマンドタクシー 約 5,200 万円／年</p>	<p>増加抑制</p>

※平成 29 年度東松山市資料(平成 29 年度実績)

※現状は令和 4 年度実績

現状値については、令和 4 年度の実績額が約 8,000 万円で増加抑制とした目標値を達成しています。

デマンドタクシーについては、平成 30 年度及び令和元年度は、策定時より市の財政負担が増加しましたが、令和 2 年度の料金改定と新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したため、令和 2 年度以降の実績額が減少しています。

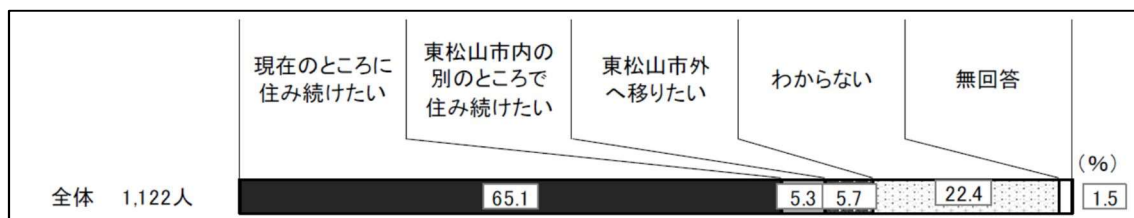
効果3 市民の定住意向の向上

○多様な施設が集積した活気ある都市活動の拠点や、鉄道・バスが利用しやすい環境の形成が進むことで、日常生活の利便性が向上し、多くの人から選ばれる住みやすいまちが実現されます。それにより、市民意識調査の定住意向に関する質問において、「市内に住み続けたい」と回答する人の割合が将来的に高くなることが期待されます。

策定時 (平成 28 年度)	現状 (令和 4 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)
72.0%	70.4%	策定時以上

※平成 28 年度市民意識調査、令和 4 年度市民意識調査

※「現在住んでいるところにこれからも住み続けたいか」という問いに対し、「現在のところに住み続けたい」又は「市内の別のところで住み続けたい」と回答した人の割合



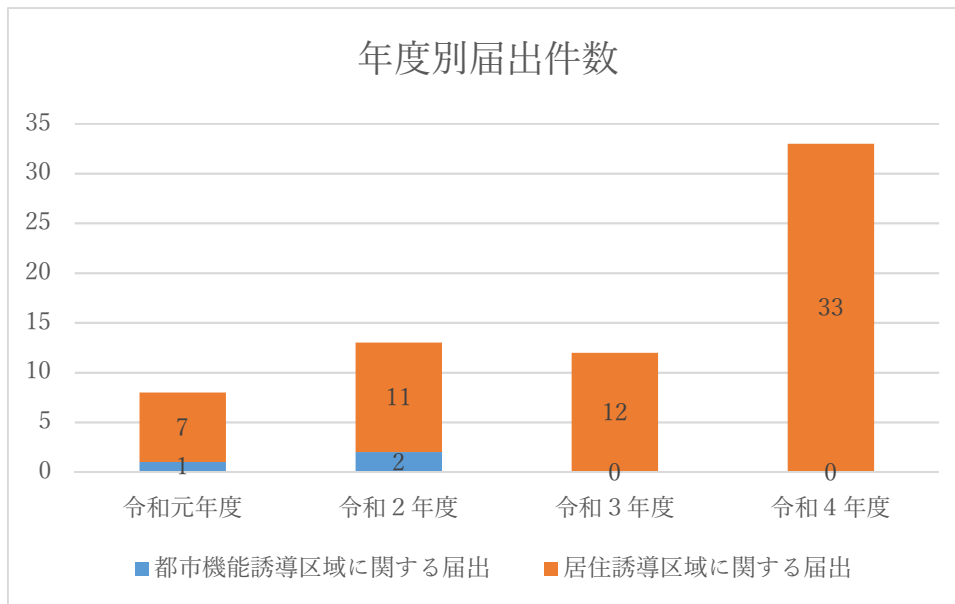
※令和 4 年度市民意識調査報告書

現状値については、70.4%となっており、策定時以上とした目標値を下回っています。

平成 30 年度市民意識調査では、70.9%、令和 2 年度調査では、72.5%であり、目標値前後の値で推移しています。

3. 届出制度の状況

立地適正化計画の策定・公表により、都市機能誘導区域または居住誘導区域の外で特定の開発・建築等の行為をする場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、都市再生特別措置法に基づく届出を行う必要があります。



届出制度の運用開始から令和4年度末までに66件の届出がありました。

内訳では都市機能誘導区域外における誘導施設の開発・建築行為に関するものが3件、居住誘導区域外における一定規模の開発・建築に関するものが、63件となっています。

居住誘導区域に関する届出は、都市計画法第34条第11号制度による分譲住宅や長屋住宅の開発行為に関するものであり、令和4年度は特に届出件数が多くなっていますが、これは、都市計画法第34条第11号制度の見直しを受けて、変更前に開発行為の駆け込み申請が多くなったためと考えられます。そのため、令和5年度以降は居住誘導区域に関する届出は減少していくことが見込まれます。

4. 誘導施設の状況

立地適正化計画において設定した誘導施設について、策定時と直近の立地施設数を把握します。

立地適正化計画において 設定した誘導施設	誘導施設の詳細（規模、種類等）	市全域の誘導施設数		都市機能誘導区域内の誘導施設数	
		令和5年度 (R5.4.1)	平成30年度 (H30.4.1)	令和5年度 (R5.4.1)	平成30年度 (H30.4.1)
医療施設	・診療所（内科、外科、小児科）	51	51	11	11
高齢者向け施設	・老人福祉センター ・地域包括支援センター	8	8	2	2
子育て関連施設	・児童館 ・地域子育て支援拠点（子育て支援施設） ・分娩に対応できる産科・産婦人科の診療所	6	7	3	4
文化等施設	・文化・地域交流センター ・図書館	13	13	3	3
行政サービスの窓口機能を有する施設	・市役所・保健センター	2	2	2	2
金融施設	・銀行・信用金庫 ・郵便局・簡易郵便局	19	20	10	11
商業施設	・百貨店・総合スーパーなど（店舗面積3,000㎡超） ・中規模のスーパー（店舗面積1,000㎡超3,000㎡以下）	15	13	3	2

都市機能誘導区域内の誘導施設では、子育て関連施設と金融施設について立地施設数が減少しましたが、東松山駅周辺において、大型商業施設の开店により商業施設の立地施設数は増加しました。

5. 誘導施策の状況

立地適正化計画に記載のある主な施策についての取組状況（令和元年度から令和4年度）を整理します。

立地適正化計画 誘導施策・関係課一覧

◎：完了 ○：取組中 △：検討中 ▲：未着手

			政策推進	管財	環境政策	商工観光	地域支援	危機管理防災	都市計画	市街地整備	住宅建築	高坂区画	道路	河川	下水道施設		
都市機能誘導施策	(1) 都市機能が充実したまちの核・まちの副次核の形成	① 届出制度の運用							○								
		② 民間事業者に対する情報提供の充実	○						○								
		③ 都市計画制度の活用								△							
		④ 公共施設の適正化	○	○													
	(2) 公共交通による市内ネットワークの形成	① 公共交通の利便性の向上					○										
		② 公共交通の利用拡大に向けた取組					○			○							
		③ 地域公共交通網形成計画の策定					○										
	(3) にぎわいや交流を支える取組の推進	① 駅周辺道路や駅前広場の整備・改善			○		○				○		◎	○			
		② 観光・商業の振興との連携				○											
		③ 低未利用地の有効活用								○							

居住誘導施策	(1) 「市街地の更なる拡散の防止」と「まちなか居住の促進」の一体的な推進	① 届出制度の運用							○								
		② 市民・民間事業者に対する情報提供の充実							○								
		③ 都市計画制度の適切な運用								◎							
		④ 定住人口確保に向けた施策との連携	○									○					
	(2) 公共交通によるネットワークの形成	① 公共交通の利便性の向上					○										
		② 公共交通の利用拡大に向けた取組					○			○							
		③ 地域公共交通網形成計画の策定					○										
	(3) 都市基盤の整備・改善や災害対策などによる良好な居住環境の形成	① 道路、下水道、公園の整備・改善								○	○			○		○	
		② 災害に強いまちづくりの推進							○	○				○	○		
		③ 地区計画制度の活用								○							
	(4) 官民連携による魅力ある地域づくりの推進	① 空き家の未然防止と有効活用の促進			○							○					
		② 低未利用地の適切な管理と有効活用の促進								△							
		③ 民間まちづくり活動の支援	○		○	○	○					○					

都市機能誘導施策

(1) 都市機能が充実したまちの核・まちの副次核の形成			
都市計画制度の運用については、都市計画提案制度の活用に向けた制度の手引きを作成したが、施設の立地に対応した具体的な都市計画手続きは行っていないため、取組評価を検討中とした。 誘導施設の立地に向けて支援制度の情報提供や必要に応じた都市計画制度の活用などの取組を継続していく。			
① 届出制度の運用			
担 当	都市計画課	取組評価	○：取組中
取組状況	・立地適正化計画に係る届出の手引きを作成し、届出制度を運用している。 都市機能誘導区域に関する届出件数：3件(令和元年度から令和4年度)		
今後の取組	・引き続き届出制度を運用し、誘導施設の立地動向を把握するとともに、本計画の周知を図る。		
② 民間事業者に対する情報提供の充実			
担 当	都市計画課	取組評価	○：取組中
取組状況	・ホームページの掲載や窓口でのパンフレットを用いた説明を中心に計画の周知を行っている。 ・出前講座で都市計画マスタープランと併せて立地適正化計画を説明している。(令和4年度に1回) ・令和3年度に実施した都市計画基礎調査に併せて都市機能誘導区域内の低未利用地について調査を行った。 ・民間事業者の立地動向把握については、政策推進課、住宅建築課、商工観光課と情報共有を図っている。		
今後の取組	・都市機能誘導区域内の立地可能な候補地について把握を行い、事業者への情報提供の充実を図る。		
担 当	政策推進課	取組評価	○：取組中
取組状況	・誘導施設の新設に対する支援制度の整備として、がんばる企業応援条例を改正(令和3年4月)し、運用している。 誘導施設の立地に関する実績：0件(令和3年度から令和4年度まで)		
今後の取組	・都市計画課と連携し、制度の周知を図り、誘導施設の立地を支援する。		
③ 都市計画制度の活用			
担 当	都市計画課	取組評価	△：検討中
取組状況	・誘導施設を有する建築物の容積率・建ぺい率を緩和する特定用途誘導地区についての相談実績は無く、指定は検討していない。 ・令和4年度に都市計画提案制度の手引きを作成し、事務手続きの整理を行った。		
今後の取組	・都市計画制度の活用については引き続き必要に応じて検討する。		
④ 公共施設の適正化			
担 当	政策推進課	取組評価	○：取組中
取組状況	・平成30年度から令和3年度まで庁内ワーキンググループを設置し、公共施設の集約・複合化について検討を行った。検討結果を踏まえ、公共施設の適正化に向けた公共施設マネジメントの在り方等について、管財課とともに調査・研究を実施している。		
今後の取組	・公共施設の総量適正化に向けた手法について、国の支援制度等を活用しながら調査研究を進めていく。		
担 当	管財課	取組評価	○：取組中
取組状況	・平成30年度から令和3年度まで庁内ワーキンググループにて公共施設の集約・複合化について検討を行った。 ・令和2年度に個別施設計画の策定、令和3年度に公共施設等総合管理計画の改訂を実施した。 ・公共施設の集約・複合化を進める場合には、都市機能誘導区域への機能集約による施設の効率化を進める旨の基本方針を定め、立地適正化計画との連携を図りながら公共施設の総量適正化を進めることとした。		
今後の取組	・公共施設の現状及び総量適正化の必要性について、市民への周知を行い、公共施設マネジメントへの必要性について理解を図っていく。 ・市民の理解を得ながら、公共施設等総合管理計画の方針に基づき、公共施設の総量適正化を図る。		

都市機能誘導施策

(2) 公共交通による市内ネットワークの形成

地域公共交通計画について、令和5年度中の策定に向けて取組を進めた。
 今後は、交通事業者をはじめとする関係者とともに、公共交通の利便性向上、案内情報の充実、自家用車から公共交通への転換を促す取組を検討・実施していく。

① 公共交通の利便性の向上

担 当	地域支援課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議において、公共交通の運行状況及び利用状況の確認・分析を行った。 ・令和2年7月、市内循環バスの定時性を確保するため、ダイヤ改正を行った。 ・令和2年7月、デマンドタクシー制度の持続可能性及びサービスの公平性をより高めることを目的に、制度の見直しを実施した。料金体系を従来の3段階から4段階に変更し、料金体系ごとの利用者負担割合の平準化を図った。 ・令和4年度には、市民の公共交通の利用状況等を把握するため、アンケート調査を行った。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の運行状況及び利用状況の調査・分析を引き続き行う。 ・地域公共交通計画を策定し、交通事業者をはじめとする関係者とともに、公共交通の利便性向上のための取組を検討・実施する。 		

② 公共交通の利用拡大に向けた取組

担 当	地域支援課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスや市内循環バスにバスロケーションシステムを導入した。 ・効果的な取組を実施するため、令和4年度にアンケート調査を実施し、利用者のニーズを把握した。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画を策定し、交通事業者をはじめとする関係者とともに、公共交通に関する案内情報の充実や自家用車から公共交通への転換を促す取組を検討・実施する。 		
担 当	都市計画課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県を設置する出歩きやすいまちづくり推進会議（都市計画課・地域支援課が参加）の取組の一環として、「バス待ちスポット」登録を行っている。令和4年度末現在で7施設が登録済み。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・出歩きやすいまちづくり推進会議への参加を継続し、公共交通の利用促進につながる取組を行う。 		

③ 地域公共交通網形成計画の策定

担 当	地域支援課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、制度の調査や他自治体の事例を収集した。 ・令和4年度は、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査や現況整理等を行った（委託業務）。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度中に地域公共交通計画を策定する。 		

都市機能誘導施策

(3) にぎわいや交流を支える取組の推進

高坂駅東口では、駅前広場や周辺道路の整備が完了した。東松山駅東口においても周辺の都市計画道路の整備が進められており、早期の整備完了に向けて引き続き取り組んでいく。
 にぎわいの創出では、東松山駅南側の工場跡地に商業施設が開店し、未利用地の活用が図られた。
 商店街空き店舗対策事業補助金については、対象区域を都市機能誘導区域とし、商業施策との連携を図った制度として運用している。

① 駅周辺道路や 駅前広場の整備・改善

担 当	環境政策課	取組評価	○：取組中
取組状況	・東松山駅周辺及び高坂駅周辺の路上喫煙禁止区域において、周知及び啓発活動を行った。		
今後の取組	・引き続き、路上喫煙禁止区域において周知及び啓発活動に取り組む。		
担 当	地域支援課	取組評価	○：取組中
取組状況	・自治会やフラワーサポーター（ボランティア）と協働して花いっぱい運動に取り組み、来訪者が楽しく歩ける歩行空間の形成を図り、駅前花壇やピオパークへの植え込みを行った。		
今後の取組	・引き続き、自治会やフラワーサポーター（ボランティア）と協働して花いっぱい運動に取り組む。		
担 当	市街地整備課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前東通線の用地取得が完了した。 ・第一小学校通線の用地取得に着手した。 ・松高前通線の用地を取得し、立体交差工事を進めた。 ・駅周辺4路線のバリアフリー化進捗率は42%となった。 ・駅前東通線において、自転車道の整備を行った。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前東通線の早期完成へ向け事業の進捗を図る。 ・第一小学校通線の用地取得を進める。 ・松高前通線の立体交差工事を進める。 ・駅前西通線の整備に向け調査・設計を進める。また、自動車道の整備を検討する。 ・駅周辺4路線のバリアフリー化進捗率を向上させる。 		
担 当	高坂区画整理事務所	取組評価	◎：完了
取組状況	<p>【完了】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高坂駅東口駅前広場及び駅周辺道路では、平成30年度に歩車道の分離や乗降スペースを確保し、整備したことで利便性と安全性を充実させ、快適な歩行空間を形成した。 		
今後の取組	・土地区画整理事業としての基盤整備は完了し、令和元年度に道路管理者へ移管済みであるため、取組は完了した。		
担 当	道路課	取組評価	○：取組中
取組状況	・舗装の修繕や路面の清掃等を適宜行った。		
今後の取組	・引き続き、駅周辺道路や駅前広場の適切な維持管理に取り組む。		

② 観光・商業の振興との連携

担 当	商工観光課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・東松山市商店街空き店舗対策事業補助金を交付した。 令和3年4月1日より、東松山市立地適正化計画の都市機能誘導区域を対象区域として設定し運用している。 補助金採択 9件（令和元年度から令和4年度） ・商店街活性化推進事業補助金を交付した。 補助事業数 27件（令和元年度から令和4年度） 		
今後の取組	・HPや広報紙、商工会や商店街で補助の制度の周知を図る。		

③ 低未利用地の有効活用

担 当	都市計画課	取組評価	○：取組中
取組状況	・令和3年度に実施した都市計画基礎調査に併せて都市機能誘導区域内の低未利用地について調査を行った。		
今後の取組	・低未利用地の有効活用について引き続き検討する。低未利用地に立地を検討する民間事業者に対して情報提供を行う。		

居住誘導施策

(1) 「市街地の更なる拡散の防止」と「まちなか居住の促進」の一体的な推進

都市計画制度の適切な運用については、都市計画法第34条第11号に基づく区域指定等の見直しを行い、令和5年度から変更が適用されているため取組を完了とした。

今後は、移住定住に向けたPRや空き家バンク等の住宅施策との連携を図りながら人口の維持に取り組んでいく。

① 届出制度の運用

担 当	都市計画課	取組評価	○：取組中
取組状況	・立地適正化計画に係る届出の手引きを作成し、届出制度を運用している。 居住誘導区域に関する届出件数：63件（令和元年度から令和4年度）		
今後の取組	・引き続き届出制度を運用し、居住誘導区域外の立地動向を把握するとともに、本計画の周知を図る。		

② 市民・民間事業者に対する情報提供の充実

担 当	都市計画課	取組評価	○：取組中
取組状況	・ホームページの掲載や窓口でのパンフレットを用いた説明を中心に計画の周知を行っている。 ・出前講座で都市計画マスタープランと併せて立地適正化計画について説明。（令和4年度に1回） ・居住誘導区域外の住宅開発の動向については、住宅建築課と情報共有を図り、届出制度について周知を行った。		
今後の取組	・引き続き、様々な機会を捉えて情報提供を充実させる。		

③ 都市計画制度の適切な運用

担 当	都市計画課	取組評価	◎：完了
取組状況	・都市計画法第34条第11号に基づく区域指定等の変更を行った。 指定区域は令和3年4月1日に告示し、2年間の周知期間を設け、令和5年4月1日以降の開発許可申請から適用している。区域指定等の変更により、指定区域は既存住宅団地のみを縮小し、用途についても第二種低層住居専用地域に建築可能な建築物のうち、長屋・共同住宅等を除いた。		
今後の取組	・変更後の都市計画法第34条第11号制度を運用し、まちなか居住を促していく。		

④ 定住人口確保に向けた施策との連携

担 当	政策推進課	取組評価	○：取組中
取組状況	・人口の維持・増加を目的とした取組として、移住定住サイトの運営や「るるぶ特別編東松山」の発行、シタイプロモーション動画の作成等を行った。 ・比企地域の9市町村と埼玉県川越比企地域振興センターで組織する比企地域元気アップ実行委員会において地元企業紹介動画を作成し、若者の地元定着についての支援を行った。		
今後の取組	・これまでの取組を継続しつつ、都内などで開催される移住フェア等への出展などを行い人口の維持、増加を目指す。		

担 当	住宅建築課	取組評価	○：取組中
取組状況	・空き家バンク制度（平成29年度開始） 制度開始から令和4年度までの登録件数25件（成約件数18件） ・年2回広報紙で制度（空き家バンク・移住促進空き家利活用補助金）の周知を図った。 ・年1回空き家所有者等ハリーフレット送付 ・空き家利活用補助金（空き家バンク登録が利用条件）実績2件（平成29年度から令和4年度） ・埼玉県等の空き家対策支援制度（相続おしかけ講座・空き家コーディネーター）の周知を図った。		
今後の取組	・令和5年度以降も広報紙掲載（2回）、空き家所有者等ハリーフレット送付（1回）を継続して行う。 ・空き家バンクの登録件数を増やす取組を進める。 ・空き家利活用補助金の利用条件の追加・変更については継続して検討する。 ・「相続おしかけ講座・空き家コーディネーター」について、市民活動センター等で配布するなど積極的な周知に取り組む。		

居住誘導施策

(2) 公共交通によるネットワークの形成

地域公共交通計画について、令和5年度中の策定に向けて取組を進めた。

今後は、交通事業者をはじめとする関係者とともに、公共交通の利便性向上、案内情報の充実、自家用車から公共交通への転換を促す取組を検討・実施していく。

① 公共交通の利便性の向上

担 当	地域支援課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議において、公共交通の運行状況及び利用状況の確認・分析を行った。 ・令和2年7月、市内循環バスの定時性を確保するため、ダイヤ改正を行った。 ・令和2年7月、デマンドタクシー制度の持続可能性及びサービスの公平性をより高めることを目的に、制度の見直しを実施した。料金体系を従来の3段階から4段階に変更し、料金体系ごとの利用者負担割合の平準化を図った。 ・令和4年度には、市民の公共交通の利用状況等を把握するため、アンケート調査を行った。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の運行状況及び利用状況の調査・分析を引き続き行う。 ・地域公共交通計画を策定し、交通事業者をはじめとする関係者とともに、公共交通の利便性向上のための取組を検討・実施する。 		

② 公共交通の利用拡大に向けた取組

担 当	地域支援課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスや市内循環バスにバスロケーションシステムを導入した。 ・効果的な取組を実施するため、令和4年度にアンケート調査を実施し、利用者のニーズを把握した。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画を策定し、交通事業者をはじめとする関係者とともに、公共交通に関する案内情報の充実や自家用車から公共交通への転換を促す取組を検討・実施する。 		
担 当	都市計画課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県の設置する出歩きやすいまちづくり推進会議（都市計画課・地域支援課が参加）の取組の一環として、「バス待ちスポット」登録行っている。令和4年度末現在で7施設が登録済み。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・出歩きやすいまちづくり推進会議への参加を継続し、公共交通の利用促進につながる取組を行う。 		

③ 地域公共交通網形成計画の策定

担 当	地域支援課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、制度の調査や他自治体の事例を収集した。 ・令和4年度は、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査や現況整理等を行った（委託業務）。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度中に地域公共交通計画を策定する。 		

居住誘導施策

(3) 都市基盤の整備・改善や災害対策などによる良好な居住環境の形成

都市基盤の整備、改善について、高坂駅東口で予定されていた公園の整備は完了した。

和泉町地区では、土地区画整理事業に代わるまちづくりの手法として和泉町地域整備計画を策定し、計画的な整備を行っていきこととした。また、市街地内の都市計画道路の整備、狭あい道路の整備、公共下水道未整備地域の污水管整備は引き続き取り組む。

災害に強いまちづくりの推進については、立地適正化計画に防災指針を追加することで取組を加速させていく。

① 道路、下水道、公園の整備・改善

担 当	都市計画課	取組評価	○：取組中
取組状況	・令和元年度：高一公園、やつるぎ公園の整備を完了した。		
今後の取組	・遊具更新時は、地元意見を基に利用者ニーズに合った施設への更新を進める。		
担 当	市街地整備課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前東通線の用地取得が完了した。 ・第一小学校通線の用地取得に着手した。 ・松高前通線の用地を取得し、立体交差工事を進めた。 ・長期にわたり事業が凍結していた土地区画整理事業に代わる整備手法として、和泉町地域整備計画を令和3年3月に策定した。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前東通線の早期完成へ向け事業の進捗を図る。 ・第一小学校通線の用地取得を進める。 ・松高前通線の立体交差工事を進める。 ・駅前西通線の整備に向け調査・設計を進める。 		
担 当	道路課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路として、市道第12号線（市の川通線）が令和2年3月29日に開通した。 ・狭あい道路について、令和元年度に市道2路線、令和3年度に市道1路線、令和4年度に市道1路線の整備工事が完了した。 ・和泉町地区については、令和4年度に整備工事が完了した路線を含め、計画に基づき道路整備を進めている。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市道第12号線（市の川通線）の用地交渉を進める。 ・狭あい道路については、現在整備中の道路の早期完成を目指すとともに、新たに地元の合意が得られた路線の整備を行う。 ・和泉町地区の道路整備については、和泉町地域整備計画に基づき、引続き計画的に整備を行う。 		
担 当	下水道施設課	取組評価	○：取組中
取組状況	・市街化区域内の公共下水道未整備地域（松葉町、美土里町、和泉町）の污水管整備を実施した。		
今後の取組	・引き続き市街化区域内の公共下水道未整備地域について計画的に整備を進めていく。また、新たに認可を取得した殿山・沢口町の整備に向けた幹線の整備を拡充し、引き続き污水管整備を計画的に進める。		

② 災害に強いまちづくりの推進

担 当	危機管理防災課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度当初にハザードマップを改定し、ハザードマップの配布（通年）によるハザードの周知を実施した。 ・自主防災組織リーダー養成研修を実施した（令和元年度から令和4年度） ・自主防災組織に対する補助金交付による自主防災力の向上に資する取組を実施した。交付114件（令和元年度から令和4年度） 		
今後の取組	・引き続きハザードマップの配布、自主防災組織リーダー養成研修の実施、自主防災組織に対する補助金交付を通じて、災害による被害の軽減や自主防災力の高い地域づくりを推進する。		

担 当	都市計画課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・準防火地域は、市内に86.8ヘクタールを指定しており、工業系を除く地区では、高坂駅東口の近隣商業地域やあずま町の一部において指定している。 ・和泉町地区（旧和泉町土地区画整理事業区域）については、安全な居住環境の形成を図るため、地区内の道路を整備するとともに、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める地区計画を令和4年4月1日に決定し、運用している。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の取組として、安全なまちづくりを推進していくため、立地適正化計画に防災指針を追加する改定を行う。 		
担 当	道路課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路について、令和元年度に市道2路線、令和3年度に市道1路線、令和4年度に市道1路線の整備工事が完了した。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路については、現在整備中の道路の早期完成を目指すとともに、新たに地元の合意が得られた路線の整備を行う。 		
担 当	河川課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・河川課が事務局を務める都幾川・市野川水系改修促進期成同盟会及び新江川水系改修促進期成同盟会において、都幾川・市野川水系及び新江川水系の管理者である国及び埼玉県に、それぞれ河川改修の要望活動を行った。 ・埼玉県市長会を通じて一級河川九十九川の管理者である埼玉県に改修要望を提出した。 ・和泉町等の既存市街地の排水先となる準用河川新江川は、橋梁、鉄道、農業施設等の関係機関と協議を行いながら、東武東上線横断部を完成させ、上流側についても順次工事を進めた。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市内の一級河川の改修を、管理者である国及び埼玉県に要望する。 ・準用河川新江川の改修により、浸水被害軽減を推進する。 		
③ 地区計画制度の活用			
担 当	都市計画課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末時点で、市内10地区（工業系を除く）において地区計画を運用している。 ・和泉町地区においては、土地区画整理事業の廃止に伴い、新規に地区計画を策定した。（令和4年4月1日決定） 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業を実施した地区においては、引き続き地区計画を運用し、良好な居住環境を維持・保全していく。 ・和泉町地区では、土地区画整理事業に代わるまちづくりの手法として地区計画に基づき、安全で快適な居住環境の形成を図っていく。 		

居住誘導施策

(4) 官民連携による魅力ある地域づくりの推進

空き家対策として、老朽空き家除却補助金の交付や自治会と連携した空き家実態調査を実施しており、引き続き未然防止と利活用の両面から取組を進める。

低未利用地の適切な管理と有効活用の促進については、土地所有者に向けた具体的な取組がなく、未着手評価とした。今後は、低未利用地対策についても指針の策定に向けて具体的な検討を進める。

① 空き家の未然防止と有効活用の促進

担 当	環境政策課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の状況把握や新たな空き家の早期発見のための定期的なパトロールを実施するとともに台風通過後などは被害状況の確認のため臨時的にパトロールを実施した。 ・老朽空き家除却補助金の活用についての周知啓発を行った。 補助金交付件数 29件（令和元年度から令和4年度） ・所有者等に空き家の除却、利活用などの意向に応じた情報提供や相談を実施した。 		
今後の取組	・今後も取組を継続し、空き家の未然防止と有効活用の促進を図る。		
担 当	住宅建築課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に自治会空き家実態調査を実施した。 ・毎年度東松山市空家等対策協議会を開催した。 ・年1回空き家所有者等へ空き家対策リーフレット（住宅をお持ちのみなさまへ）を送付した。 ・埼玉県等の空き家対策支援制度（相続おしかけ講座・空き家コーディネーター）の周知を図った。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、自治会空き家実態調査を定期的に行う。 ・調査結果を整理し、空き家対策リーフレットの送付に活用する。 ・「相続おしかけ講座・空き家コーディネーター」について積極的な周知に取り組む。 		

② 低未利用地の適切な管理と有効活用の促進

担 当	都市計画課	取組評価	△：検討中
取組状況	・都市計画法第34条第11号の制度を見直すことで、居住誘導区域内の有効活用を促す取組は進められたが、低未利用地対策の指針策定など具体的な取組には着手していない。		
今後の取組	・低未利用地の利用及び管理に関する指針（低未利用地利用等指針）や、必要に応じて「低未利用土地権利設定等促進計画」や「立地誘導促進施設協定」の活用に向けた検討を行う。		

③ 民間まちづくり活動の支援

担 当	政策推進課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市の名物やきとりを活用し、近隣大学や民間事業者との協働によりカシラ肉のメンチカツや惣菜パンを製作した。 ・民間事業者とまち・ひと・しごと創生に関する協定を締結し官民連携による地方創生を推進した。（令和5年7月現在 13の協定を締結） ・市内のクラフトビール醸造所と連携し、特産品である梨や栗を使ったビールを製造した。 ・地元大学等と連携し市の魅力を知ってもらうためのPR動画を作成した。 ・ふるさと納税制度を活用し、市内事業者が提供する地場産品を用いたシティブロモーションを実施した。 		
今後の取組	・今後も民間事業者や大学等と連携し、市のにぎわい創出や地域の活性化を推進する。		
担 当	環境政策課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動を実施している団体に対し、環境基本計画市民活動推進事業補助金を交付した。 補助金交付団体 24団体（令和元年度から令和4年度） ・飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に要する経費を補助した。（令和3年度から実施） 補助金交付件数 96件（令和3年度から令和4年度） 		
今後の取組	・今後も市民、まちづくり団体と連携し、良好な居住環境の形成に取り組む。		

担 当	商工観光課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・東松山市商店街空き店舗対策事業補助金を交付した。 令和3年4月1日より、東松山市立地適正化計画の都市機能誘導区域を対象区域として設定し運用している。 採択 9件（令和元年度から令和4年度） 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・HPや広報紙、商工会や商店街で補助の制度の周知を図る。 		
担 当	地域支援課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のにぎわいの創出を促進するため、自治会やハートピアまちづくり協議会、市民活動団体に対し補助金交付等の支援を行った。また、事業者と連携して花いっぱい運動に取り組んだ。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、自治会やハートピアまちづくり協議会、市民活動団体に対し補助金交付等の支援を行う。また、花いっぱい運動における事業者との連携も継続して行う。 		
担 当	住宅建築課	取組評価	○：取組中
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンク制度（平成29年度開始） 制度開始から令和4年度までの登録件数25件（成約件数18件） ・年2回広報紙で制度（空き家バンク・移住促進空き家利活用補助金）の周知を図った。 ・年1回空き家所有者等ヘリーフレットを送付した。 ・空き家利活用補助金（空き家バンク登録が利用条件）実績2件（平成29年度から令和4年度） ・埼玉県等の空き家対策支援制度（相続おしかけ講座・空き家コーディネーター）の周知を図った。 		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度以降も広報紙掲載（2回）、空き家所有者等ヘリーフレット送付（1回）を継続して行う。 ・空き家バンクの登録件数を増やす取組を進める。 ・空き家利活用補助金の利用条件の追加・変更については継続して検討する。 ・「相続おしかけ講座・空き家コーディネーター」について、市民活動センター等で配布するなど積極的な周知に取り組む。 		

6. 東松山市立地適正化計画の改定

・平成31年4月に策定・公表された本計画について、評価の目安となる5年が経過することから必要な時点修正を行います。

・令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）が位置付けられたことから、防災指針の追加を行います。

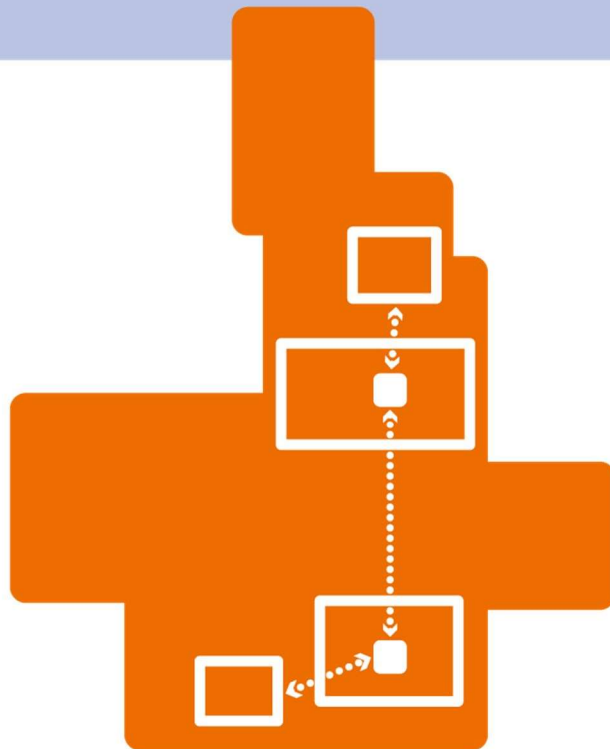
時点更新	<ul style="list-style-type: none">○計画策定から約5年を経過✓社会経済情勢等の変化や上位関連計画の策定・改定などを踏まえた見直し✓現行計画の進捗や達成度の評価を踏まえた見直し
根拠法の改正	<ul style="list-style-type: none">○令和2年の都市再生特別措置法改正✓法第81条第2項第5号に「都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）」が追加されたことに伴う見直し <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="text-align: center;"><p><背景></p><div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: 150px;">近年、特に洪水や土砂災害が頻発・激甚化の傾向</div></div><div style="text-align: center; font-size: 2em; color: red;">➔</div><div style="text-align: center;"><p><目的></p><div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 150px; background-color: #fff9c4;">居住誘導区域に残存する災害リスクに対し、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策を講じ、安全な都市を形成</div></div></div>

令和5年度 第2回 東松山市都市計画審議会

報告事項

- 2 東松山市立地適正化計画の改定（防災指針）について

第6章 防災指針



第6章 防災指針

1. 防災指針の位置付け

近年、地球の温暖化に伴い台風や大雨による水災害が全国各地で頻発しており、本市においても、令和元年東日本台風がもたらした大雨により都幾川、越辺川及び新江川で堤防が決壊・欠損し、死者2人(災害関連死1人を含む。)、負傷者2人、家屋の被害770件など、大きな被害が生まれました。さらに水災害は、気候変動の予測などから、今後も頻発化・激甚化することが懸念されています。

このような状況を踏まえ、2020(令和2)年6月に都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画に地域の防災・減災対策を示す防災指針が位置付けられました。

また、立地適正化計画の居住誘導区域においては、災害等に対する安全性を考慮し、原則災害リスクの高い地域を除いて設定すべきとされているものの、災害リスクを全て除くことは現実的に困難であることから、リスクの回避・低減を計画的に実施していくことが求められています。

防災指針では、水害及び土砂災害について災害リスクを分析し、災害リスクの高い地域を抽出したうえで、立地適正化計画における居住誘導区域内に残存するリスクに対する取組方針及び具体的な防災対策・安全確保策を示し、安全なまちづくりの総合的な対策を示します。

なお、防災指針の検討にあたっては、「東松山市地域防災計画」及び「東松山市国土強靱化地域計画」をはじめ、国、県、流域自治体、企業等の協働により取り組む流域治水プロジェクトなどに示された防災・減災対策との整合を図ります。

図87
防災指針の位置付け

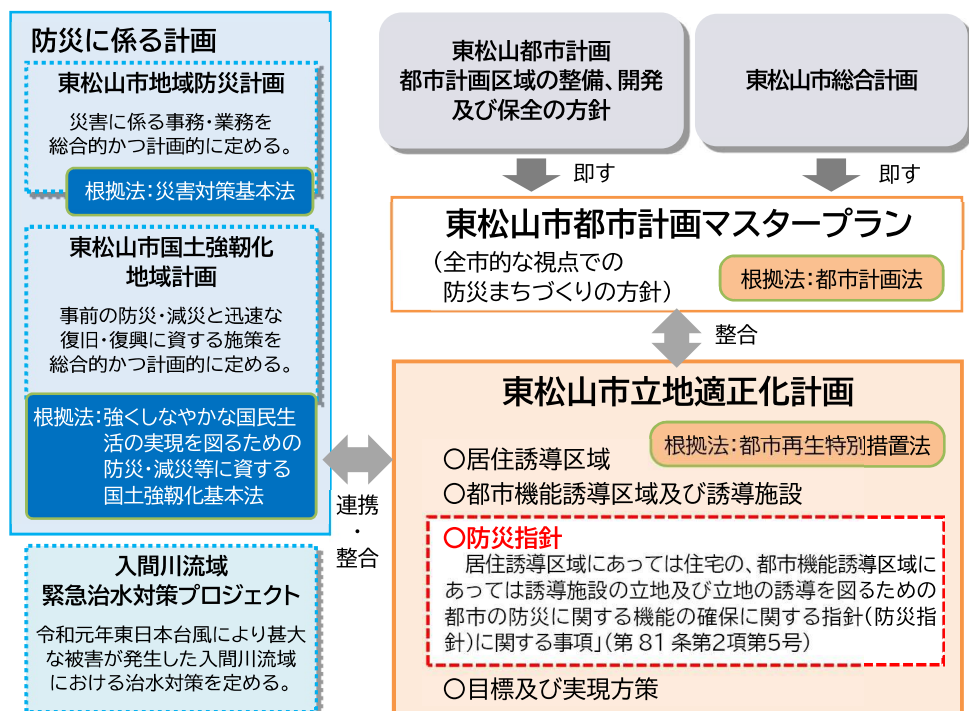
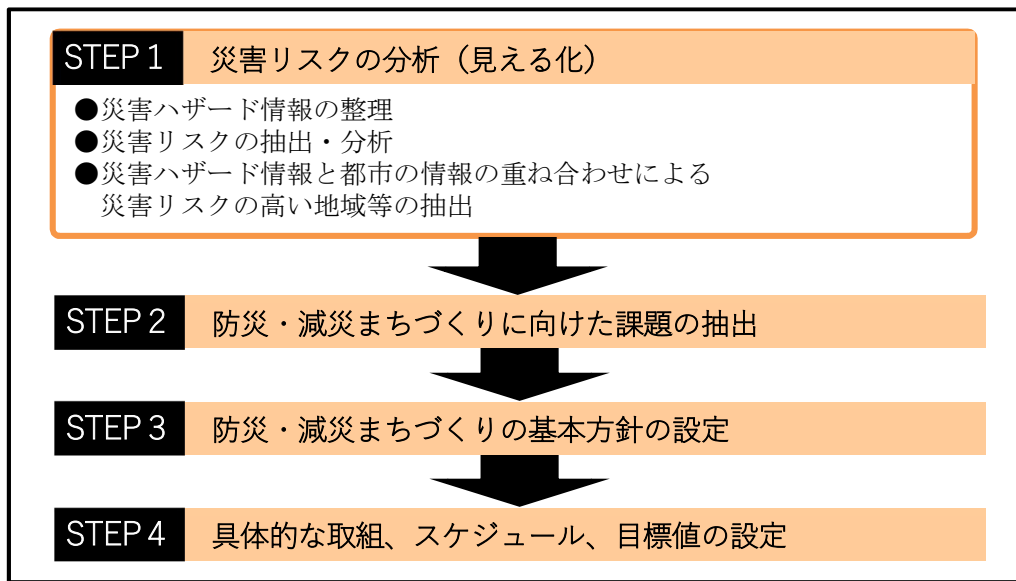



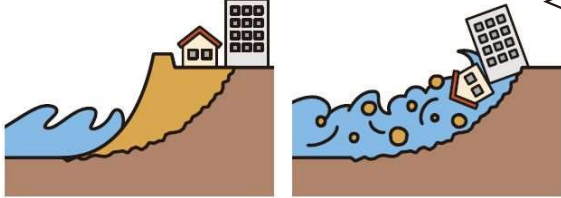
図 88 防災指針の検討フロー



2. 居住誘導区域等における災害リスクの分析

(1) 災害ハザード情報の整理

居住誘導区域(都市機能誘導区域含む)において、洪水(外水氾濫)、雨水出水(内水)、土砂災害のほか、大規模盛土造成地を災害リスク分析の対象として整理します。

分類	災害ハザード	説明
水害	洪水浸水想定区域 浸水深 想定最大規模 (L2)	○想定最大規模降雨(年超過確率 1/1,000: 1年間に発生する確率が 1/1,000 (0.1%) 程度の規模の降雨)により河川が破堤した場合の浸水想定区域【水防法】
	洪水浸水想定区域 浸水深 計画規模 (L1)	○計画規模降雨(年超過確率 1/200~1/100: 1年間に発生する確率が 1/200~1/100 (0.5~1.0%) 程度の規模の降雨)により河川が破堤した場合の浸水想定区域【水防法】
	洪水浸水想定区域 浸水継続時間	○想定最大規模降雨における洪水時等に避難が困難となる一定の浸水深(0.5m)を上回る時間の目安【水防法施行規則】
	家屋倒壊等氾濫想定区域 氾濫流	○河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域【洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)】  流速が早いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります (出典: 内閣府資料)
	家屋倒壊等氾濫想定区域 河岸浸食	○洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域【洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)】  地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります (出典: 内閣府資料)
	内水浸水想定区域 浸水深 想定最大降雨	○下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道その他の排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できない場合に浸水が想定される区域【水防法】 ※内水浸水想定区域のシミュレーションが未実施であるため、過去の災害履歴等を基に災害リスクの分析を行います。

※居住誘導区域内にため池の浸水想定区域はありません(ため池ハザードマップによる)

分類	災害ハザード	説明
	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	<p>○急傾斜地の崩壊が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域</p> <p>【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】</p>
	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	<p>○急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域</p> <p>【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】</p> <div data-bbox="694 537 1292 974" data-label="Diagram"> </div> <p>(出典：国土交通省資料)</p>
土砂災害	大規模盛土造成地	<p>○「盛土の面積が 3,000 m²以上 (谷埋め型大規模盛土造成地)」もしくは「原地盤面の勾配が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 m 以上 (腹付け型大規模盛土造成地)」を満たすもの</p> <p>【宅地造成及び特定盛土等規制法】</p> <p>■谷埋め型大規模盛土造成地のイメージ</p> <div data-bbox="734 1276 1292 1556" data-label="Diagram"> </div> <p>■腹付け型大規模盛土造成地イメージ</p> <div data-bbox="766 1635 1252 1937" data-label="Diagram"> </div> <p>(出典：国土交通省資料)</p>

立地適正化計画の概要
人口都市構造の分析と課題の整理
計画の基本方針
都市機能誘導区域誘導施設誘導策
居住誘導区域誘導策
防災指針
まちづくりの推進に向けて
資料編

①災害リスクの評価の視点

災害リスク評価については、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」等に基づき、以下の視点から判断します。

ア 浸水深の災害リスク評価

■浸水深と建物被害

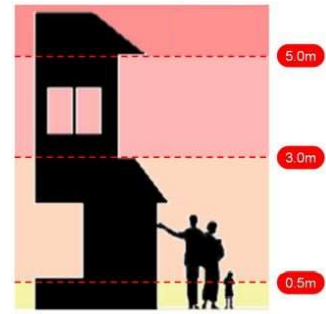
0.5m未満	1階床下が浸水
0.5m	1階床上が浸水
3.0m	2階床が浸水(1階が水没)
5.0m	2階の軒下が浸水(2階が水没)
5.0m以上	2階の屋根以上が浸水する

■垂直避難の可否の判定

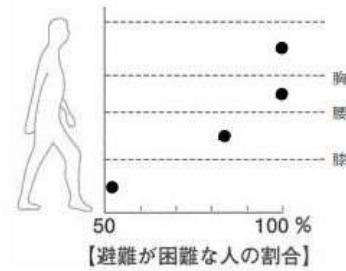
1階建	浸水深が 0.5m未満であれば可能
2階建	浸水深が 3.0m未満であれば可能
3階建	浸水深が 5.0m未満であれば可能

■浸水深と避難行動

0.5m	徒歩による避難が困難 (大人の膝まで浸かる)
------	---------------------------



【資料】洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）



【資料】水害ハザードマップ作成の手引き

イ 浸水継続時間の災害リスク評価

- 各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるため、浸水継続時間が長く長期の孤立が想定される地域の有無に注意する必要があります。

【資料】水害の被害指標分析の手引

ウ 要配慮者利用施設(医療・社会福祉施設等)の継続利用の可否

- 機能低下する条件については、自動車でのアクセスが困難となる0.3m以上の浸水による機能低下と設備の水没による機能低下の2つの条件が考えられます。医療用電子機器や介護設備等の水没する浸水深については0.3m以下となることはほとんどないと考えられ、自動車でのアクセスが困難となる浸水深0.3mを機能低下の基準としますが、既存の浸水ランクには、0.3mの区分がないため、本計画では0.5mを基準とします。

浸水深 0.3m	自動車(救急車)の走行困難、災害時要配慮者の避難が困難な水位
浸水深 0.5m	徒歩による移動困難、床上浸水
浸水深 0.7m	コンセントに浸水し停電(医療用電子機器や介護設備等の使用困難)

【資料】水害の被害指標分析の手引

■参考)浸水深と自動車走行

0.1m未満	走行に関し、問題はない
0.1~0.3m	ブレーキ性能が低下し、安全な場所へ車を移動させる必要がある
0.3~0.5m	エンジンが停止し、車から退出を図らなければならない
0.5m以上	車が浮き、また、パワーウィンドウ付きの車では車の中に閉じ込められてしまい、車とともに流され非常に危険な状態となる

【資料】水害ハザードマップ作成の手引き

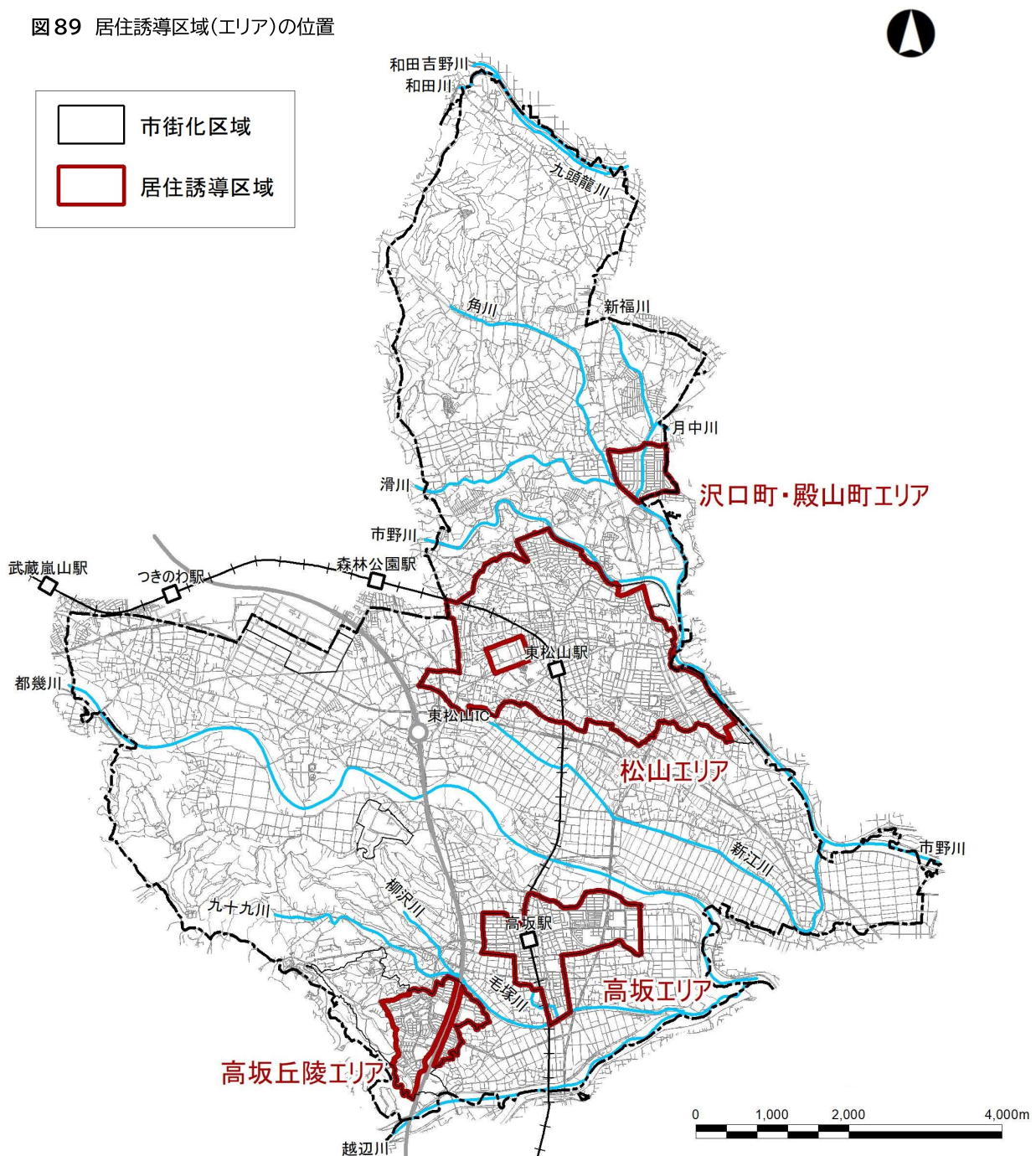
工 家屋倒壊等氾濫想定区域

- 家屋倒壊等氾濫想定区域では、頑強なビルに関しては倒壊等のおそれは低いため、ただちに立退き避難が必要との判断にならない場合もありますが、この区域では洪水時に生命・身体に直接影響を及ぼすリスクがあるため、原則、避難情報に従って安全な場所へ早期に避難することが必要となります。

(2)災害リスクの抽出・分析

(1)で整理した災害ハザード情報を基に、居住誘導区域(都市機能誘導区域含む)における災害リスクを抽出・分析します。

図 89 居住誘導区域(エリア)の位置

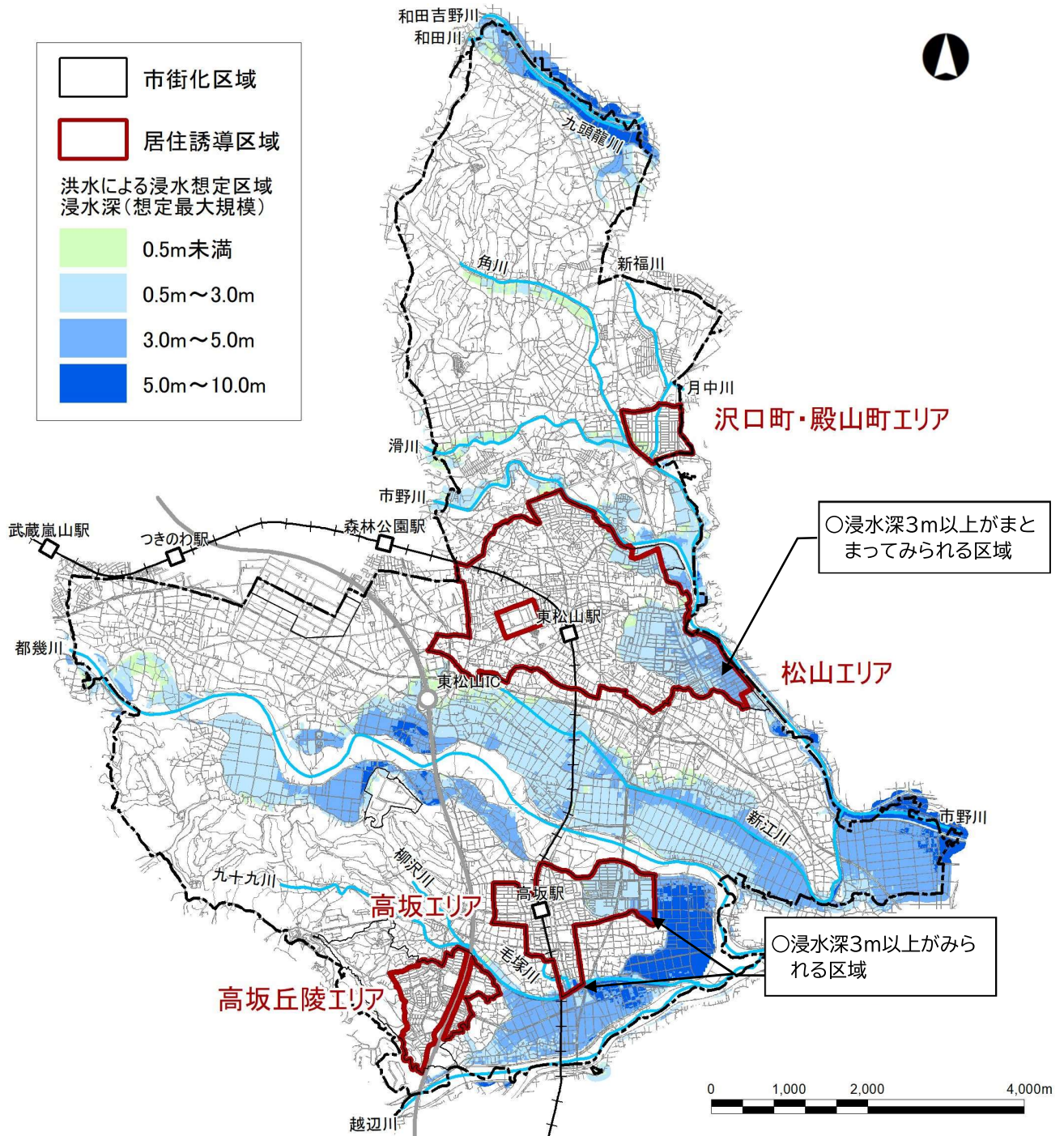


①洪水(外水氾濫)

【想定最大規模による洪水リスク】

洪水(想定最大規模)による浸水想定区域をエリア別にみると、松山エリアの東部と、高坂エリアの東部及び南部で浸水想定区域がみられます。松山エリアの東部では、1階部分が水没するおそれのある3m以上の浸水想定区域がまとってみられます。

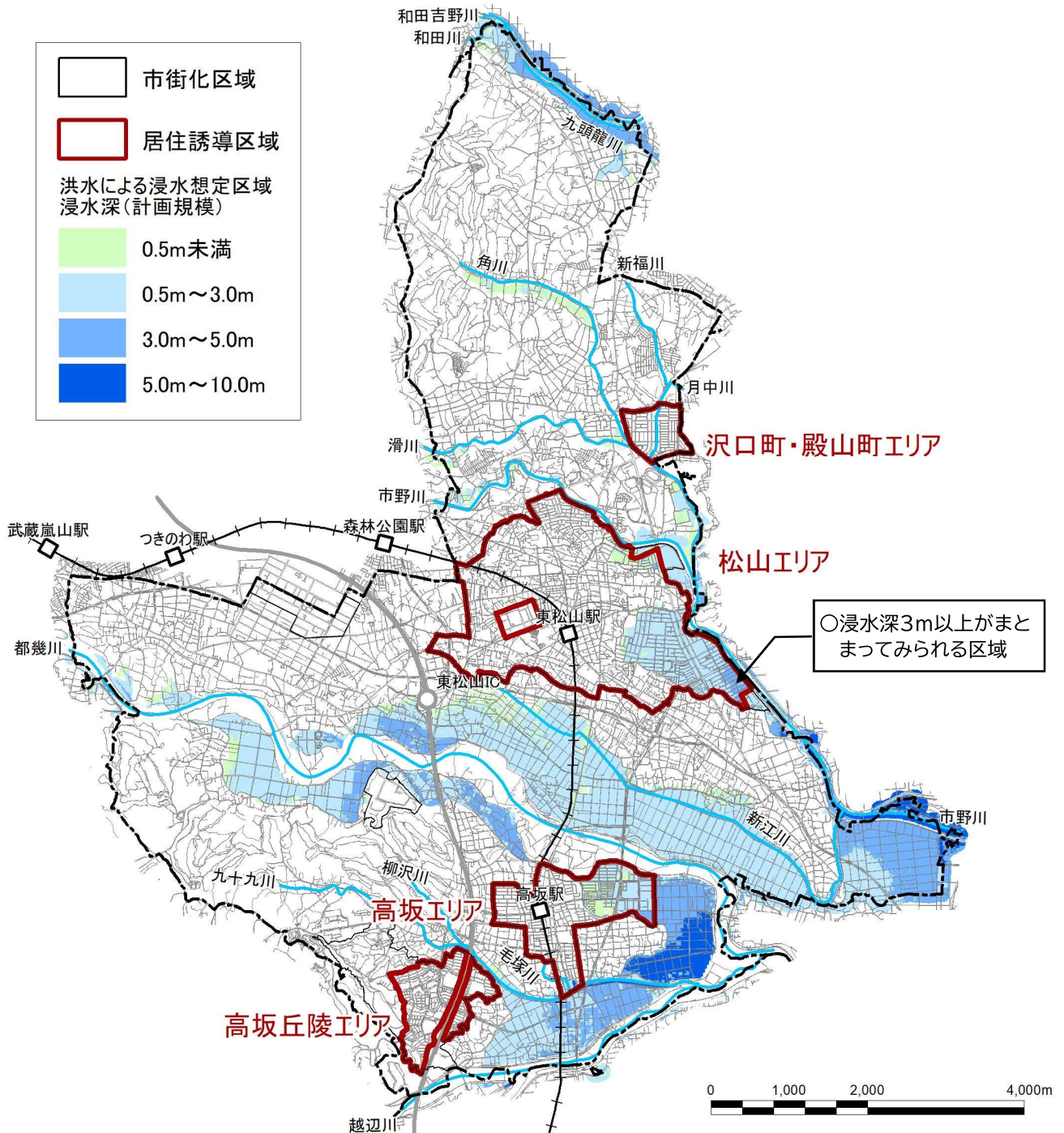
図 90 想定最大規模による洪水浸水リスク(浸水想定区域・浸水深)



【計画規模による洪水リスク】

洪水(計画規模)による浸水想定区域をエリア別にみると、想定最大規模と比較し範囲は狭くなるものの、松山エリアの東部で1階部分が水没するおそれのある3m以上の浸水想定区域がまとまってみられます。

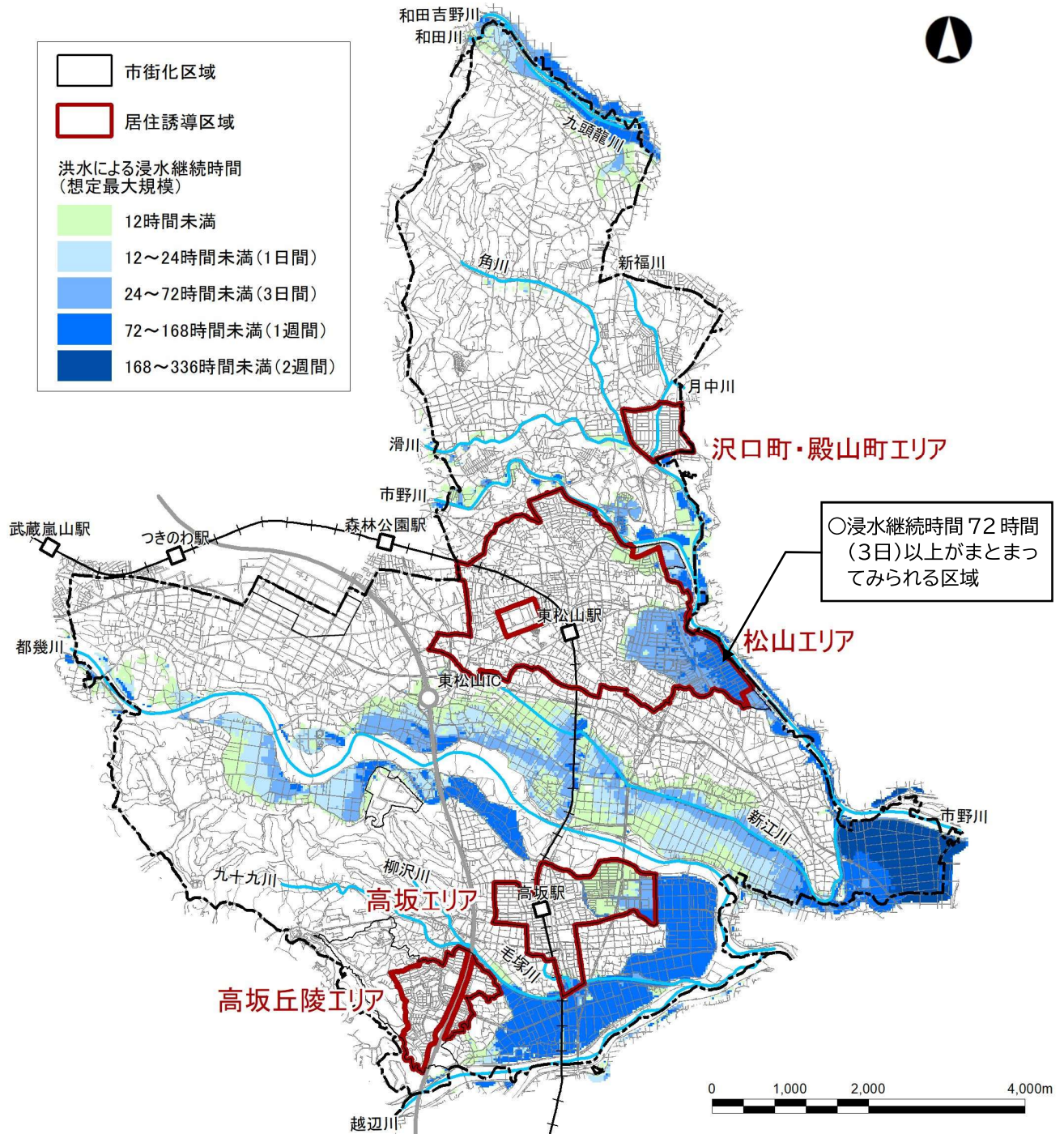
図 91 計画規模による洪水浸水リスク(浸水想定区域・浸水深)



【浸水継続時間】

浸水継続時間をエリア別にみると、松山エリアの東部で、各家庭で飲料水や食料等を備蓄していると推察される3日間(72時間)以上の区域がまとまってみられます。

図 92 浸水継続時間

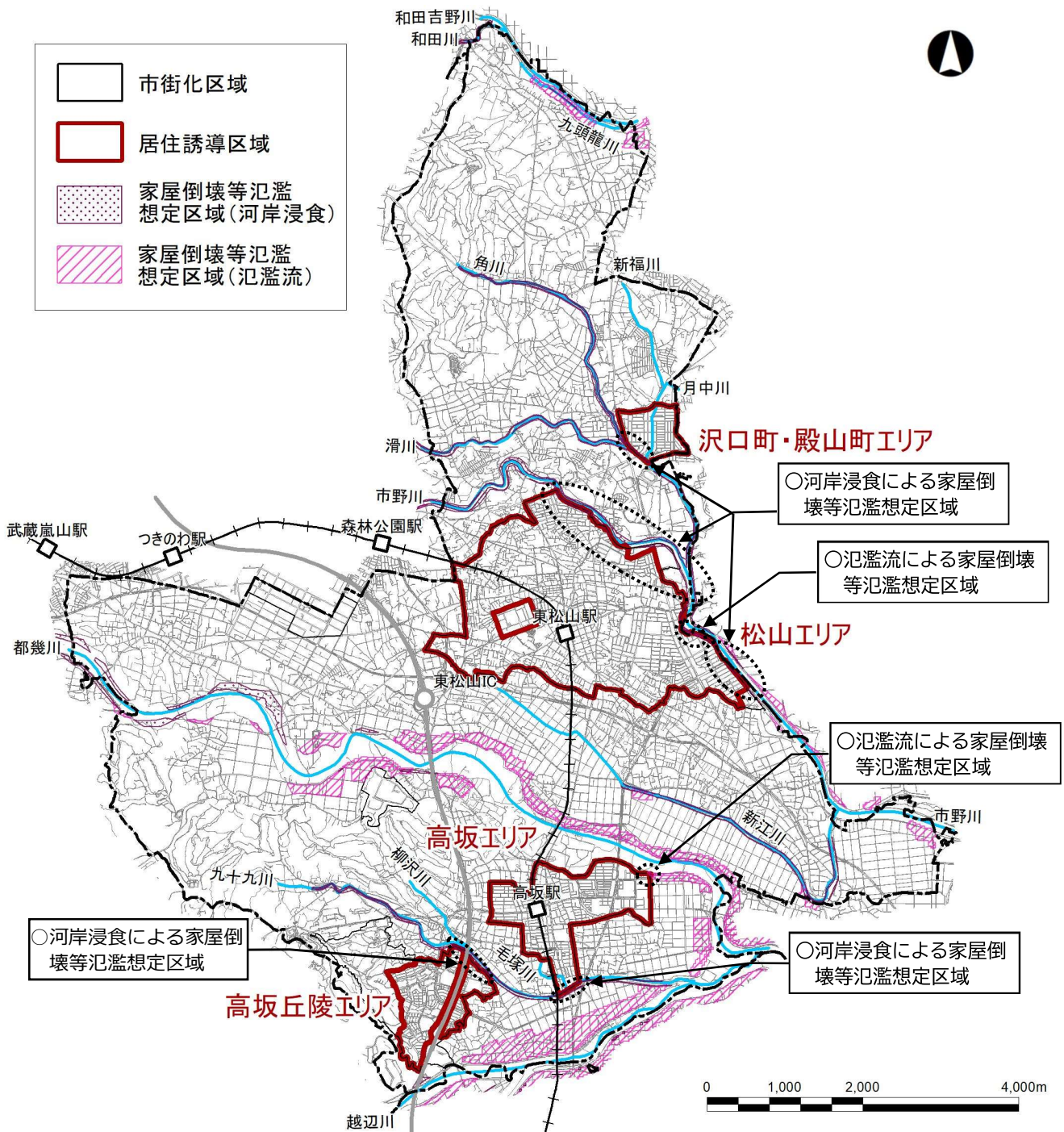


【氾濫流・河岸浸食による家屋倒壊等リスク】

氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域は、市野川沿岸の松山エリア、都幾川沿岸の高坂エリアで見られます。

また、河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域は、市野川沿岸の松山エリア、滑川沿岸の沢口町・殿山町エリア、九十九川沿岸の高坂エリアと高坂丘陵エリアで見られます。

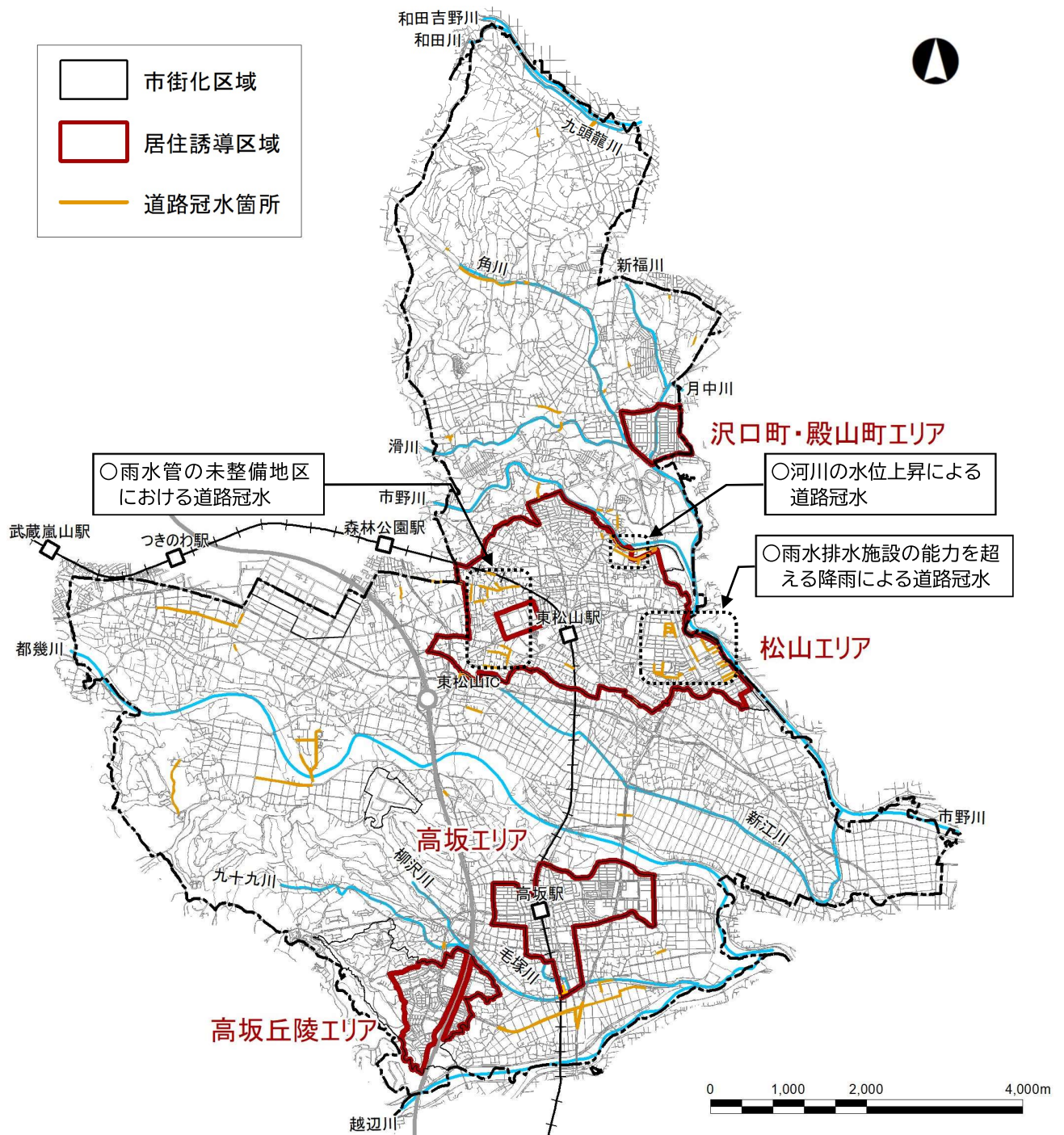
図 93 氾濫流・河岸浸食による家屋倒壊等リスク(家屋倒壊等氾濫想定区域)



②雨水出水(内水)

本市においては、公共下水道計画区域内の汚水管を先行して整備してきたため、雨水管の整備が進んでいない区域があることや、台風や集中豪雨により、松山エリアの特定場所で度々道路冠水が発生しています。主に、排水施設の能力を超える雨水が集まることや、河川の水位上昇に伴う内水の排水能力低下が原因となっています。

図 94 内水による道路冠水箇所



③土砂災害

本市における土砂災害警戒区域は50箇所、土砂災害特別警戒区域は48箇所となっており、それら全てが急傾斜地の崩壊のおそれがある区域となっています。

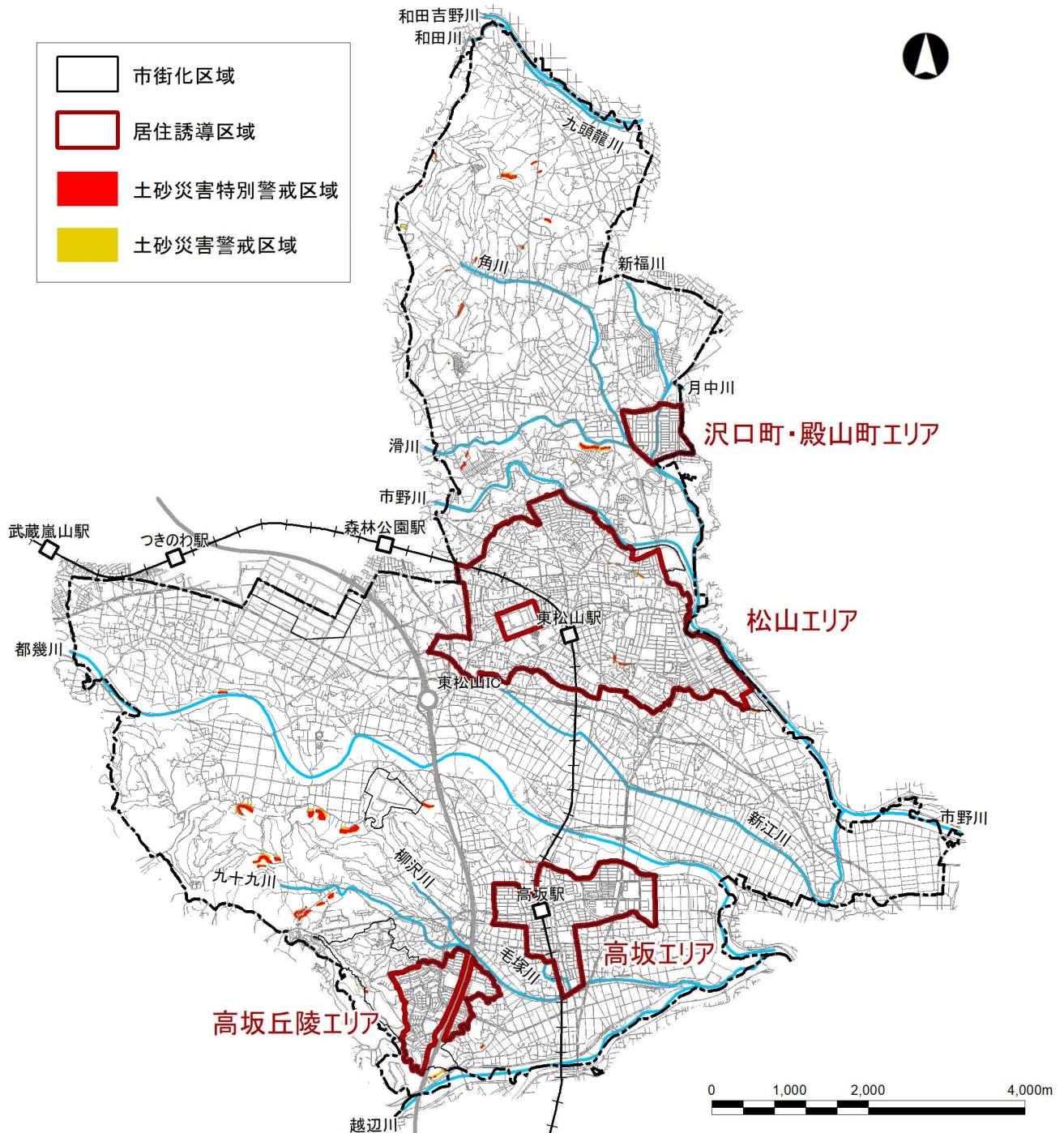
このうち、市街化区域内には土砂災害警戒区域13箇所、土砂災害特別警戒区域13箇所が指定されています。

表 18 土砂災害警戒区域等の指定状況（最終指定日：平成28年10月11日）

土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
50 箇所	48 箇所

【資料】 埼玉県ホームページ(県土整備部 東松山県土整備事務所)

図 95 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況



④大規模盛土造成地

埼玉県では、国のガイドラインに基づき、既存宅地における大規模盛土造成地の有無等の調査（第一次スクリーニング）を実施しており、本市においては37箇所が該当しています。

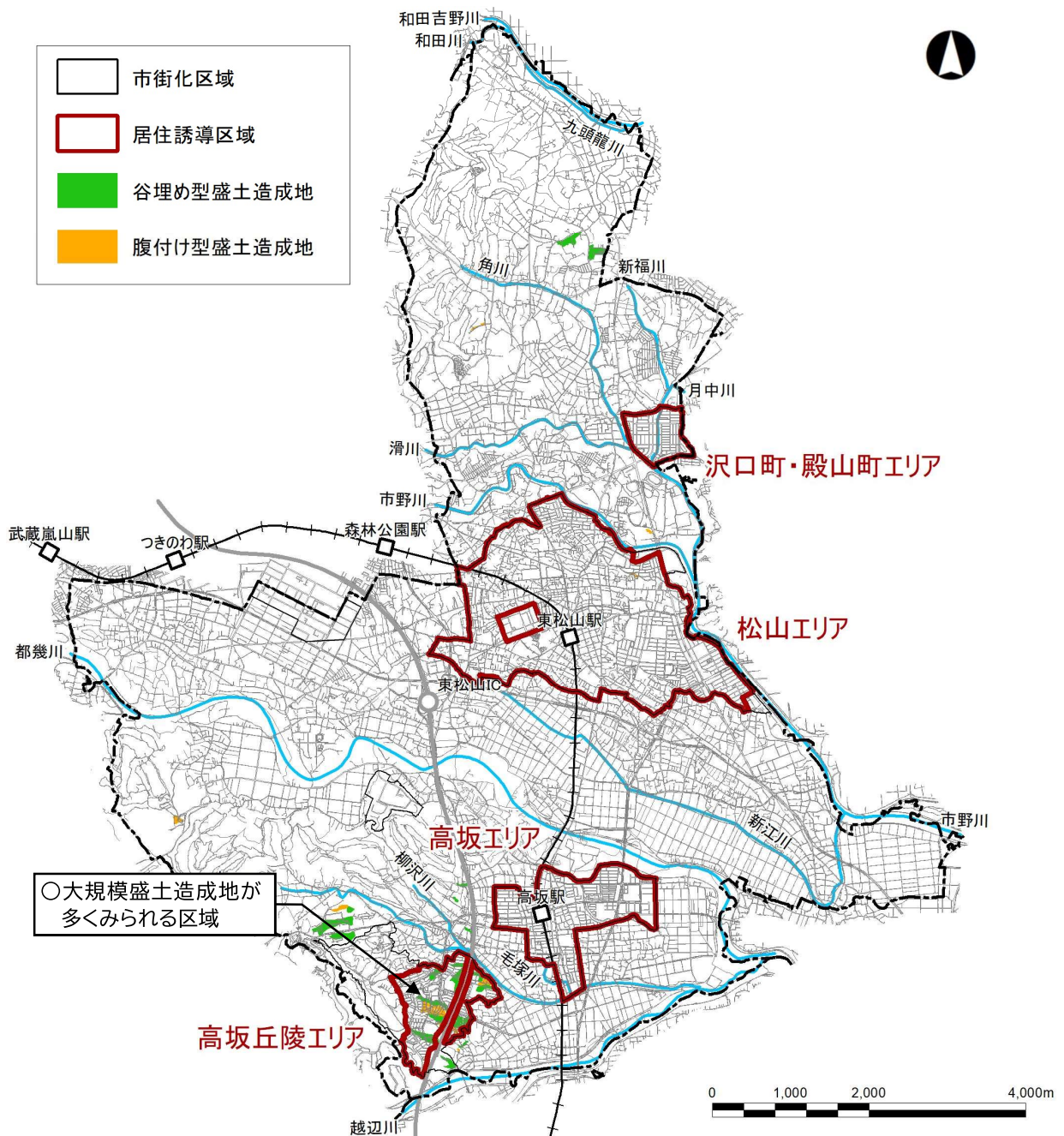
本市では、これら37箇所について、地盤調査及び安定計算により滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地を抽出することを目的とする調査（第二次スクリーニング）の優先度評価を実施しましたが、早期に第二次スクリーニングを実施すべき優先度の高い盛土はないことが確認されています。

表 19 第一次スクリーニング結果による大規模盛土造成地箇所数

谷埋め盛土	腹付け盛土	合計
24 箇所	13 箇所	37 箇所

【資料】 埼玉県ホームページ(埼玉県都市整備部 都市計画課)

図 96 第一次スクリーニング結果による大規模盛土造成地箇所数



(3)災害リスクの高い地域等の抽出

(2)で整理した災害ハザード情報と人口動向や避難場所、要配慮者利用施設の配置等の情報(都市情報)の重ね合わせから、減災又は避難の視点から災害リスクの高い地域等を抽出します。

なお、浸水深別の洪水浸水想定区域については、災害リスクが最も高くなる「想定最大規模」により分析を行います。

表 20 重ね合わせ分析の視点・目的

災害ハザード情報	分析	都市情報	可視化・分析の視点	目的
洪水浸水想定区域 浸水深 (想定最大規模)	1	◇人口 ◇避難施設徒歩圏 (800m)	○どの程度の住民の避難が必要か ○徒歩での避難が可能か	◆浸水深に応じた避難施設への避難のしやすさや、階上への避難(垂直避難)の可能性を分析することで、避難安全性の向上に繋げるため
	2	◇高齢者 ◇避難施設徒歩圏 (500m)	○避難支援の必要性が高いか ○早期避難の必要性が高いか	
	3	◇建物(階数) ◇避難施設徒歩圏 (800m)	○垂直避難で対応できるか ○垂直避難が困難な場合、徒歩での避難ができるか	
	4	◇要配慮者利用施設	○垂直避難で対応できるか	
	5		○施設が継続利用できるか	
	6	◇緊急輸送道路	○緊急輸送道路の寸断がないか	
洪水浸水想定区域 浸水継続時間	7	◇要配慮者利用施設	○長期間孤立する要配慮者利用施設はないか	◆浸水継続時間と避難施設・要配慮者利用施設の位置関係を分析することで、避難継続に必要な環境構築に繋げるため
家屋倒壊等氾濫 想定区域 (河岸浸食)	8	◇建物	○家屋倒壊の危険性がないか	◆災害発生時の被害軽減に向けた取組に繋げるため
家屋倒壊等氾濫 想定区域 (氾濫流)	9	◇建物(木造)	○家屋倒壊の危険性がないか	
土砂災害特別警戒 区域・土砂災害警戒 区域	10	◇建物	○建物損壊の危険性がないか	
	11	◇緊急輸送道路	○緊急輸送道路の寸断がないか	◆災害発生後の緊急物資に必要な道路確保の取組に繋げるため

①都市情報との重ね合わせ分析による評価の視点

重ね合わせに使用する都市情報は、以下のとおりです。

表21 重ね合わせ分析に使用する都市情報

項目	情報	出典
人口	○密度(増減):100mメッシュ単位 ○高齢者数(増減):100mメッシュ単位	令和2年国勢調査
建物	○建物構造 ○建物階数	家屋図 (家屋課税台帳)
都市機能	○水防法及び土砂災害防止法に基づき定める要配慮者利用施設 ○主な都市機能(行政施設、文化施設、商業施設、医療施設)	地域防災計画
避難施設	○指定緊急避難場所からの距離	地域防災計画
緊急輸送道路	○緊急輸送道路	地域防災計画

※家屋図(家屋課税台帳):全ての建物に属性が入っていないため、おおまかな傾向を把握します。

※要配慮者利用施設:社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

都市情報との重ね合わせ分析による評価については、以下の視点から判断します。

ア 人口密度

- ・人口密度が高いほど、被災人口が多くなると想定されることから、災害リスクが高いと判断します。

<参考:住宅用地の人口密度の目標>

100人/ha	土地の高度利用を図るべき区域
80人/ha	上記以外の区域
60人/ha	土地利用密度の低い地域
40人/ha	既成市街地の最低基準

(出典:都市計画運用指針)

イ 高齢者数(増減)

- ・高齢者が多いほど、被災する高齢者が多くなると想定されることから、災害リスクが高いと判断します。

ウ 建物構造

- ・木造家屋の場合、河川の氾濫流や土砂災害により家屋の倒壊や流出の可能性があることから、災害リスクが高いと判断します。
- ・木造家屋、非木造家屋とも、河川の河岸浸食により家屋が倒壊等する可能性があり、災害リスクが高いと判断します。

エ 建物階数

- ・浸水深と建物高さの関係から、垂直避難が困難と想定される場合、災害リスクが高いと判断します。

オ 要配慮者利用施設

- ・要配慮者利用施設は、浸水深が0.5m以上で継続利用が困難と想定される場合、災害リスクが高いと判断します。

カ 主な都市機能

- ・主な都市機能が災害ハザードエリアに立地する場合、災害リスクが高いと判断します。

キ 指定緊急避難場所からの距離

- ・避難距離が日常的な徒歩圏を超え、徒歩による避難が難しいと判断される場合、災害リスクが高いと判断します。

ク 緊急輸送道路

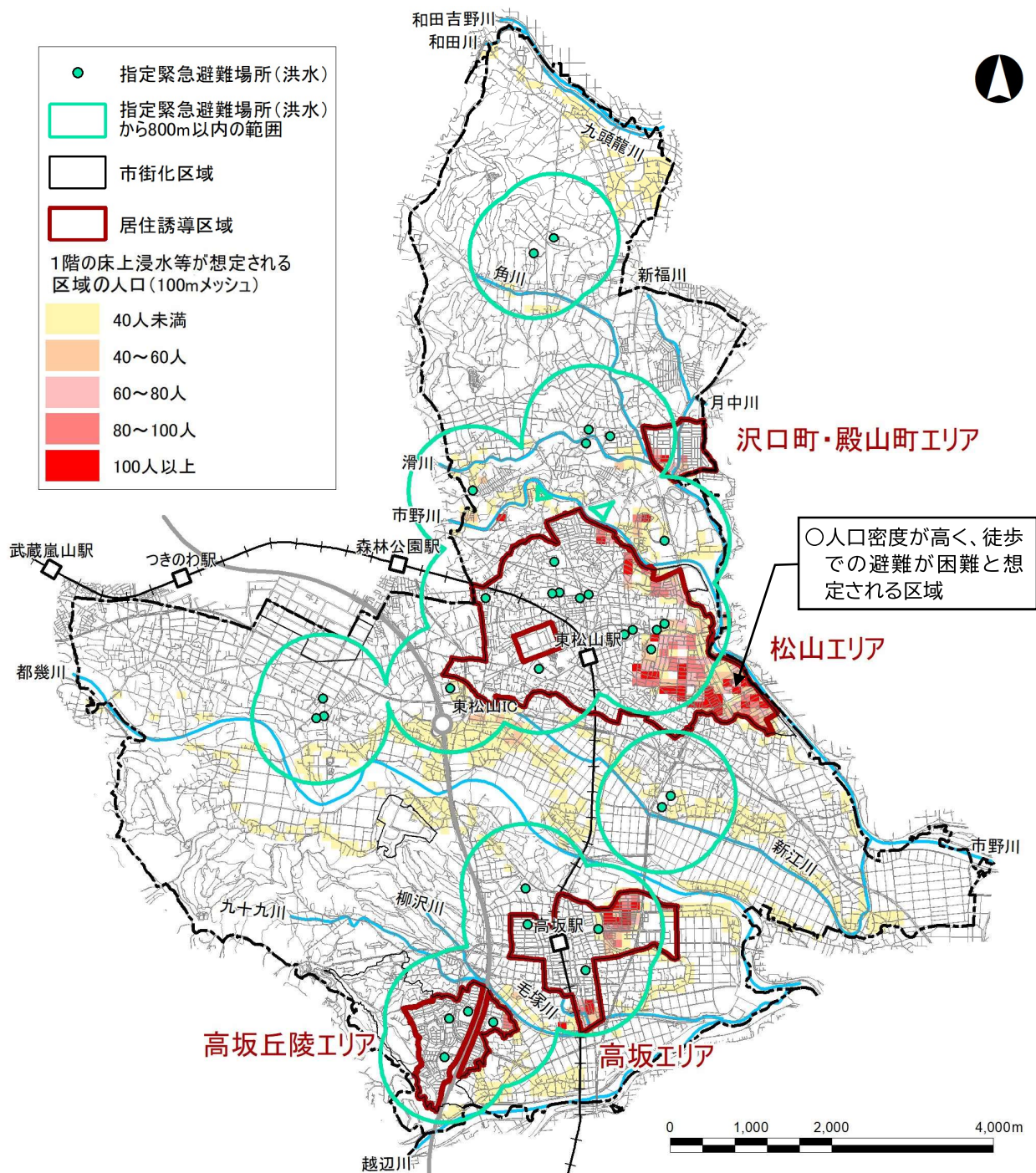
- ・災害時に緊急輸送道路の利用が困難となるおそれのある場合、災害リスクが高いと判断します。

②浸水想定区域 浸水深

分析	洪水浸水想定区域×人口×指定緊急避難場所からの距離(800m)
1	分析の視点 どの程度の住民の避難が必要か／徒歩での避難が可能か

居住誘導区域内において、1階の床上浸水以上となる浸水深(0.5m以上)が想定される区域のうち、人口密度が100人/ha 以上の箇所は、松山エリアの東部と、高坂エリアの東部及び南部でまとめてみられ、4エリアで避難が必要となる住民の合計は1万人以上と想定されます。

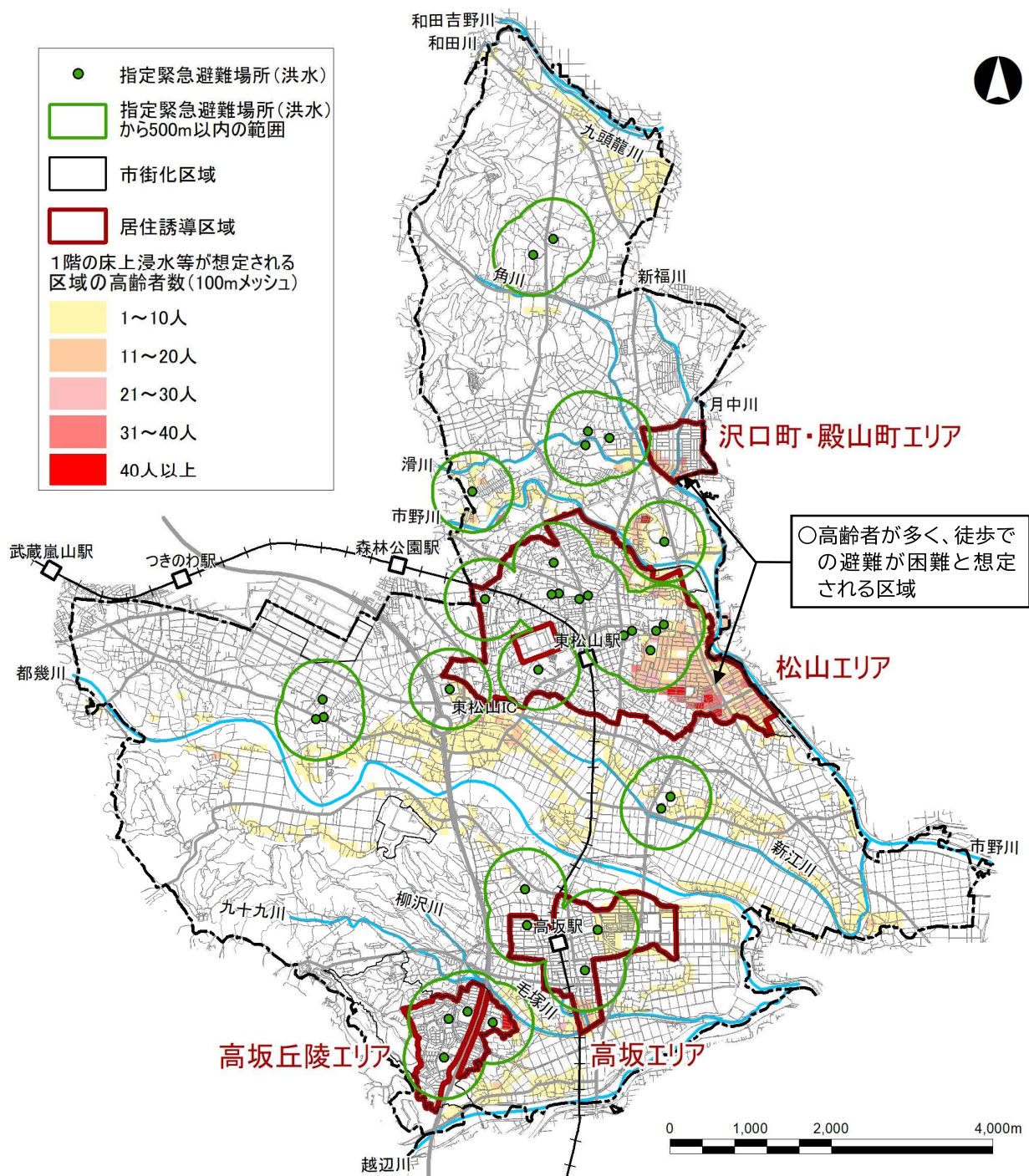
このうち指定緊急避難場所からの距離が800mを超え、徒歩による避難が困難であるため、災害リスクが高いと考えられる箇所は、松山エリアの東部でまとめてみられます。



分析 2	分析の視点	洪水浸水想定区域×高齢者数×指定緊急避難場所からの距離(500m)
		避難支援の必要性が高いか／早期避難の必要性が高いか

居住誘導区域内において、1階の床上浸水以上となる浸水深(0.5m以上)が想定される区域のうち、高齢者数40人/ha以上の箇所は、松山エリアの東部でまとまってみられます。また、沢口町・殿山町エリアの南部においても、高齢者の多い箇所がまとまってみられます。

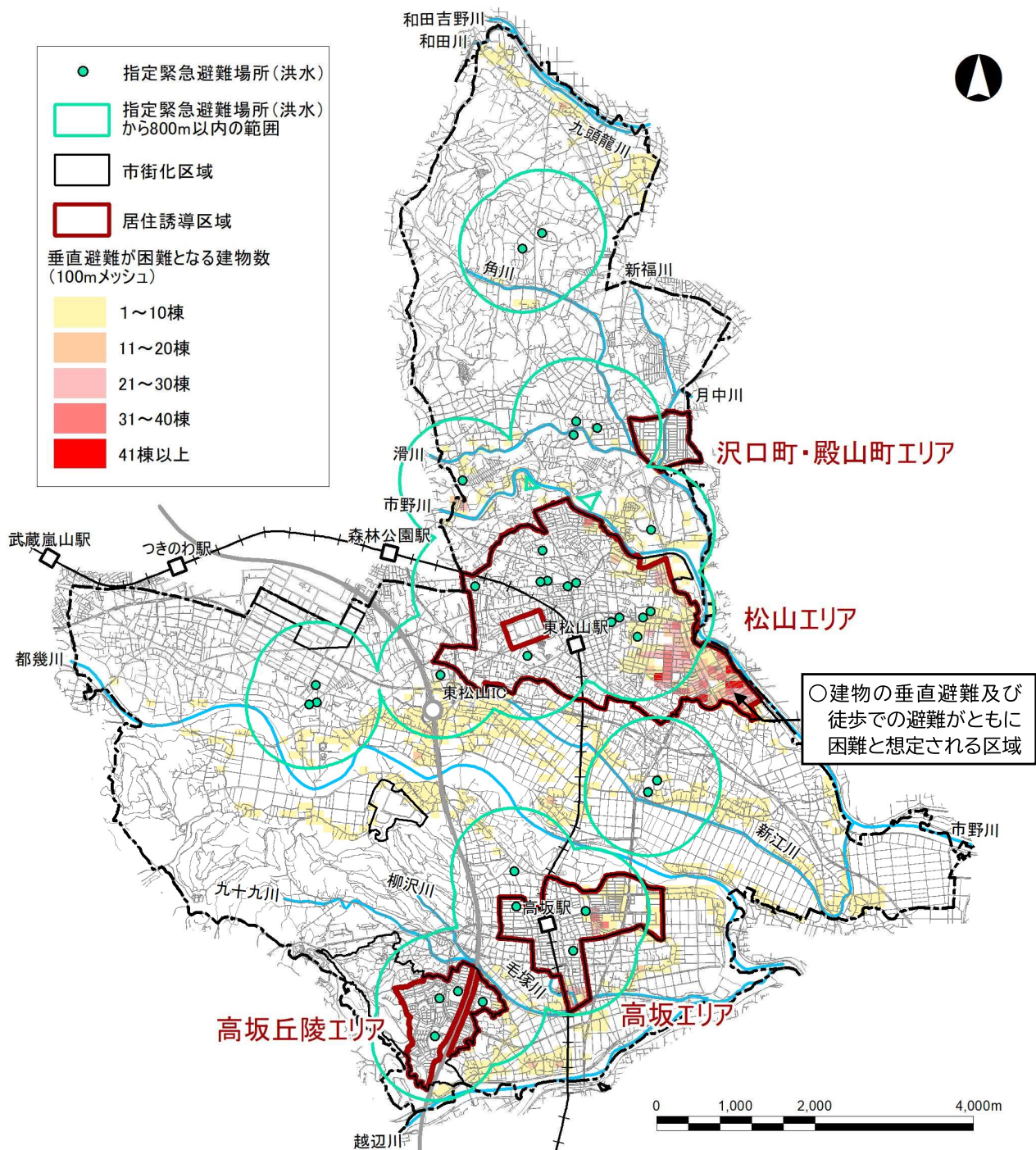
さらにこれらの箇所については、指定緊急避難場所からの距離が500mを超え、徒歩による避難が困難であるため、避難支援の必要性と早期避難の必要性が高いと考えられます。



分析 3	分析の視点	洪水浸水想定区域×建物階数×指定緊急避難場所からの距離(800m)
		垂直避難で対応できるか／垂直避難が困難な場合、徒歩での避難ができるか

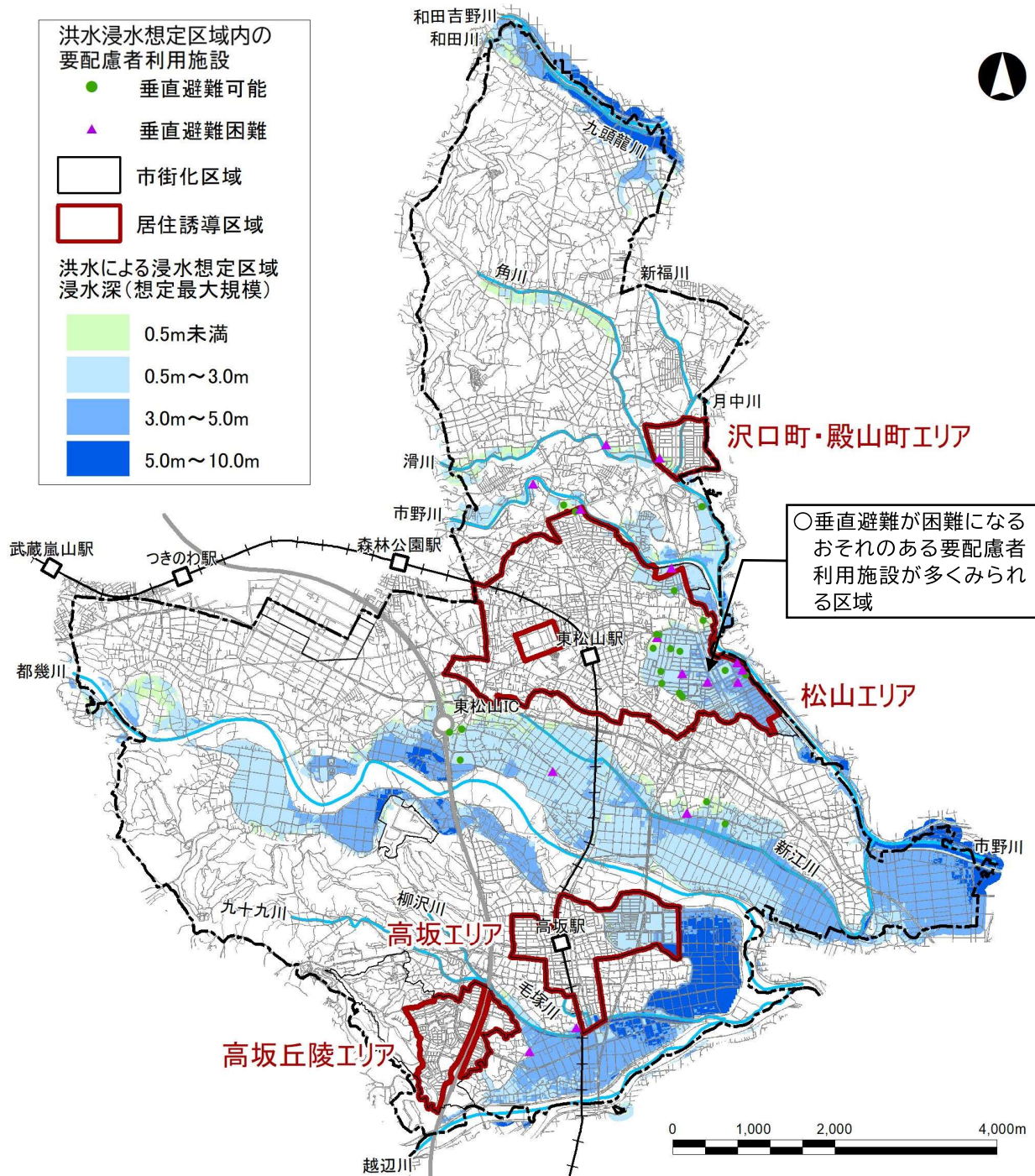
居住誘導区域内において、建物階数と浸水深から垂直避難の可否をみると、垂直避難が困難となるおそれのある建物棟数が20棟/haを超える箇所は、松山エリアの東部でまとまってみられます。

松山エリアの東部では、指定緊急避難場所からの距離が800mを超え、徒歩での避難が困難となるおそれのある建物もまとまってみられます。



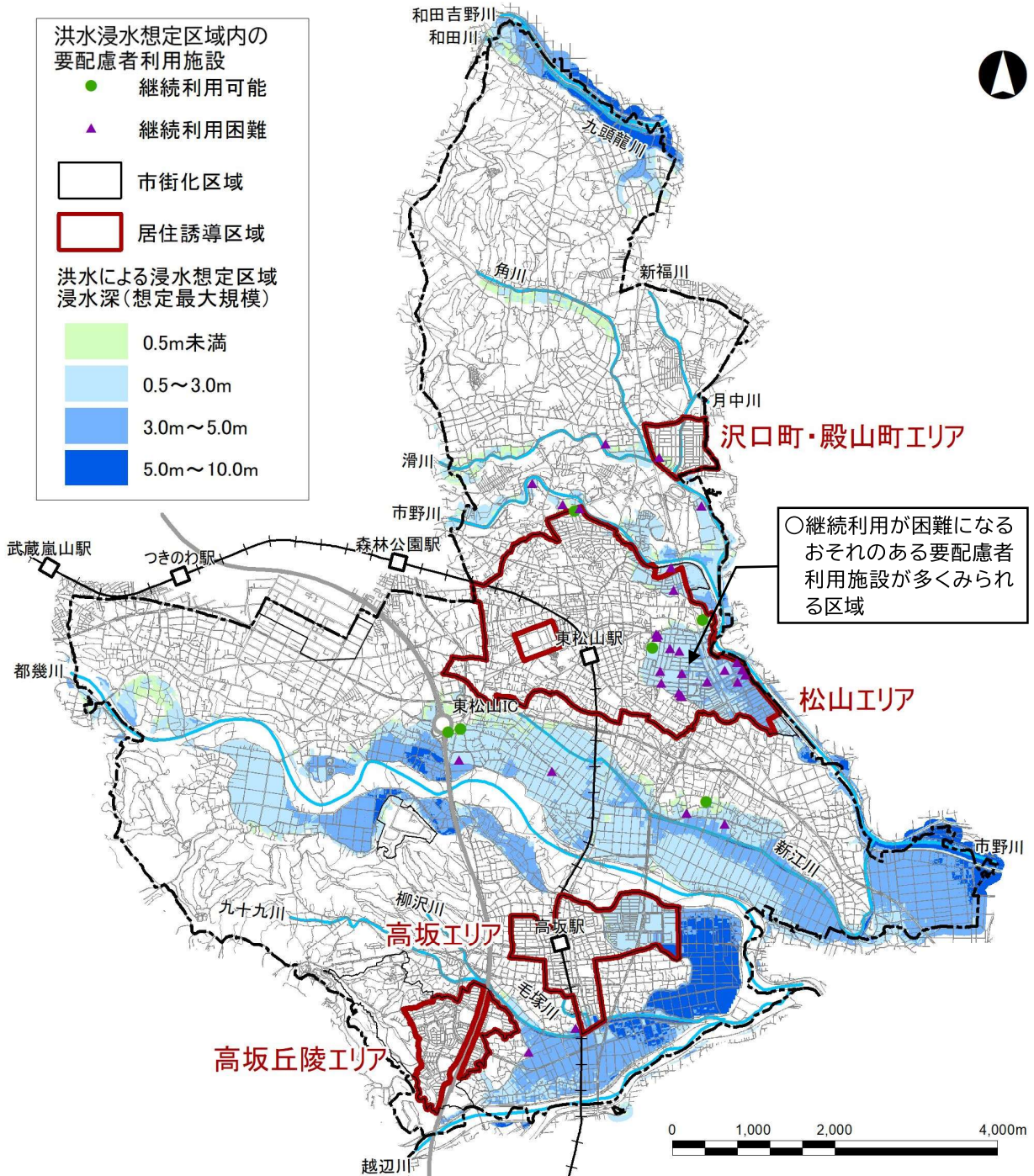
分析	洪水浸水想定区域×要配慮者利用施設(垂直避難)	
4	分析の視点	垂直避難で対応できるか

居住誘導区域内の洪水浸水想定区域内において、要配慮者利用施設の階数と浸水深から垂直避難の可否をみると、垂直避難が困難になるおそれのある施設は、松山エリアでエリア東部を中心に7施設、沢口町・殿山町エリアで1施設となっています。



分析 5 洪水浸水想定区域×要配慮者利用施設(継続利用)
 分析の視点 施設が継続利用できるか

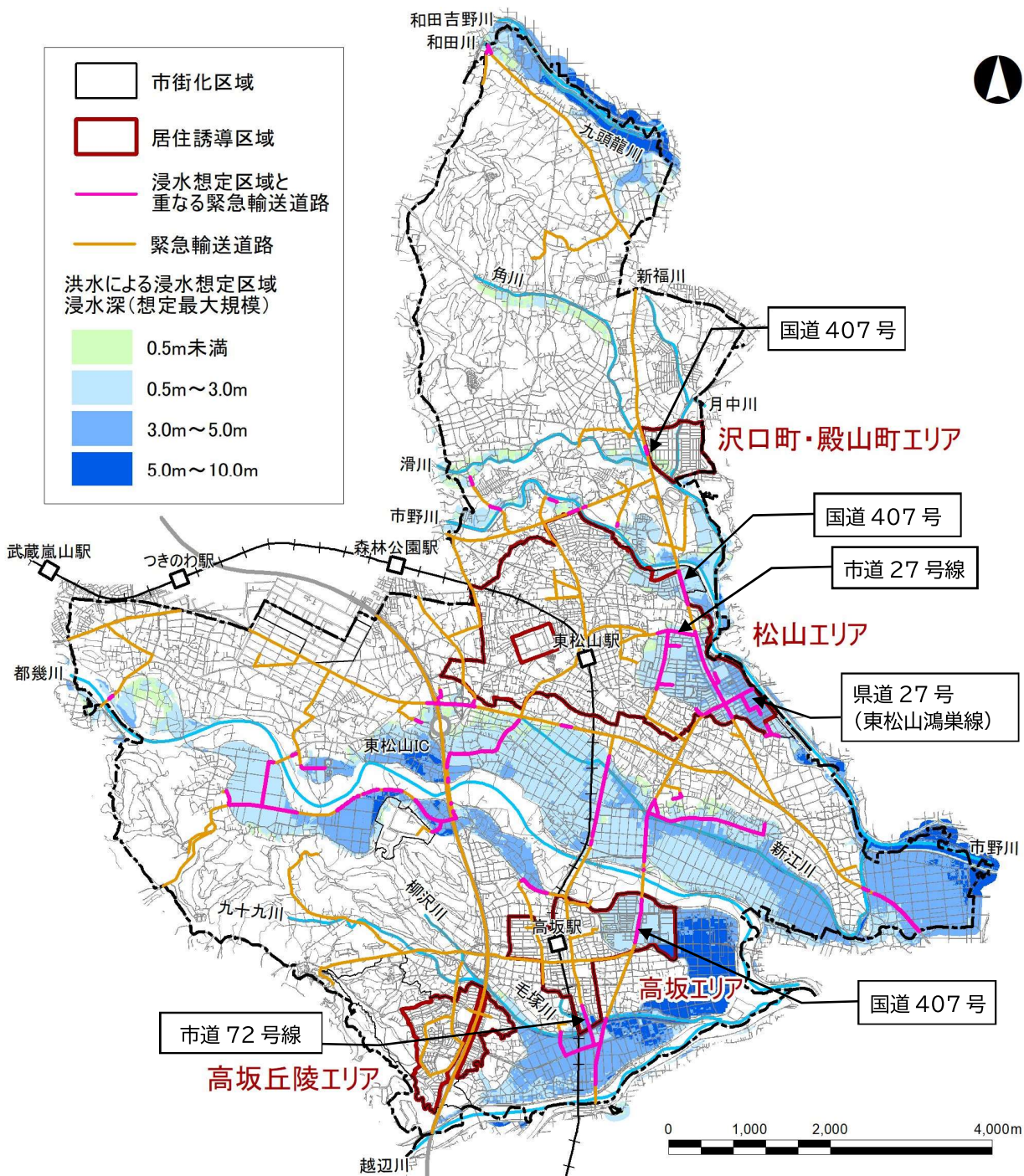
居住誘導区域内の洪水浸水想定区域内において、要配慮者利用施設の継続利用の可否をみると、継続利用が困難になるおそれのある施設は、松山エリアでエリア東部を中心に19施設、沢口町・殿山町エリアで1施設となっています。



分析 6 洪水浸水想定区域×緊急輸送道路
 分析の視点 緊急輸送道路の寸断がないか

居住誘導区域内において、浸水深が0.5m以上となり緊急車両等の走行が困難になるおそれのある緊急輸送道路は、松山エリア及び沢口町・殿山町エリアで市野川に平行する国道407号のほか、高坂エリアで都幾川を渡る国道407号などとなっています。

また、居住誘導区域外においては、都幾川などの河川との平行路線、河川を渡る区間など、多くの路線・区間で浸水深が0.5mを超えると想定され、市内外の拠点間の移動が困難になることも想定されます。

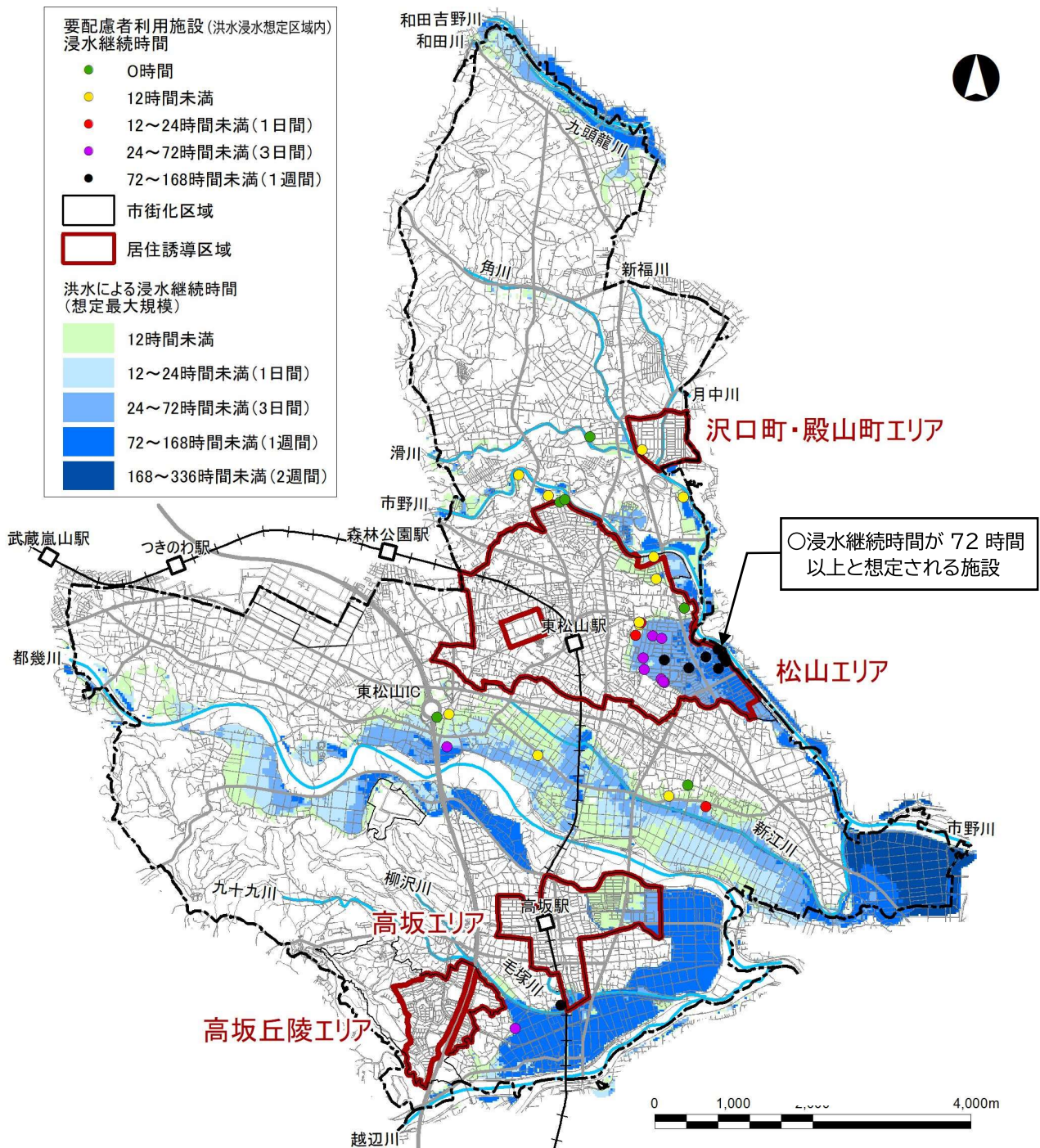


③浸水想定区域 浸水継続時間

分析	洪水浸水継続時間×要配慮者利用施設
7	分析の視点 長期間孤立する要配慮者利用施設はないか

要配慮者利用施設の浸水継続時間を居住誘導区域別にみると、松山エリアでは12時間未満が3施設、12時間以上24時間未満が2施設、24時間以上72時間未満が7施設、72時間以上168時間未満が7施設、沢口町・殿山町エリアでは12時間未満が1施設となっています。

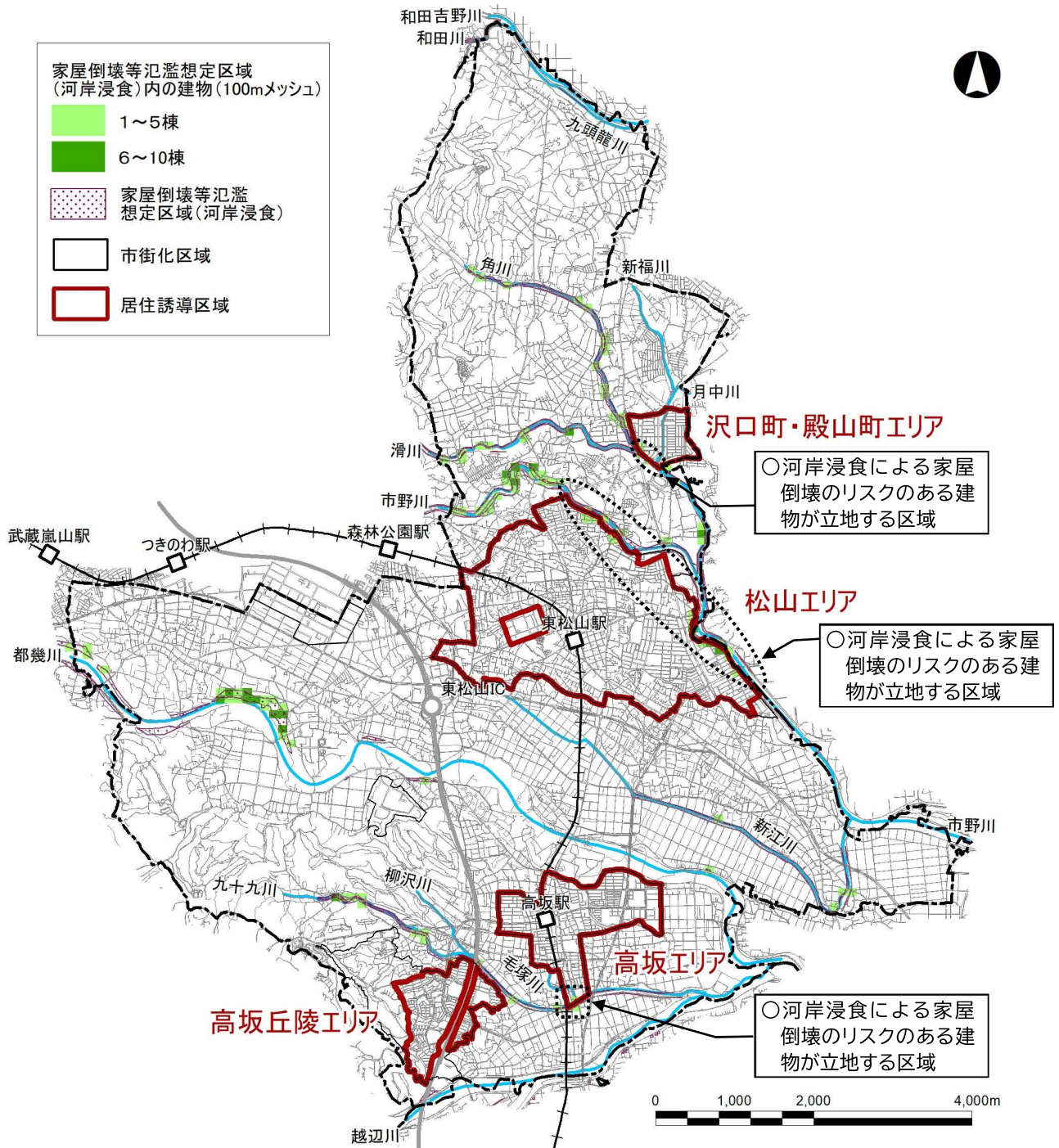
これらの施設については、浸水継続時間内において、医療・社会福祉施設などが外部からの救援や物資輸送などがない状況の中、施設単独で機能を維持すべき必要があると想定されます。



④家屋倒壊等氾濫想定区域

分析	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)×建物
8	分析の視点 家屋倒壊の危険性がないか

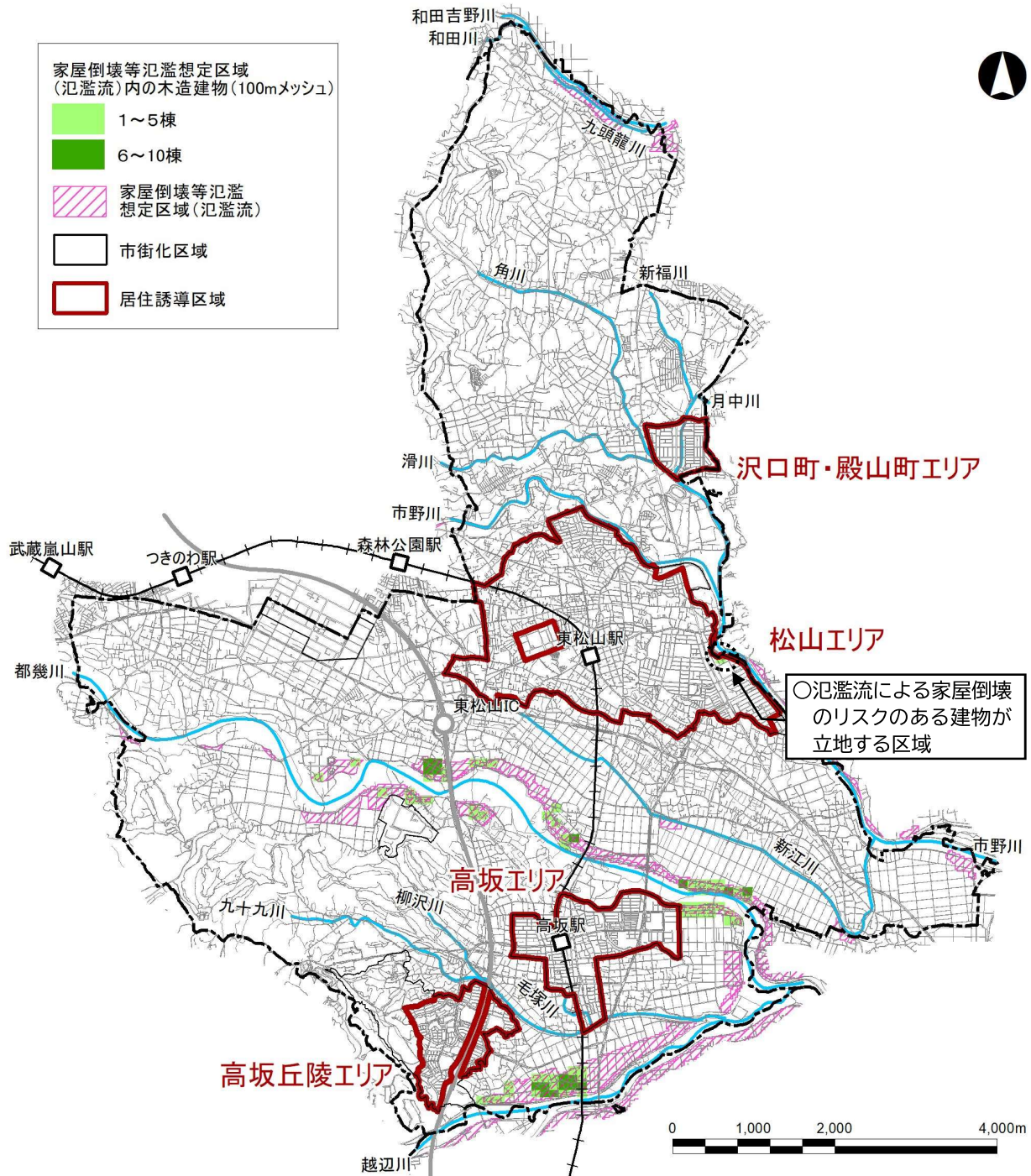
河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域に位置し、家屋倒壊のリスクのある建物は、市野川沿岸の松山エリア、滑川沿岸の沢口町・殿山町エリア、九十九川沿岸の高坂エリアで見られます。



※家屋倒壊等氾濫想定区域は、居住誘導区域外です。

分析 9 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)×木造建物
 分析の視点 家屋倒壊の危険性がないか

氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域に位置し、家屋倒壊のリスクのある木造の建物は、松山エリアで見られます。

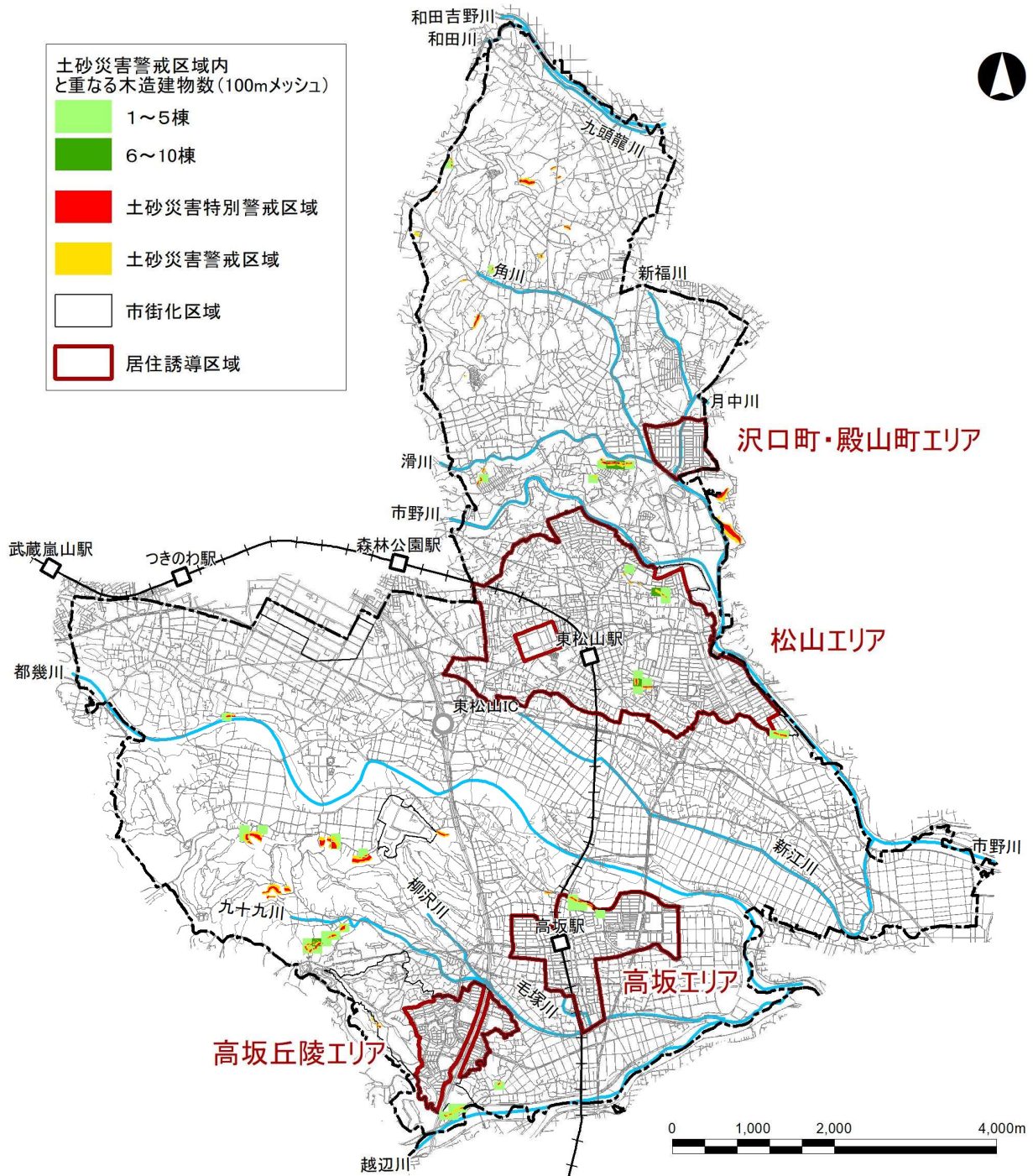


※家屋倒壊等氾濫想定区域は、居住誘導区域外です。

⑤土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

分析 10	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×建物	
	分析の視点	建物損壊の危険性がないか

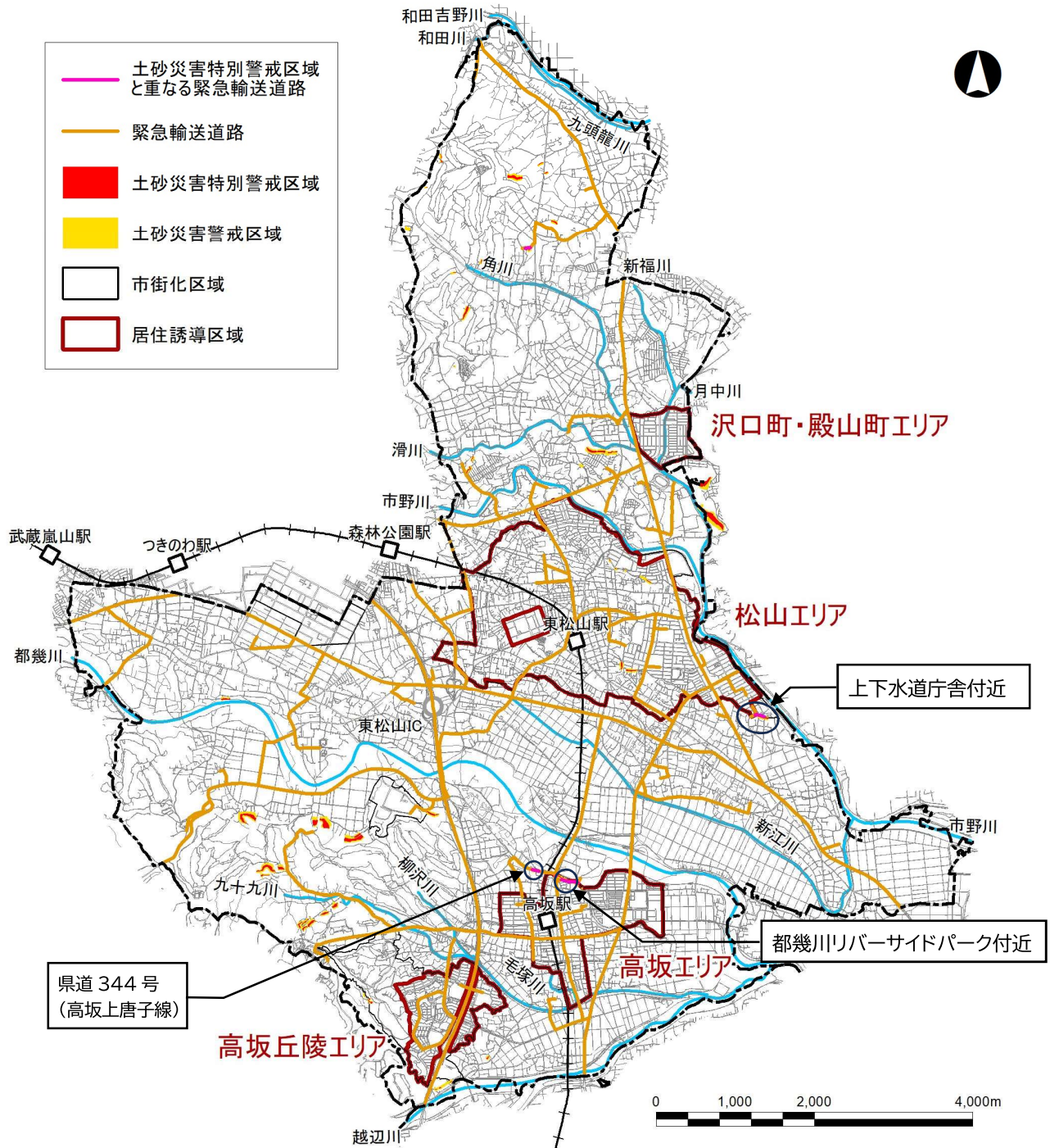
土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に位置し、建物損壊のリスクのある木造の建物は、松山エリアと高坂エリアで見られます。



※土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、居住誘導区域外です。

分析 11 分析の視点 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×緊急輸送道路

土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に位置し、土砂災害が発生した場合に道路閉塞のおそれがある緊急輸送道路は、上下水道庁舎付近、都幾川リバーサイドパーク付近、県道344号(高坂上唐子線)の一部区間の3箇所となっています。



※土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、居住誘導区域外です。

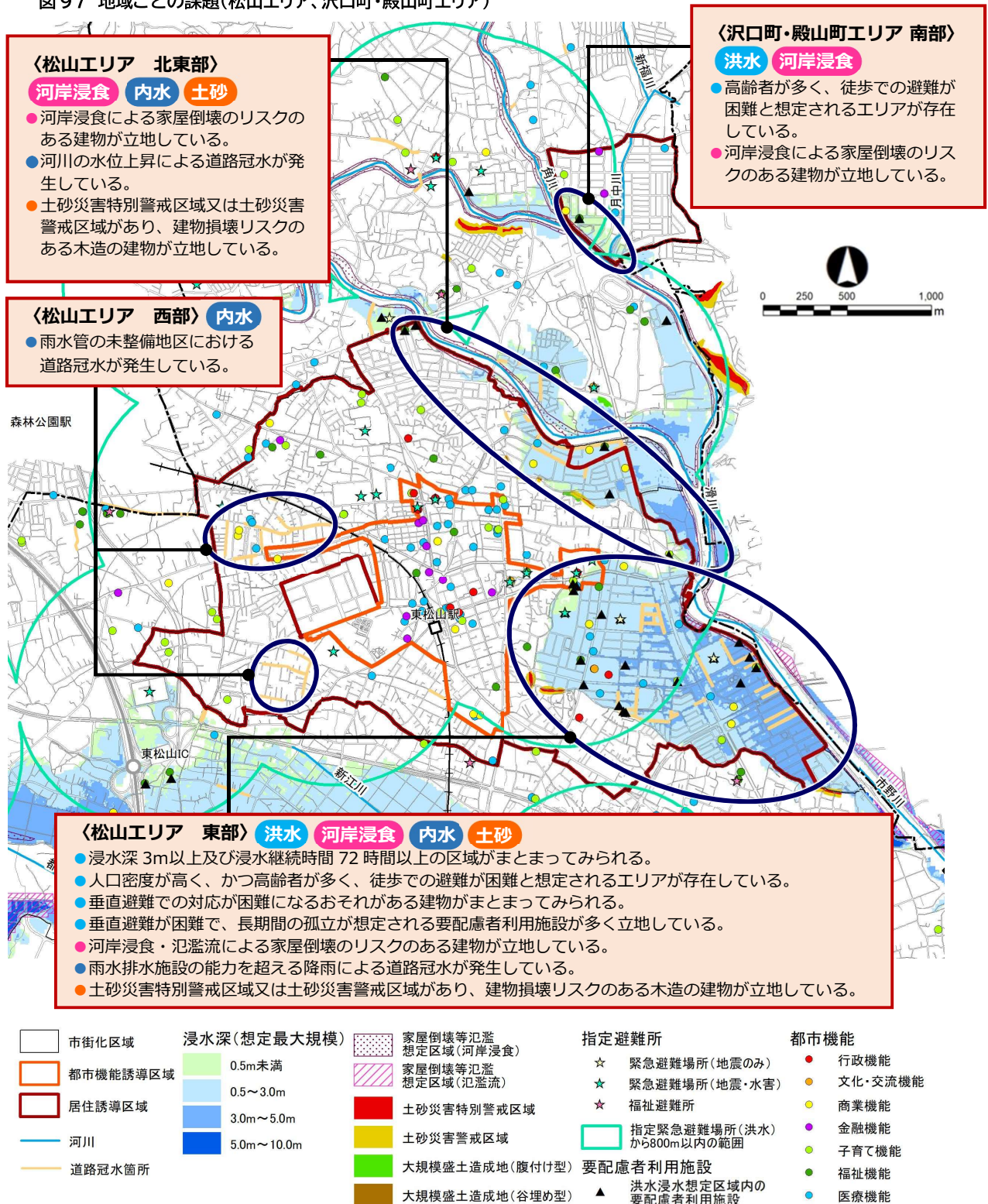
3. 防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

(1) 地域ごとの課題の整理

これまでの分析結果を踏まえ、今後必要となる対策の方向性を定めるため地域ごとの防災上の課題を整理しました。

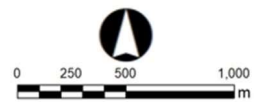
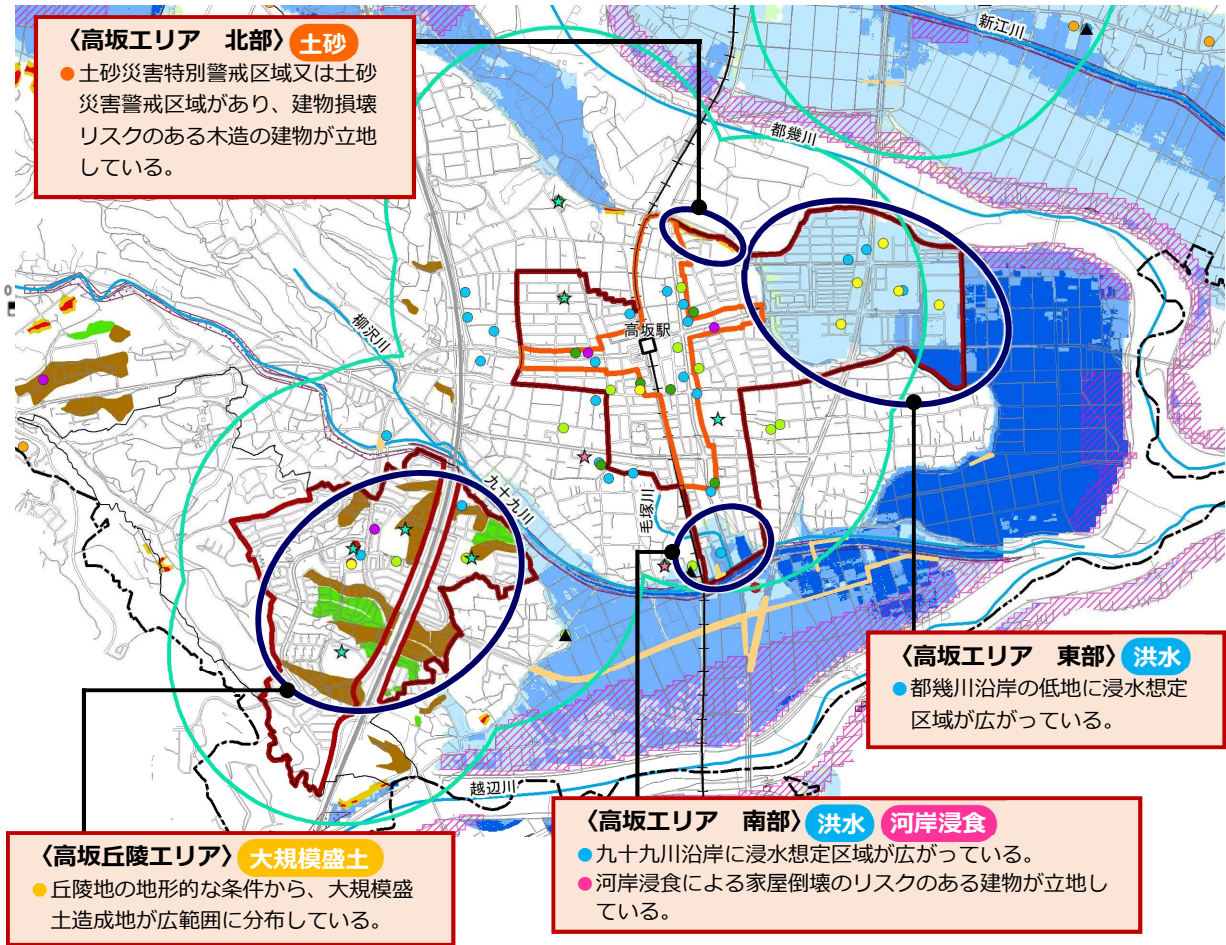
① 松山エリア、沢口町・殿山町エリア

図 97 地域ごとの課題(松山エリア、沢口町・殿山町エリア)



②高坂エリア、高坂丘陵エリア

図 98 地域ごとの課題(高坂エリア、高坂丘陵エリア)



市街化区域	浸水深(想定最大規模)	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)	指定避難所	都市機能
都市機能誘導区域	0.5m未満	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)	☆ 緊急避難場所(地震のみ)	● 行政機能
居住誘導区域	0.5~3.0m	土砂災害特別警戒区域	★ 緊急避難場所(地震・水害)	● 文化・交流機能
河川	3.0m~5.0m	土砂災害警戒区域	★ 福祉避難所	● 商業機能
道路冠水箇所	5.0m~10.0m	大規模盛土造成地(腹付け型)	指定緊急避難場所(洪水)から800m以内の範囲	● 金融機能
		大規模盛土造成地(谷埋め型)	要配慮者利用施設	● 子育て機能
			洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	● 福祉機能
				● 医療機能

(2)災害種別等に応じた取組の方向性

①防災体制に関わる課題【共通】		
○災害リスクの把握・理解の促進	関連する分析	分析1・2
<p>災害への備えや災害時の安全な避難などを実現するためには、住まい周辺に潜在する災害リスクを的確に把握・理解することが重要となります。</p> <p>このため、様々な災害に関わるハザード情報の公表や、防災や災害時の行動に対する知識等の普及などを通じて、市民一人ひとりの危機管理意識を高めていく必要があります。</p>		
○自助・共助・公助が連携した防災体制の構築	関連する分析	分析1・2
<p>居住誘導区域においては広範囲で浸水することが想定されるほか、浸水と土砂災害、滑動崩落といった複合災害の発生も想定され、行政のみでは対処しきれなくなることが懸念されます。</p> <p>このことから、発生が想定される水害や土砂災害に対し、行政が実施する各種ハード・ソフト対策「公助」と、自分や家族の身の安全を確保するための「自助」、災害時要配慮者の避難を地域ぐるみで支援するなど地域の安全をともに高めていく「共助」の相互連携により、防災体制を総合的に強化していく必要があります。</p>		
○早期避難の実現に向けた支援	関連する分析	分析1・2・4・6・11
<p>災害発生時に市民の命を守るためには、何よりもまず安全に、余裕を持った避難を行うことが不可欠です。</p> <p>そのため、避難計画やそれに基づく訓練の実施、要支援者を支える体制の構築など、平常時から安全な避難のための準備を進めるとともに、災害の状況把握、避難情報の確実な伝達など、早期避難を支援していく必要があります。</p>		
②洪水(外水氾濫)による災害リスクを踏まえた課題		
○水害対策	関連する分析	想定最大規模による洪水 浸水リスク P138
<p>現在、治水対策として、国・県の連携による入間川流域緊急治水対策プロジェクトが進められており、引き続き、関係機関との協力のもと、洪水(外水氾濫)による浸水を予防する措置を講じていく必要があります。</p>		
○安全な避難空間の確保	関連する分析	分析1・2・3・6
<p>水害対策は、完了までに長い期間を要するため、短・中期的には水害が生じた場合に備え、被害を最小限に抑える視点から、安全に避難できる空間及び避難の長期化を見据えた備蓄などを確保する必要があります。</p> <p>特に垂直避難が困難かつ徒歩による避難が困難と想定される区域においては、早期避難又は垂直避難可能な空間の確保など、地域の実態に応じた安全な避難の実現に向けて取り組む必要があります。</p>		
○浸水に対して安全な建築物の立地誘導	関連する分析	分析4・5・7・8・9
<p>浸水想定区域に含まれる、要配慮者利用施設や不特定多数の人が利用する都市機能については、浸水継続時間を見込んだ機能の維持に取り組む必要があります。</p> <p>また、安全な避難空間として活用可能な建築物や、浸水しない、氾濫流に対して倒壊しない建築物など、浸水に対して安全な建築物の立地誘導について検討する必要があります。</p>		
○水害リスクの低減	関連する分析	分析1・2・3・4
<p>浸水が想定される区域において、土地利用や住宅などの建築が進むことは、水害による被害リスクを増大させることにつながる恐れがあるため、今以上に水害リスクを高める土地利用や建築行為の適切な誘導について検討する必要があります。</p>		

③雨水出水(内水氾濫)による災害リスクを踏まえた課題		
○地表面の雨水流出量の抑制	関連する分析	内水による道路冠水箇所 P142
<p>今後必要に応じ、想定を超える雨量による雨水出水の発生可能性などについて、箇所・範囲を調査・分析することで、災害リスクを明らかにするとともに、課題が抽出された場合は、雨水浸透機能の強化など、地表面の流出量を抑制する措置を講じていく必要があります。</p>		
④土砂災害による災害リスクを踏まえた課題		
○土砂災害に対する防備	関連する分析	分析 10・11
<p>土砂災害特別警戒区域等においては、災害リスクに応じた必要な予防策を講じていく必要があります。</p> <p>一部区間が土砂災害特別警戒区域に含まれている緊急輸送道路については、道路閉塞の回避や閉塞した場合の早期啓開など、安全性や通行性の確保に向けて取り組む必要があります。</p>		
⑤大規模盛土造成地における災害リスクを踏まえた課題		
○地盤の経過観察と安全性の確保促進	関連する分析	大規模盛土造成地による災害リスク P144
<p>大規模盛土造成地については、早期に第二次スクリーニングを実施すべき優先度の高い盛土はないものの、擁壁のクラックや湧水痕があるため、継続的に経過観察を実施していく必要があります。</p> <p>また、今後の宅地造成や盛土等の工事に際し、都市計画法や建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法などの関係法令に則った安全性の確保を促していく必要があります。</p>		

4. 防災・減災まちづくりの基本方針の設定

(1) 防災まちづくりの将来像

第五次東松山市総合計画後期基本計画では、重点的に取り組む課題の一つに防災・減災対策の推進を設定し、市民の生命・財産を守る安心安全のまちの実現に向けた取組を進めています。

防災まちづくりに最も関係する分野別テーマである「防災・減災対策の充実」において掲げられた目指すべきまちの姿である「防災力を強化し、安心で安全に暮らせるまち」を防災まちづくりの将来像として共有します。

<防災まちづくりの将来像>

防災力を強化し、安心で安全に暮らせるまち

(2) 基本方針

防災まちづくりの将来像を実現するため、次の基本方針に沿った具体的な取組を推進します。

① 命を守るための被害の低減・減災対策

令和元年東日本台風による災害を教訓とし、まずは、何よりも市民の生命を守ることができるまちの実現を目指し、災害が発生しても身の安全が確保できる空間に避難できるまちづくりを進めます。

このため、災害リスクに関わる情報の公表・周知などにより防災意識を高めるとともに、高齢者等の災害時要配慮者の避難行動も考慮した避難空間や支援体制の確保、早期の避難行動を促すための警戒避難体制、防災情報の伝達・共有化の強化に取り組めます。

また、避難や救急・救援、緊急輸送などを支えるインフラの強靱化などに取り組めます。

② 災害を生じさせない予防対策

市民の財産・暮らしを守ることができるまちの実現を目指し、中長期的に災害の予防対策を講じることで、災害の発生を回避できるまちづくりを進めます。

このため、関係機関との連携のもとで、入間川流域緊急治水対策プロジェクトに基づく河川整備や内水対策、土砂災害対策など、災害発生の予防措置を講じます。

また、災害リスクの高い区域では、長期的な視点から必要に応じて土地利用規制などに取り組めます。

③ 予防と減災に向けた市民・地域・行政の連携

市民の命と財産・暮らしを守ることができるまちの実現を目指し、市民や地域と行政が連携した防災体制の構築・強化を進めます。

このため、防災知識や自助・共助の考え方などの普及に取り組むとともに、自主防災組織の育成や防災訓練等の実施などを支援します。

また、高齢者など災害時要配慮者の安全な避難を支えるしくみ・体制の構築に取り組めます。

5. 具体的な取組、スケジュール、目標値の設定

(1) 具体的な取組・スケジュール

防災指針における具体的な取組については、既存の関連計画（「東松山市地域防災計画」、「東松山市国土強靱化地域計画」、「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」等）に位置付けられた施策等（既存計画に位置付けのある取組）を基本としながら、整理します。

安全・安心のまちづくりの実現に向けて具体的な取組を計画的に進めるため、短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）に区分し、実施時期の目標を設定します。

凡例（  :整備期間等  :継続的に随時実施 ）

■基本方針① 生命を守るための被害の低減・減災対策に関する具体的な取組

具体的な取組	主体	スケジュール		
		短期	中期	長期
<共通>				
○避難場所の確保	危機管理防災課	■■■■■	■■■■■	■■■■■
○福祉避難所の充実強化	社会福祉課	■■■■■	■■■■■	■■■■■
○緊急輸送ルートの通行性の確保	道路課・建設管理課	■■■■■	■■■■■	■■■■■
○道路の防災性の向上	道路課	■■■■■	■■■■■	■■■■■
○橋りょうの強靱化	道路課	■■■■■	■■■■■	■■■■■
○道路インフラの適切な維持管理	道路課	■■■■■	■■■■■	■■■■■
○災害時要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援	危機管理防災課	■■■■■	■■■■■	■■■■■
○公園の適正な維持管理	都市計画課	■■■■■	■■■■■	■■■■■
<洪水(外水氾濫)>				
○防災情報の伝達・共有化の強化	国・県・市	■■■■■	■■■■■	
○浸水リスク情報の周知	危機管理防災課	■■■■■	■■■■■	■■■■■
○公共施設(公園)への想定浸水深の表示	都市計画課	■■■■■		
○3D都市モデルの整備	都市計画課	■■■■■		
<土砂災害>				
○危機管理意識の啓発	危機管理防災課	■■■■■	■■■■■	■■■■■
○土砂災害警戒区域ごとの警戒体制の整備	危機管理防災課	■■■■■	■■■■■	■■■■■

■基本方針② 災害を生じさせない予防対策に関する具体的な取組

具体的な取組	主体	スケジュール		
		短期	中期	長期
<洪水(外水氾濫)>				
○河川の計画的な整備	国・県	■	■	■
○河川の計画的な改修	河川課	■		
○河道の流下能力の向上	国・県	■		
○遊水・貯留機能の確保・向上	国・県	■	■	
○河川、水路、池沼の計画的な維持管理	河川課	■	■	■
○家屋浸水を予防する対策の検討	都市計画課 住宅建築課	■	■	■
○届出・勧告制度の運用	都市計画課	■	■	■
<雨水出水(内水氾濫)>				
○内水対策の推進	下水道施設課 河川課・道路課	■	■	■
○下水道計画区域内の内水浸水想定区域図の作成	下水道施設課	■		
○浸水実績箇所の把握	危機管理防災課	■	■	■
<土砂災害>				
○土砂災害特別警戒区域における開発行為、建築行為の制限	住宅建築課	■	■	■
○土砂災害防止対策の推進	都市計画課	■		
<大規模盛土造成地>				
○宅地等の安全対策	住宅建築課	■	■	■
○大規模盛土造成地マップの周知	住宅建築課	■	■	■
○大規模盛土造成地の経過観察の実施	住宅建築課	■	■	■

■基本方針③ 予防と減災に向けた市民・地域・行政の連携に関する具体的な取組

具体的な取組	主体	スケジュール		
		短期	中期	長期
<共通>				
○自助による市民の防災力向上	危機管理防災課	■	■	■
○自主防災組織の育成強化	危機管理防災課	■	■	■
○地区防災計画の作成支援	危機管理防災課	■	■	■
○社会福祉施設の防災・減災対策	高齢介護課 障害者福祉課	■	■	■
○障害者福祉施設への啓発活動	障害者福祉課	■	■	■
○市登録制メールの登録促進	危機管理防災課	■	■	■
○避難行動要支援者等の避難支援	社会福祉課	■	■	■
○災害時応援協定の強化	危機管理防災課	■	■	■
<土砂災害>				
○土砂災害を想定した防災訓練の実施	危機管理防災課	■	■	■

(2)具体的な取組の内容

具体的な取組の内容は、以下のとおりです。

■基本方針① 生命を守るための被害の低減・減災対策

＜共通＞			
○避難場所の確保			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
<p>災害時に避難が円滑に行われるよう指定基準に適合した指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するほか、民間事業者と災害時応援協定を活用するなどして、住民の多様な避難行動に対応した避難場所の確保に取り組みます。また、ハザードマップやホームページ等を通じて、避難場所の所在地、避難する際の携行品、水害時に開設しない避難場所などを平時から住民に周知します。</p>			
○福祉避難所の充実強化			
取組の主体	社会福祉課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>福祉避難所対象施設との連携を図り、担当者会議や開設訓練を実施することで、福祉避難所の開設・運営の実効性確保を目指します。また、福祉避難所以外の避難所においても、要配慮者専用スペースを設けるとともに、避難所運営マニュアルを適宜修正することで、要配慮者の視点に立った避難所運営を推進します。</p>			
○緊急輸送ルートの通行性の確保			
取組の主体	道路課・建設管理課	関連計画等	地域防災計画
<p>緊急輸送ルートの確保を早期に確実に行うため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとします。</p>			
○道路の防災性の向上			
取組の主体	道路課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>各地区の主要な避難路と判断される道路の交通安全対策など、道路の安全性を高める対策を実施し、道路ネットワークの強化を図ります。</p>			
○橋りょうの強靱化			
取組の主体	道路課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>災害時における道路ネットワーク確保のため、緊急輸送道路の橋梁や鉄道に架かる跨線橋は、耐震補強計画に基づく計画的な補強工事による耐震化を進めます。</p>			
○道路インフラの適切な維持管理			
取組の主体	道路課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>災害時の通行性の確保に向け、重点的な老朽化対策が求められる橋梁については、長寿命化に向けて定期的な点検及び必要な修繕を継続的に実施することで、予防保全的な維持管理を進めます。主要幹線道路は、定期的な路面性状調査に基づき作成された修繕計画により、計画的な修繕を行います。また、道路照明灯等の道路附属物においても定期点検及び必要な修繕を継続的に実施し、適切な維持管理を進めます。</p>			
○災害時要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画・国土強靱化地域計画
<p>洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設による、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援します。</p>			

○公園の適正な維持管理			
取組の主体	都市計画課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>災害時において、地域の一時集合場所や自主防災拠点として活用される身近な公園に防災機能施設設置を推進するとともに、公園施設長寿命化計画に基づく施設更新・補修を行い、災害に強い公園づくりを進めます。</p>			
<洪水(外水氾濫)>			
○防災情報の伝達・共有化の強化			
取組の主体	国・県・市	関連計画等	入間川流域緊急治水対策プロジェクト
<p>国による越水・決壊を検知する機器の開発・整備に合わせた光ケーブルによる接続、危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置など、減災の視点からみた重要度に応じた情報の伝達方法の選択と防災情報の共有化に取り組みます。</p>			
○浸水リスク情報の周知			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
<p>河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報を分かりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」について適宜更新するとともに、市民に対する周知に取り組みます。</p>			
○公共施設(公園)への想定浸水深の表示			
取組の主体	都市計画課	関連計画等	(新規取組)
<p>平常時から洪水(外水氾濫)への危機意識を喚起するため、公園などの公共施設への想定浸水深の表示に取り組みます。</p>			
○3D都市モデルの整備			
取組の主体	都市計画課	関連計画等	(新規取組)
<p>市民が災害リスクへの理解を深めるツールとして、災害リスクを可視化する3D都市モデルの整備に取り組みます。</p>			
<土砂災害>			
○危機管理意識の啓発			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
<p>土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に取り組みます。</p>			
○土砂災害警戒区域ごとの警戒体制の整備			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
<p>土砂災害警戒区域内の住民を対象とした連絡網を作成するとともに、緊急時に住民の避難を促す体制を整備します。</p> <p>また、土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努めるとともに、大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に対し適時適切に周知します。</p>			

■基本方針② 災害を生じさせない予防対策

＜洪水(外水氾濫)＞			
○河川の計画的な整備			
取組の主体	国・県	関連計画等	荒川水系河川整備計画[大臣管理区間] 荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画 [県管理区間] 入間川流域緊急治水対策プロジェクト 荒川水系流域治水プロジェクト
都幾川における堤防の嵩上げや築堤、河道拡幅など、九十九川及び新江川における排水機場の整備などの合流点処理、市野川における築堤、河道拡幅など、河川整備や維持管理を推進します。			
○河川の計画的な改修			
取組の主体	河川課	関連計画等	国土強靱化地域計画
準用河川新江川をはじめとする河川や排水路において、大雨時の溢水による浸水被害を防止するため、計画的な改修を推進します。			
○河道の流下能力の向上			
取組の主体	国・県	関連計画等	荒川水系河川整備計画[大臣管理区間] 荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画 [県管理区間] 入間川流域緊急治水対策プロジェクト 荒川水系流域治水プロジェクト
河道の流下能力の向上のために、河道内の土砂掘削や樹木伐採、掘削土を活用した堤防整備を推進します。			
○遊水・貯留機能の確保・向上			
取組の主体	国・県	関連計画等	荒川水系河川整備計画[大臣管理区間] 荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画 [県管理区間] 入間川流域緊急治水対策プロジェクト 荒川水系流域治水プロジェクト
流域の遊水・貯留機能の確保・向上のために、地形や現状の土地利用等を考慮し、遊水地及び合流点の負荷軽減を図るための調節池の整備を推進します。			
○河川、水路、池沼の計画的な維持管理			
取組の主体	河川課	関連計画等	国土強靱化地域計画
河川、水路、池沼等について、パトロールを定期的実施することで、異常箇所を早期に確認し、修繕や改修によって計画的な維持管理を推進します。			
○家屋浸水を予防する対策の検討			
取組の主体	都市計画課 住宅建築課	関連計画等	地域防災計画 入間川流域緊急治水対策プロジェクト
浸水が想定される区域の土地利用制限など、土地利用・住まい方の工夫による、家屋浸水を予防する対策の検討に取り組みます。			

○届出・勧告制度の運用			
取組の主体	都市計画課	関連計画等	—
<p>災害リスクが高く、居住誘導区域から除外した区域における住宅開発等を把握するとともに、災害リスクの低い区域への誘導を図るため、届出制度を適切に運用し、勧告についても必要に応じて検討します。</p>			
<雨水出水(内水氾濫)>			
○内水対策の推進			
取組の主体	下水道施設課 河川課・道路課	関連計画等	地域防災計画・国土強靱化地域計画
<p>道路、雨水排水管、未流の河川等、相互に関連する施設の整備を総合的に進めることで、市街地における内水被害の低減を図ります。また、調整池、雨水浸透施設の整備を推進するほか、雨水放流可能区域外の開発行為に対し、東松山市雨水流出抑制施設設置基準に基づいた雨水流出抑制施設の設置を促進します。</p>			
○下水道計画区域内の内水浸水想定区域図の作成			
取組の主体	下水道施設課	関連計画等	(新規取組)
<p>内水氾濫による浸水想定区域を把握し、今後の内水対策の参考とするため想定最大規模降雨に対する下水道計画区域内の内水浸水想定区域図を作成します。</p>			
○浸水実績箇所の把握			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
<p>大雨等による被害の軽減を図るため、過去の浸水(内水氾濫)被害の実績を把握し、東松山市ハザードマップへ反映します。</p>			
<土砂災害>			
○土砂災害特別警戒区域における開発行為、建築行為の制限			
取組の主体	住宅建築課	関連計画等	地域防災計画
<p>開発行為に関する許可や建築基準法に基づく建築物の構造規制を行い、土砂災害の防止を図ります。</p>			
○土砂災害防止対策の推進			
取組の主体	都市計画課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>土砂災害警戒区域内に位置する五領沼公園の急傾斜地を都市公園に位置付けて適正な管理を推進するとともに安全対策を検討します。</p>			
<大規模盛土造成地>			
○宅地等の安全対策			
取組の主体	住宅建築課	関連計画等	地域防災計画
<p>都市計画法及び建築基準法において、それぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査、当該工事の施工に対する指導・監督を通じた安全対策を行います。</p>			
○大規模盛土造成地マップの周知			
取組の主体	住宅建築課	関連計画等	地域防災計画
<p>県が作成した大規模盛土造成地マップを公表するとともに、当該マップを活用して宅地の安全性の把握及び耐震化を行うよう市民に周知します。</p>			

○大規模盛土造成地の経過観察の実施

取組の主体	住宅建築課	関連計画等	(新規取組)
-------	-------	-------	--------

第二次スクリーニングの優先度評価の結果、早期に第二次スクリーニングを実施すべき優先度の高い盛土はないことから、対象の大規模盛土造成地について経過観察を実施し、危険性を伴う異常を確認した場合は、第二次スクリーニングの実施を検討します。

■基本方針③ 予防と減災に向けた市民・地域・行政の連携

<共通>

○自助による市民の防災力向上

取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
-------	---------	-------	--------

市民の防災意識と災害対応力を高めるため、要配慮者及び地域の特性や気候変動の影響等を踏まえつつ、災害に関する各種資料の収集・提供や県防災学習センター等の活用、パンフレット等の作成配布、講演会・研修会・出前講座の実施、各種マスメディアの活用、マイ・タイムラインの作成の普及・啓発などを通じ、防災教育や知識の普及を図ります。

○自主防災組織の育成強化

取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	国土強靱化地域計画
-------	---------	-------	-----------

自助の活動や地域に密着した自主防災組織の整備を支援するとともに、地域での共助の中心となる自主防災組織のリーダーを養成し、より一層の組織強化を図ります。
また、自主防災組織の防災力向上のため、東松山市自主防災組織等補助金により資機材整備や防災訓練実施に対して助成し、自助、共助の体制の強化を図ります。

○地区防災計画の作成支援

取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
-------	---------	-------	--------

自助・共助における防災活動を促進するため、一定の地区内の居住者及び事業者による地区防災計画の作成を支援します。

○社会福祉施設の防災・減災対策

取組の主体	高齢介護課 障害者福祉課	関連計画等	地域防災計画・国土強靱化地域計画
-------	-----------------	-------	------------------

介護施設や障害者施設は、災害が発生した時に自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設管理者は、施設の耐震改修、大規模修繕、非常用自家発電設備、給水設備の整備等により安全性の確保を推進します。

○障害者福祉施設への啓発活動

取組の主体	障害者福祉課	関連計画等	国土強靱化地域計画
-------	--------	-------	-----------

市内における障害者施設管理者に対し、ハザードマップの十分な確認と把握に基づき施設における有事の際の行動指針等を策定し、施設従事者は常日頃の訓練による冷静沈着な行動に基づき、利用者の安全確保を図るよう啓発します。

○市登録制メールの登録促進

取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	国土強靱化地域計画
-------	---------	-------	-----------

防災・気象情報や防災行政無線情報などを電子メールで配信する登録制メールについて、各種団体や民間企業等の協力を得ながら登録促進に取り組みます。

○避難行動要支援者等の避難支援			
取組の主体	社会福祉課	関連計画等	地域防災計画・国土強靱化地域計画
<p>平時から避難行動要支援者名簿を自治会や民生委員等の避難支援等関係者に提供することにより、迅速な避難支援の確保を図ります。また、災害時の避難支援をより実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成、研修会の開催、避難訓練の実施を推進します。</p>			
○災害時応援協定の強化			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	国土強靱化地域計画
<p>大規模災害に備え、県や近隣市町村等とも応援協力体制を構築するとともに、民間事業者等との災害時応援協定による人的協力や物資の供給確保に取り組みます。</p>			
<土砂災害>			
○土砂災害を想定した防災訓練の実施			
取組の主体	危機管理防災課	関連計画等	地域防災計画
<p>土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を実施します。</p>			

(3) 目標指標及び目標値

防災指針に基づく取組の進捗状況を評価するための指標及び目標値を次のとおり設定します。

<基本方針①>

指標 ①-I	現状 (令和5年(2023年))	目標値 (令和10年(2028年))
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率	100%	100%
指標 ①-II	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
防災機能施設設置公園数 【国土強靱化地域計画指標】	7箇所 【令和2年 7箇所】	10箇所
指標 ①-III	現状 (令和5年(2023年))	目標値 (令和10年(2028年))
想定浸水深を表示した公園数(割合)	0箇所(0%)	25箇所(100%)

<基本方針②>

指標 ②-I	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
準用河川新江川の改修率 【総合計画・国土強靱化地域計画指標】	50.6% 【令和2年 39%】	100%
指標 ②-II	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
公共下水道(雨水管)整備延長(累計) 【国土強靱化地域計画指標】	396.6m 【令和2年 122m】	597m

<基本方針③>

指標 ③-I	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
自主防災組織結成率 【総合計画・国土強靱化地域計画指標】	99% 【令和2年 98.5%】	100%
指標 ③-II	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
個別避難計画作成者数 【国土強靱化地域計画指標】	763人 【令和2年 239人】	2,000人
指標 ③-III	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
災害時応援協定締結数 【総合計画・国土強靱化地域計画指標】	62 【令和2年 53】	62
指標 ③-IV	現状 (令和4年(2022年))	目標値 (令和7年(2025年))
各種防災訓練参加人数 【総合計画・国土強靱化地域計画指標】	9,578人 【令和2年 9,492人】	11,000人

